

世田谷区地域防災計画

[令和7年修正]

本編②

【風水害編】
【富士山等噴火降灰対策編】
【大規模事故対策編】

世田谷区防災会議

目次

【風水害編】	1
第1部 総則.....	1
第1章 計画の方針	3
第1節 計画の目的及び前提	3
1 計画の目的	3
2 計画の前提	3
第2節 風水害に関する近年の動向	4
第3節 計画の構成	4
第4節 計画の習熟	4
第5節 計画の修正	5
第2章 区の概況と災害	6
第1節 区の概況	6
1 地勢	6
2 人口・産業	8
第2節 気象の概況	8
1 区部と多摩地域	8
第3節 風水害の概況	9
1 集中豪雨・台風等の大雨による被害	9
第3章 河川及び下水道等の整備概要	11
第1節 河川	11
1 中小河川の整備	11
2 多摩川水系における河川事業	11
3 世田谷区における河川事業	11
第2節 下水道	14
1 区部の下水道	14
2 世田谷区における下水道事業	15
第4章 区・都及び防災機関の役割	15
第2部 災害予防計画.....	17
第1章 水害予防対策	19
第1節 豪雨対策	19
1 東京都豪雨対策基本方針	19
2 河川の整備	19
3 雨水流出抑制施設の整備	21
4 下水道の整備	21

5 豪雨対策の重点的な実施	22
6 区民への洪水情報の提供	23
7 東京都水防災総合情報システム	24
8 下水道施設における降雨情報システム（東京アメッシュ）、幹線水位情報の提供..	24
9 浸水想定区域の指定及び水深の公表	24
10 浸水想定区域における避難体制確保	24
11 地下空間への浸水被害対策	26
12 洪水ハザードマップ等の作成・公表	27
13 水害時避難行動マップの作成支援	27
14 避難体制等の整備・確立	27
15 水防・水害対策に関する体制の強化	28
16 広報・啓発	28
17 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	29
18 水門（樋門・樋管）・陸閘	29
19 土のうステーションの拡充	29
第2節 がけ崩れ対策	30
1 がけ崩れ対策	30
第3節 土砂災害に関するソフト対策	31
1 土砂災害防止法	31
2 土砂災害警戒区域等の指定	31
3 土砂災害警戒情報の発表	33
4 避難体制等の整備・確立	34
5 その他	35
第2章 都市施設対策	36
第1節 ライフライン施設	36
1 電気施設	36
2 ガス施設	38
3 水道施設	38
4 下水道施設	39
5 通信施設	39
6 ライフライン対策連絡協議会の設置	40
第2節 道路及び交通施設等	41
1 道路施設	41
2 鉄道施設	42
3 無電柱化の推進	42
4 屋外広告物対策	42
第3章 地域防災力の向上	43
第1節 自助による区民の防災力の向上	43
第2節 地域による共助の推進	44
第3節 事業所による自助・共助の強化	44

第4節 区民・行政・事業所等の連携	44
第5節 ボランティア等との連携・協働	44
第4章 防災運動の推進	45
第1節 防災意識の啓発	45
1 防災広報の充実	45
2 防災教育の充実	46
第2節 防災訓練の実施	47
1 区の防災訓練	47
2 都の防災訓練	47
3 水防訓練	48
4 警備訓練	48
第3部 災害応急・復旧対策計画	49
第1章 初動態勢	51
第1節 世田谷区災害対策本部の組織・運営	55
1 世田谷区災害対策本部等の分掌事務等	55
2 世田谷区災害対策本部の設置等	55
第2節 世田谷区水防本部の組織・運営	55
1 水防機関の活動計画	55
第3節 区職員の初動態勢	62
1 水防本部の参集基準	62
2 水防実施状況報告	62
第4節 都の活動体制	62
第5節 救助・救急対策	62
1 救助・救急活動態勢等	62
2 救助・救急体制の整備	62
第6節 応援協力・派遣要請	63
1 応援協力	63
2 区による自衛隊への災害派遣要請	63
第7節 防災機関の活動体制	63
第2章 情報の収集・伝達	64
第1節 情報連絡体制	64
1 情報通信連絡体制	64
2 通信施設の整備及び運用	64
第2節 災害予警報等の伝達	66
1 情報収集・伝達体制	66
2 気象情報の早期収集・提供	67
3 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	68
4 ダム放流通報	69
5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有	70

6 特別警報が発表された時の情報の共有	71
第3節 被害状況等の報告体制	72
第4節 災害時の広報及び広聴活動	75
1 広報活動	75
2 広聴活動	78
第3章 水防対策	79
第1節 水防情報	80
1 気象情報	80
2 洪水予報河川（国管理河川）	81
3 洪水予報河川（都管理河川）	83
4 水防警報	84
5 水位周知河川（都管理河川）	86
6 水防上注意を要する箇所	88
7 土砂災害警戒情報	89
第2節 水防機関の活動	90
1 区の活動	90
2 消防機関（消防署及び消防団）の活動	90
3 都の体制及び活動	91
4 決壊時の措置	92
5 費用及び公用負担	93
第4章 警備・交通規制	95
第1節 警備活動	95
1 警備態勢	95
2 警備活動	95
3 その他	95
第2節 交通規制	96
1 交通情報の収集と交通統制	96
2 交通規制	96
3 車両検問	96
4 その他	96
第5章 医療救護等対策	97
第1節 初動医療体制	99
1 医療情報の収集伝達体制	99
第2節 医薬品・医療資器材の供給	99
第3節 医療施設の確保	99
第4節 遺体の取扱い	99
第6章 避難者対策	100
第1節 避難体制の整備	101
1 避難体制の整備	101
第2節 避難指示等の判断・伝達	103

1 避難指示等	103
2 避難指示等の判断基準等	107
第3節 避難誘導	109
1 避難誘導	109
2 安全な避難方法の確保	111
第4節 避難所の指定、開設・管理運営	111
1 避難所の事前指定	111
2 避難所の開設・管理運営	112
3 車中泊	115
第5節 被災者の他地区への移送	115
第6節 要配慮者の安全確保	115
第7章 物流・備蓄・輸送対策	116
第1節 飲料水の供給	117
第2節 食料・生活必需品等の供給	117
第3節 備蓄・調達物資の輸送	117
第4節 輸送車両等の確保	117
第8章 災害時のトイレ対策の推進、ごみ処理、災害廃棄物処理	118
第1節 ごみ処理	118
1 対策内容と役割分担	118
2 業務手順	119
3 詳細な取組み内容	119
第2節 トイレの確保及びし尿の収集・運搬	119
第3節 障害物の除去	119
1 住居関係障害物の除去	119
2 道路関係障害物の除去	120
第4節 災害廃棄物処理	120
第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策	121
第1節 水道施設	121
第2節 下水道施設	121
第3節 電気施設	121
第4節 ガス施設等	121
第5節 通信施設	121
第10章 公共施設等の応急・復旧対策	122
第1節 公共土木施設等	122
1 道路・橋梁	122
2 河川及び内水排除施設	123
第2節 鉄道施設	125
1 運行基準	125
2 災害時の応急措置	125
3 事故発生時の救護活動	125

4 浸水時等の対応	125
5 復旧対策	125
第3節 社会公共施設等	126
1 各医療機関	126
2 社会福祉施設等	126
3 公園・運動施設	126
4 学校施設	126
5 文化財施設	127
6 区立文化施設・社会教育施設	127
第11章 応急生活対策	128
第1節 被災建築物及び被災宅地の危険度判定	128
第2節 住家被害認定調査及び罹災証明書交付	128
第3節 被災住宅の応急修理	128
第4節 応急仮設住宅の供給	128
第5節 被災者の生活確保	128
第6節 義援金の取扱い	128
第12章 災害救助法の適用	129
第1節 災害救助法の適用	129
第2節 救助実施体制の整備	129
第3節 災害報告及び救助実施状況の報告	129
第13章 激甚災害の指定	130
第1節 激甚災害制度	130
第2節 激甚災害に関する調査報告	130
第3節 特別財政援助等の申請手続等	130
第4部 雪害対策	131
第1章 雪害予防対策	133
第1節 雪害に対する啓発及び備え	133
1 雪害に対する啓発	133
2 機材・凍結防止剤等の備蓄	133
第2章 雪害応急対策	134
第1節 組織及び態勢	134
1 組織及び態勢について	134
第2節 情報収集・連絡体制	135
1 情報収集	135
2 情報連絡体制	135
3 区民広報・情報配信	136
第3節 除雪活動	137
1 除雪活動体制	137
2 除雪活動	137

3 除雪活動の留意点	140
4 他機関への応援要請	140
5 その他の応急対策活動	140
第4節 救助・避難	141
1 救助事象への対応	141
2 避難対策	141
第5節 立ち往生車両の移動等	141
1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策	141
2 土地の一時使用等	142
3 関係機関、道路管理者間の連携・調整	142
【富士山等噴火降灰対策編】	143
第1章 富士山の現況等	145
第1節 国による検討	145
第2節 噴火による被害想定	146
1 被害想定	146
2 降灰予想図（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）	147
3 火山灰による被害	147
第2章 災害予防計画	149
第1節 予防計画の作成	149
第2節 火山観測	149
第3節 区民等の災害行動力の向上	149
第4節 訓練及び防災知識の普及	149
第3章 災害応急・復旧対策計画	150
第1節 応急活動態勢	150
第2節 情報の収集・伝達	150
1 噴火警報等	150
2 火山（降灰）情報	151
3 降灰予報	152
第3節 応援協力・派遣要請	153
第4節 警備・交通規制	153
第5節 ライフライン等の応急・復旧対策	153
第6節 避難	153
第7節 火山降灰対策用物資の備蓄	153
第8節 救援・救護	153
第9節 交通機関の応急・復旧対策	153
第10節 宅地の降灰対策	154
第11節 火山灰の収集及び処分	155
1 火山灰の収集・運搬	155
2 火山灰の除去・処分	155

【大規模事故対策編】	157
第1章 応急活動体制	159
第1節 区の活動態勢	159
第2節 現地連絡調整所の設置	159
1 現地連絡調整所の設置	159
2 現地連絡調整所の組織	159
3 連絡調整事項	160
4 現地連絡調整要員	160
第2章 大規模事故時の応急対策計画	161
第1節 鉄道事故	161
第2節 ガス事故	161
第3節 道路・橋梁・トンネル事故	162
第4節 危険物施設	163
1 石油類等危険物施設	163
2 火薬類施設	163
3 高圧ガス施設	164
4 毒物・劇物施設等	164
5 危険物等輸送車両	164
第5節 大規模停電	165
用語集	167

【風水害編】

第1部

総則

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、世田谷区防災会議が作成する計画である。その目的は、区、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、区の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「風水害に強い区の実現」を図ることにある。

2 計画の前提

- 東京においては、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。
- また、想定し得る最大規模の降雨があった場合、荒川等の大河川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。
- この計画は、実災害から得た教訓等を可能な限り反映し、策定した。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、要配慮者や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。
東日本大震災において、高齢者、障害者等要配慮者や女性の視点を踏まえた対応が必ずしも十分でなかったとの指摘があったことを受け、国においても、防災基本計画の見直し及び災害対策基本法の改正が行われており、区としてもこうした動向を踏まえて計画を策定した。
- 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。
- なお、災害対策本部等が設置されない場合でも、本計画に準じて行動するものとする。
- また、本計画に定めのない部分は、世田谷区地域防災計画震災編、都地域防災計画風水害編の記載によるものとする。

第2節 風水害に関する近年の動向

○ 国・都等の対応

- 国は、甚大な災害をもたらした令和元年東日本台風（台風第19号）等においては、避難勧告・避難指示の区別等、行政による避難情報が分かりにくいという課題が顕在化したことに加え、避難が遅れたことによる被災、高齢者等の被災等も多数発生したため、令和3年5月に「災害対策基本法」を改正し、避難勧告・避難指示の避難指示への一本化、個別避難計画の作成、災害が発生するおそれ段階での国の災害対策本部の設置及び当該本部が設置された場合における災害救助法の適用等について定めた。
- 国は、上記の法改正を踏まえ、「避難情報に関するガイドライン」を改定し、避難指示等の発令基準を定めた。
- 都は、令和元年度に発生した房総半島台風（台風第15号）及び東日本台風（台風第19号）等で明らかとなった課題を検証するため、「大規模風水害検証会議」を設置（期間：令和元年11月6日から同月28日まで）し、7つの視点に基づく風水害対策をとりまとめた。

○ 区の対応

- 区は、令和元年東日本台風（台風第19号）に関する対応について、風水害対策総点検を実施し、災対各部の取組みについて検証し、課題とそれに対する対応の方向性を整理したうえで対応方針等を取りまとめた。

第3節 計画の構成

この計画は、区及び防災機関が行うべき風水害対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成	主 な 内 容
第1部 総則	区の概況と災害、河川及び下水道等の概要、区及び防災機関の役割 等
第2部 災害予防計画	区及び防災機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 等
第3部 災害応急・復旧対策計画	風水害発生後に区及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等

第4節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、風水害対策を推進する必要がある。このため、風水害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、風水害への対応能力を高める。

第5節 計画の修正

この計画には、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を世田谷区防災会議に提出する。

第2章 区の概況と災害

第1節 区の概況

1 地勢

地勢は、震災編 第1部第2章「第1節 世田谷区の概況」を参照。

(1) 河川

区には12の河川がある（河川法適用外の谷戸川を含む）。

谷戸川	谷戸川の水源は、昔は東山野（今の砧二丁目と四丁目にまたがる辺り）という区内最高（標高 52.5m）の丘の北麓から湧出する泉。現在は、山野小学校脇から開渠となり流れている。平成6年度に砧公園内に浄化施設が完成し、水質は改善され、昔ながらの土水路になって流れている。下流部に行くと、静嘉堂緑地からの湧水の流入により水量が増え、丸子川に注いでいる。平成20年度から、仙川浄化施設からの導水も行われている。
谷沢川	谷沢川は用賀、中町、等々力と流れ、玉堤で多摩川に注ぐ全長 3.8km の小さな川。上用賀六丁目付近の小湧水が水源といわれているが、この付近はすでに蓋がけされ、川の姿を見ることができるのは、田中橋（用賀4－5付近）からとなっている。主な水源は仙川の浄化施設からの導水や等々力溪谷の湧水で、下流部の等々力溪谷は東京百景にも数えられ、都内に残る貴重な溪谷として知られ、至るところで湧水がわき出ており、手付かずの自然が残されている。
丸子川	丸子川は江戸時代に開削され、当時は次大夫堀と呼ばれていた。多摩川からの取水口は狛江市和泉付近。多摩川と平行して流れ、野川、入間川、仙川等の水も取り入れて大田区六郷まで流れていた。近年まで六郷用水と呼ばれ、農業用水として利用された。都市化による水田の廃止で上流は埋め立てられ、現在は仙川から下流が丸子川と名を変えて残っている。上流部は大蔵住宅の湧水を利用し、下流部では谷沢川の水をポンプアップして水源としている。区内を通過する延長は 5.4km。
野川	野川は国分寺市東恋ヶ窪一丁目を水源とし、国分寺崖線の湧水を集め、武蔵野台地を東南に流れている。水源の湧水の一つは名水百選にも選ばれた「お鷹の道・真姿の池、湧水群」。小金井市、三鷹市、調布市を通過して狛江市に入り、世田谷区との境付近で入間川を合流、さらに世田谷区を流れて鎌田三丁目では仙川を合流した後、玉川一丁目で多摩川に流入する延長 20.2km（区内 5.0km）、流域面積 69.6km ² の一級河川。
仙川	仙川は小金井市貫井北町を水源とし、鎌田三丁目では野川に合流する。河川上流部に下水処理場があり、処理水が放流されているため、年間を通して安定した水量がある。川岸は洪水対策の改修を受け、垂直のコンクリート護岸で覆われ、容易には人が水辺に近づくことができない川となっている。

多摩川	山梨県甲州市の笠取山を水源とし、途中大小の支流河川を合流しながら東京湾に注ぐ全長 138km の一級河川。羽村堰で水道用水として取水するため流量が減少するが、支川の流入と流域の下水処理水によって流量が保たれている。二子玉川には兵庫島公園があり、野鳥などの自然観察イベント、行楽など利用者の多い公園となっている。
-----	---

下記の川は、ほとんどが暗渠化され、下水道幹線となっており、その上部は緑道となり、小公園や人工の流れが再現されたりしている。

目黒川	北沢川と烏山川が合流し目黒川となり、目黒区内で蛇崩川を合流し品川区を通り東京湾に注ぐ全長 7.8km の二級河川。昭和 60 年頃までは、都市化の進展に伴う都市型水害が多発していたが、その後の河川改修、下水道幹線の整備、流域における流出抑制施設の整備等により、洪水に伴う被害は激減している。区内部分は支流の北沢川、烏山川とともに暗渠化され、目黒区の大橋（国道 246 号）から下流が開渠となっている。
北沢川	その昔、現在の松沢病院の構内より湧き出していた水が源流とされ、その後玉川上水より分水され農業用水となった。上北沢より区内を横断し、三宿と池尻の境で烏山川と合流して目黒川となる。現在はほとんどが暗渠となり、上部は緑道となっている。また、代田二丁目から三宿二丁目の区間をせせらぎのある緑道として改修されている。
烏山川	現在の高源院の池に武蔵野の伏流水が湧き出していたものが源流とされている。その後、玉川上水より分水され農業用水となった。烏山寺町より南東に経堂を經由し、三宿と池尻の境で北沢川と合流し目黒川となる。船橋七丁目から三宿一丁目までの約 7.0km が緑道として整備され、変化に富んだ散策路となっている。
蛇崩川	旧弦巻村を水源とし、三軒茶屋から下馬を通り目黒区の上目黒一丁目で目黒川と合流する小河川。名前の由来は、流れる形が赤土の地層を崩したように蛇行しているところからそう呼ばれるようになったといわれている。現在は暗渠となっており、上部は駒沢二丁目から下馬一丁目までが緑道として整備されている。
呑川	世田谷区新町地先を源として東南流した後、荏原台と田園調布台にはさまれた谷底低地に沿って東南に流れて東京湾に注ぐ流域面積約 17.7km ² 、河川延長約 14.4km の二級河川である。呑川に流入する支川として、目黒区緑が丘地先において合流する河川延長約 2.6 km の九品仏川がある。
九品仏川	浄真寺（九品仏）を囲むようにあった昔の水田地帯の水を集めて東流し、緑が丘で呑川に合流する極めて短い川。大正の終わりごろまではサギソウが自生しており、これにまつわる伝説に基づいて世田谷区の花がサギソウに指定された。現在は暗渠となっており、上部は奥沢五丁目から奥沢七丁目までが緑道として整備されている。

2 人口・産業

震災編 第1部第2章「第1節 世田谷区の概況」を参照。

第2節 気象の概況

1 区部と多摩地域

- 東京地方の降水量には、年間に2つのピークがある。1つは梅雨時期の6月、もう1つは秋雨前線や台風の影響の出る9月を中心に出現する。
- また、この時期をはさんで、雷雨や台風、前線などによって、狭い範囲に数時間にわたり強く降り、100ミリから数百ミリの雨量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれるような大雨となることがある。
- 関東甲信地方（伊豆諸島や小笠原諸島を除く）に接近する台風の平均個数（接近数）は、6月に0.2個、7月に0.4個、8月に0.9個、9月に1.2個、10月に0.7個となっている（平成元年から平成30年までの30年平均、気象庁）。

（1）春（3月～5月）の気象

- 移動性高気圧により天気は周期的に変化するが、晴れる日が多い。
- 3～4月頃には「菜種梅雨」と呼ばれる天気のぐずつく時期がある。
- 春から夏にかけて南寄りの風が卓越する。

（2）夏（6月～8月）の気象

- 関東甲信地方の平均的な梅雨の期間は6月8日頃から7月21日頃までで、この期間は天気がぐずつく日が多い。
- その後は、太平洋高気圧に覆われて南寄りの風が卓越し、高温・多湿の日が多い。
- 台風の影響により天気が荒れることもある。

（3）秋（9月～11月）の気象

- 夏型の気圧配置の続く秋分頃までは、暑い日が続く、秋の前半は台風や秋雨前線の影響によりぐずつく日も多い。
- その後は高気圧や低気圧が交互に通過して天気は周期変化となるが、次第に安定した晴天の日が多くなる。
- 冬に向かい、北寄りの風が卓越するようになる。

（4）冬（12月～2月）の気象

- 乾燥した北寄りの風が吹く晴れの日が多い。
- 1月から3月にかけては、本州南岸を通過する低気圧により大雪が観測されることもある。

第3節 風水害の概況

都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、平成21年度～平成30年度で台風性による降雨で8回、集中豪雨等によるもので25回となり、年に3、4回の頻度となっている。これまでの主な風水害の状況は以下のとおりである。

1 集中豪雨・台風等の大雨による被害

- 平成17年9月4日から5日未明にかけ、台風第14号及び秋雨前線の影響により、区部西部に、1時間雨量100mmを超える集中豪雨が発生した。神田川及び支流の妙正寺川、善福寺川など8河川からの溢水により、中野区、杉並区を中心に都内で約6,000棟に及ぶ浸水被害が発生し、都は、12年ぶりに中野区、杉並区に災害救助法を適用した。

本集中豪雨では、神田川・環七地下調節池第一期区間の貯水容量（24万 m^3 ）が、平成9年完成以来初めて満杯となったため、緊急措置として工事中の第二期区間にも雨水18万 m^3 を取り込み、被害の軽減を図った。

区においても、野川・仙川流域をはじめ区内各地で浸水被害が発生し、被災世帯は累計で約1,300世帯に達した。

- 平成19年9月5日から7日にかけての台風第9号においては、多摩川の国土交通省京浜河川事務所田園調布（上）水位観測所において国が定める避難判断水位を超過し、区では平成11年8月以来8年ぶりに、堤防より河川側に位置する地域（玉川一丁目、三丁目の一部）を対象に避難勧告を発令した。
- 平成22年7月5日の夕方から夜にかけて石神井川流域で1時間雨量100mmを超える集中豪雨が発生し、北区内の溢水では約400棟に及ぶ浸水被害が発生した。これを受け、同年、都市整備局、建設局及び下水道局の三局連携のもと「緊急豪雨対策」を策定し、白子川地下調節池の工期短縮や、石神井川からの洪水を取水できるようにすることで、異なる流域間で機能を発揮できる調節池となる。
- 平成25年7月23日豪雨では、城南地区を中心に集中豪雨が発生し、目黒区周辺では15時30分から16時30分までの1時間に約100mmの猛烈な雨が観測された。この大雨により、品川区、目黒区、大田区、世田谷区では、床上・床下浸水が合わせて500棟を超える被害となったほか、道路冠水による交通障害や鉄道などの交通機関にも影響が見られた。
また、同年10月16日未明から明け方にかけて、台風第26号の接近に伴い、大島町元町地区では1時間に最大122.5mmの猛烈な雨が降り、総雨量では最大824.0mmといずれも観測史上第1位の値を更新した。大規模な土砂災害の発生及び山腹崩壊により、建物被害が385棟、停電が最大110件、断水が最大約3,000世帯で発生するなど、甚大な被害が発生し、都は大島町へ災害救助法の適用を決定するとともに、国は激甚災害に指定した。
- 平成30年8月27日、気温の上昇や前線の影響で関東を中心に大気の状態が非常に不安定になり、夜に雷を伴う猛烈な雨となった。世田谷区内における10分間最大雨量は世田谷観測地点で40mm、1時間最大雨量は玉川観測地点で111mmとなり、記録的短時間大雨情報が発表された。300件を超える浸水等の被害があった。
- 令和元年10月12日から13日未明にかけて、台風第19号の接近に伴い、24時間雨量で最大627mmを観測した檜原村や多摩川無堤防箇所で溢水した世田谷区など、都内25の区市町村

第2章 区の概況と災害

第3節 風水害の概況

に大雨特別警報が発表された。区は10日に災害対策本部を設置し、災害対応にあたった。区内では、台風の大雨による堤内地の浸水等により650棟を超える建物被害が発生した。都は28の区市町村へ災害救助法の適用を決定、国は特定非常災害、激甚災害に指定した。

第3章 河川及び下水道等の整備概要

第1節 河川

1 中小河川の整備

- 隅田川以西の区部山の手及び多摩地区の神田川、渋谷川・古川、野川、空堀川などの中小河川の流域では、都市化の進展に伴う保水・遊水機能が減少し、降雨時の河川への流出量が増大し、河川の流下能力を上回る雨水の流入により浸水被害が発生している。
そのため、都では、台風や集中豪雨による水害から都民の命と暮らしを守るため、川幅を広げたり（河道拡幅）、河床を掘り下げる（河床掘削）等の河道整備を進めるとともに、洪水の一部を貯留する調節池の整備などを進め、水害の早期軽減に努めている。
- また、護岸や調節池の整備とともに、流域における貯留浸透事業の実施など、総合的な治水対策を推進している。
- 近年、1時間50ミリを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、目標整備水準を時間50ミリ降雨から、地域の降雨特性を踏まえて、区部では時間最大75ミリ降雨、多摩部では時間最大65ミリ降雨（いずれも年超過確率1/20で等しい）に引き上げた。
- 整備にあたっては、東京都豪雨対策基本方針に定める対策強化流域において優先的に実施していくこととし、時間50ミリまでは河道で、それを超える部分は新たな調節池等で対応することを基本としている。
- 河道整備に加え、広域調節池の整備等、効果的な対策の実施による早期の効果発現を図っていく。

2 多摩川水系における河川事業

多摩川水系の一級河川のうち、多摩川、浅川、大栗川の指定区間外については国の直轄事業として河川整備事業を実施し、指定区間及びその他の河川については都の河川事業として中小河川整備事業などを実施している。

3 世田谷区における河川事業

3-1 区の事業

【実施主体】区災対土木部

(1) 現況

世田谷区には、一級河川として、多摩川、野川、仙川、谷沢川及び丸子川の5河川が流れている。国が管理する多摩川については、河川改修は完了している。野川については下流にある仙川合流部を除き、時間50ミリ相当の降雨に対応する工事は完了している。仙川については、区内の全区間における、時間50ミリ相当の降雨に対応する工事を実施中である。谷沢川については、時間75ミリ相当の降雨へ対応するため、谷沢川分水路の整備が平成30年度より着工されており、令和8年度に完了予定である。また、丸子川については、下水道整備により75mm/h規模の降雨への対応をする計画があるため、現況の流下能力の維持に努める。

二級河川（目黒川、蛇崩川、北沢川、烏山川、呑川、九品仏川）については、下水道幹線として暗渠化が完了している。

<河川改修現況（50mm/h 規模降雨対策）（令和6年3月現在）>

河川名	全延長 (m)	改修済 (m)	未改修 (m)	改修率 (%)	下水道暗渠 化延長 (m)
一級河川	多摩川	—	—	—	—
	谷沢川	3,700	1,200	32	0
	野川	5,500	5,400	98	0
	仙川	6,300	6,280	99	0
	計	15,600	12,800	82	0
	※丸子川	5,400	—	—	—
二級河川	目黒川	500	500	—	500
	蛇崩川	3,940	3,940	—	3,940
	烏山川	10,720	10,720	—	9,600
	北沢川	4,540	4,540	—	4,540
	呑川	2,200	2,200	—	1,364
	九品仏川	1,810	1,810	—	1,770
	計	23,710	23,710	—	21,714

※丸子川流域は下水道施設において 50mm/h 規模対応するため改修対象とならない。

(2) 事業計画

災害の危険のある地域について重点的にしゅんせつ・護岸等の工事を施行すると共に公共下水道の整備の促進を図る。

3-2 都の事業

【実施主体】都第二建設事務所

(1) 現況

多摩川水系の野川、仙川について、都は「野川流域河川整備計画（平成29年7月）」に基づき、50mm/h 規模までの降雨は河道で対処することを基本に、これを超える降雨には新たな調節池の整備や既存調節池の規模拡大を行うことで、流域対策も含めて、65mm/h 規模の降雨に対応することを目指し、整備を進めている。

谷沢川、丸子川について、都は「谷沢川及び丸子川流域河川整備計画（平成29年7月）」に基づき整備を進めている。谷沢川流域では、現況河川の状況や周辺環境に配慮し、河道の早期完成を図るとともに、分水路整備とあわせて年超過確率 1/20 規模（75mm/h 規模）の降雨に対応することを目指し、丸子川流域では、適切な維持管理により、河道の現況機能を確保することを目指している。

(2) 計画目標

50mm/h 規模の降雨に対応する河道改修を進めるとともに、50mm/h 規模を超える部分の対策は調節池等により対応する。

(3) 事業計画

野川については、多摩川合流点（新二子橋付近）から狛江市境までの延長5.5km（管内）を50mm/h規模に改修するために整備を進めている。新井橋より上流狛江市境までの2.9km区間の護岸整備については、昭和50年度に着手し昭和57年度に完了した。

最下流部（吉澤橋より下流）は、平成11年度から自動車教習所の移転工事と調整を図りながら新しい河道への付替えを進め、平成19年7月末に全ての護岸整備及び河床整備工事を完了させ、50mm/h規模降雨対応の流下能力となった。護岸整備は仙川合流点付近を除いて完了しており、河床掘削は調布市つつじヶ丘まで令和5年度に完了している。今後は上流の野川橋に向けて河床掘削を進めていく。

仙川については、野川合流点から調布市境（甲州街道）までの延長6.3km（管内）を50mm/h規模に改修するために整備を進めている。最下流部である野川合流点の鎌田橋付近左岸を除き、平成11年度に完成した。未整備区間については、平成26年度から鎌田橋架け替えと付近の護岸整備に着手している。この改修完了後、50mm/h規模降雨対応の流下能力にするために、下流から河床掘削を開始する。

河川名	整備状況	事業状況	令和6年度以降残工事
野川	5.5km（多摩川合流点～狛江市境）	護岸改修	0.1km
仙川	6.3km（仙川合流点～調布市境）	護岸改修	0.02km

3-3 国の事業

【実施主体】国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

(1) 現況

多摩川においては、平成13年3月（平成29年3月変更）に策定した、「多摩川水系河川整備計画」に基づき、戦後最大規模の洪水を安全に流下させることを目標として整備を進めている。現在、令和元年東日本台風と気候変動を考慮した計画変更の作業中である。

(2) 計画目標

概ね20年から30年を計画対象期間とし、戦後最大規模の洪水を安全に流下させることを目標として、河道断面の確保や、堤防等の安全性向上対策などを進める。

(3) 事業計画

多摩川本川においては、河道断面の確保対策、堤防等の安全性向上対策、総合的な治水対策、超過洪水対策等を実施する。

また、令和元年10月の令和元年東日本台風（台風第19号）における課題をはじめ、近年、全国各地で多発している災害、増加傾向にある集中豪雨等を踏まえ、情報・広報などのソフト対策をハード面での整備と併せて推進する。

第2節 下水道

近年の急激な都市化の進展は、都市からの雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させている。その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになった。

下水道は、このような状況を解消して災害から区民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っている。

なお、都の下水道は、23区の単独公共下水道と、多摩地域の流域下水道並びに流域関連公共下水道、単独公共下水道及び特定環境保全公共下水道とに大別できる。

1 区部の下水道

- 区部の下水道計画区域は、多数の大小河川水系流域や地勢、あるいは都市形態をもとに、芝浦、三河島、砂町、小台、落合、森ヶ崎、小菅、葛西、新河岸、中川の10処理区からなる。
- 下水道の排除方式は大部分が汚水と雨水を一本の管きよで排除する合流式であるが、芝浦、砂町、森ヶ崎の一部、中川の大部分は分流式である。また、河川をはじめとする公共用水域への排除は、原則として自然流下である。しかし、東京湾沿いや多摩川、荒川、隅田川、中川周辺の低地帯は、自然流下による雨水排除が困難であるため、ポンプ吸揚により雨水を排除することとしている。
- 下水道の整備は、都市施設基盤整備の最重要施策として普及事業を進めてきた結果、平成6年度末には100%普及（概成）を達成した。
普及率100%達成以降の下水道事業のあり方を示す「第二世代下水道マスタープラン」を平成4年7月に策定し、着実に事業を推進している。
- 都下水道局では、平成13年3月に「下水道構想2001」を策定した。本構想は、下水道経営を取り巻く厳しい状況にあっても、将来にわたり下水道サービスの維持、向上を図っていくため、区部下水道を建設、維持管理してきた経験を踏まえ、都民サービスの更なる向上、より一層の事業の効率化・重点化の観点から事業全般の進め方を見直した。
- また、多発する都市型水害への対応、合流式下水道の改善、老朽化施設の再構築、都の事務事業で排出される温室効果ガスの約4割を下水道事業が占めていることなどから、「下水道構想2001」に基づき、「経営計画2021」と地球温暖化防止計画である「アースプラン2023」を策定し、着実に推進している。
- 平成23年の東日本大震災を踏まえ、都として今後取り組むべき新たな対策のあり方などについて、平成24年8月に、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」より提言を受けるとともに、この提言等を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定した。
- 平成25年の局地的集中豪雨や台風により、甚大な浸水被害が生じたことから、雨水整備水準のレベルアップを含む検討を進め、同年12月に「豪雨対策下水道緊急プラン」を策定した。

2 世田谷区における下水道事業

【実施主体】都下水道局、区災対土木部

都下水道局では、「東京都豪雨対策基本方針（改定）令和5年12月」に基づき、1時間75ミリ降雨に対応する下水道施設整備を推進し、内水はん濫による被害を防止する。

第4章 区・都及び防災機関の役割

震災編 第2部「第1章 区等の基本的責務と役割」を準用する。

【風水害編】

第2部

災害予防計画

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策

第1節 豪雨対策

- 都では、平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、集中豪雨に対し対策を推進するため、有識者による検討を経て、平成19年度に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。
- 平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定し、河川整備、下水道整備、流域対策を実施し、区部では最大1時間降水量75mm/h規模、多摩部では最大1時間降水量65mm/h規模の降雨まで浸水被害の解消を目標とした。
- さらに、気候変動による激甚化・頻発化する豪雨への対策を示すため、令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針」の改定を行った。
(豪雨対策の体系は、東京都豪雨対策基本方針(令和5年12月)を参照)

1 東京都豪雨対策基本方針

頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組みの方向性を明らかにした。

(1) 基本的な考え方

今後の豪雨対策においては、気候変動を踏まえた年超過確率1/20規模の降雨(区部85mm/h規模、多摩部75mm/h規模)に対応することとし、目標降雨までは浸水被害を防止するとともに、目標を超える降雨に対しても生命の安全、減災及び早期復旧・復興に重要な機能の確保を目指す。

(2) 対策強化流域、重点地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、重点地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

(3) 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供、災害発生時の体制の整備等により、避難対策を強化する。

2 河川の整備

(1) 大河川の整備

国では、利根川、荒川、多摩川、鶴見川の各水系について、洪水による災害の防止を図るため治水対策を推進している。区に関連する多摩川水系については、次のとおりである。

① 現況

水 系	現 況
多 摩 川	多摩川本川においては、河道断面の確保対策、堤防等の安全性向上対策、総合的な治水対策、超過洪水対策※等を実施している。 また、令和元年東日本台風被害を踏まえた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。 ※超過洪水対策：計画規模を超える恐れのある洪水

② 計画

区分	河川整備基本方針	実 施 計 画
多摩川水系	主要な地点における計画高水流量は、日野橋において 5,500m³/s とし、さらに浅川の流量をあわせ、石原において 7,400m³/s とする。 その下流では野川及び残流域からの流入量をあわせ、田園調布（下）において 8,400m³/s とし、河口まで同一流量とする。	多摩川本川においては、河道断面の確保対策、堤防等の安全性向上対策、総合的な治水対策、超過洪水対策等を実施する。 また、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、河道掘削や樹木伐採等を実施する。

(2) 中小河川の整備

- 都では都内 46 河川、324km において、川幅を広げたり(河道拡幅)、河床を掘り下げる(河床掘削)等の河道整備を進めてきており、引き続き 50mm/h 規模に対応する河道整備を推進する。

< 中小河川整備計画 >

事業内容	区域	全体計画 (昭和 49 年度～)	令和 5 年度末 整備	令和 6 年度以降 整備
50mm/h 規模降雨に対処する 整備	区 部	107.0 km	82.0 km	25.0 km
	多摩地区	217.0 km	139.6 km	77.4 km
	合 計	324.0 km	221.6 km	102.4 km

- 区部で 75mm/h 規模、多摩で 65mm/h 規模の降雨に対応する目標整備水準達成に向けた調節池等の整備を推進する。
- 目標整備水準の達成に向け、総貯留量約 560 万 m³の調節池が必要となり、現在、環状七号線地下広域調節池等の 9 施設で整備を進めている。

<現在整備中の9施設（調節池等）の概要>

河川名	施設名称	貯留量（m ³ ）	着手年度	稼働時期（予定）
善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	H28	R3 年度稼働開始
神田川	下高井戸調節池	30,000	H28	R6 年度稼働（予定）
環状七号線地下広域調節池 （石神井川区間）		681,000	H28	R9 年度取水開始（予定）
石神井川	城北中央公園調節池（一期）	90,000	H28	R7 年度稼働（予定）
	石神井川上流地下調節池	293,000	R5	R17 年度稼働（予定）
境川	境川金森調節池	151,000	H29	R7 年度稼働（予定）
	境川木曽東調節池	49,000	H29	R6 年度稼働（予定）
落合川	下谷橋調節池	9,500	R3	R6 年度稼働（予定）
谷沢川	谷沢川分水路	50 m ³ /s（分水量）	H30	R8 年度稼働（予定）

- 更に、新たな調節池の事業化に向けた検討や環七地下広域調節池の延伸（地下河川）に関する検討を進めていく。

3 雨水流出抑制施設の整備

- 都は総合的な治水対策の一環として、雨水の貯留・浸透を行う雨水流出抑制施設の設置について、昭和 56 年に関係局からなる「総合治水対策連絡会」を発足させ、昭和 58 年度に創設した「総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱」に基づき、都所管施設に雨水流出抑制施設の設置を推進してきている。
- 都は「東京都豪雨対策基本方針」（平成 26 年 6 月改定）を策定し、この方針に基づいて都総合治水対策協議会は、平成 21 年 5 月に神田川流域、渋谷川・古川流域において「豪雨対策計画」を策定し、平成 21 年 11 月に石神井川流域、目黒川流域、呑川流域、野川流域、白子川流域についても「豪雨対策計画」を策定した。
- 「豪雨対策計画」は平成 26 年の「東京都豪雨対策基本方針」の改定に伴い、平成 27 年度以降、順次、改定や新規策定を行っている。平成 30 年 3 月に神田川流域及び石神井川流域の「豪雨対策計画」の改定、平成 31 年 3 月に谷沢川・丸子川流域の「豪雨対策計画」の策定及び野川流域、呑川流域の「豪雨対策計画」の改定、令和元年 11 月に目黒川流域および白子川流域の「豪雨対策計画」の改定を行った。

4 下水道の整備

下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。

このため都は「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、75mm/h 規模降雨に対応する下水道施設を整備している。

（1）区部下水道の浸水対策

区部では、都市化に伴う雨水流出量の増大によって、下水道が整備された地区でも浸水被害が発生するようになっている。このため、浸水リスクが高い地区を優先的に整備する地区

として選定し、75mm/h 規模降雨に対応する幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。

5 豪雨対策の重点的な実施

- 都は、「東京都豪雨対策基本方針（令和5年12月改定）」により、刻々と進む気候変動による激甚化・頻発化する豪雨に対し東京が抱えるリスクを早期に低減させるため、河川からの氾濫（外水氾濫）及び下水道からの氾濫（内水氾濫）に対し、それぞれのリスクが高いエリアに対し、重点的に対策を進めることとしている。
- 河川と下水道における災害リスクは、特性や規模が異なるため、外水氾濫と内水氾濫に対して、以下のような考えのもと、重点的な対策を検討していく。
- 外水氾濫については流域における被害・降雨・人口や資産等から「対策強化流域」、内水氾濫については過去の浸水実績に加えて、流出解析シミュレーションの結果などを考慮し、「重点地区」を選定する。

（1）世田谷区内の対策強化流域及び重点地区

名称	選定条件	区のエリア
対策強化流域	・ 浸水被害状況（浸水棟数、被害額） ・ 降雨特性（豪雨の発生頻度） ・ 流域特性（人口、資産額、高齢化率、都市開発等） ・ 対策状況（河川、下水道、流域対策）	神田川流域、野川流域、目黒川流域、呑川流域、谷沢川・丸子川流域
重点地区	過去の浸水実績に加えて、流出解析シミュレーションの結果などを考慮し、選定	玉川（事業中）、野毛、代沢、八幡山、南鳥山、弦巻、深沢、奥沢

（2）「世田谷区豪雨対策基本方針」・「世田谷区豪雨対策行動計画」

【実施主体】区災対土木部

区では、「東京都豪雨対策基本方針」や過去に多くの区民が被災された水害などの状況を踏まえた検討を進め、平成21年度に「世田谷区豪雨対策基本方針」（以下「基本方針」という。）及び「世田谷区豪雨対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定した。

また、東京都が、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改正したことに伴い、平成28年3月に「基本方針」を修正した。

「基本方針」は、10年後及び30年後の目標を定めるとともに、3つの基本的な視点と、具体的な取り組みについて4つの柱を掲げ、区として実施すべき方針を取りまとめたものである。

① 10年後の目標

ア 概ね55mm/h 規模の降雨までは、床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指す。

イ 既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保することを目指す。

② 30年後の目標

ア 概ね60mm/h 規模の降雨までは、浸水被害を防止することを目指す。

イ 区部では概ね 75mm/h 規模の降雨、多摩部では概ね 65mm/h 規模の降雨までは、床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指す。

ウ 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保することを目指す。

また、平成 21 年度に策定された「行動計画」では、「基本方針」で掲げた豪雨対策の取り組みについての 4 つの柱に対応した施策に基づき、目標や取り組み内容等を設定し、改定・見直しを行いながら、都が実施する河川・下水道整備事業への協力や、流域対策の推進・促進等の活動を実施してきたところであり、今後も引き続き取り組んでいく。

6 区民への洪水情報の提供

(1) 雨量・気象情報等の即時伝達

浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、都は、区市町村はもとより、特に甚大な被害が想定される鉄道・地下街等、不特定多数が往来する大規模地下空間の管理者等に、雨量・気象情報を提供する。

① 各管理者の役割

河川管理者（都）	降雨情報や河川の水位に関する情報を提供
下水道管理者（都）	降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供
水防管理者 （区市町村）	住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実
地下空間管理者	地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。

② 降雨情報等の提供方法

- 都建設局は、都内の中小河川の水位や降雨の状況、河川監視画像、指定河川の洪水予報、土砂災害警戒情報、水位周知河川の氾濫危険情報など、水防災総合情報システムからの情報をホームページに掲載している。
- 都は、東京都防災 X（旧 Twitter）、YouTube 水防チャンネルによる情報発信を行っている。また、同様の情報をスマートデバイス向けページにも掲載し、位置情報を活用し利便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語でも配信している。
- 都下水道局は、下水道光ファイバーケーブルを活用して、下水道管きょ内の水位情報を区などに迅速に提供している。
また、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載するとともに、GPS 機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細やかな降雨情報を、リアルタイムで配信している。
- 国土交通省は、荒川、多摩川などの河川の水位や降雨、カメラ映像の情報をインターネットを活用して提供している。
- 区は、区ホームページにて、区内各地に設置した雨量局、水位局のデータや河川水位監視カメラ画像を公開している。

7 東京都水防災総合情報システム

都では、東京都水防災総合情報システムを洪水や高潮による被害を軽減するため、また、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼動をはじめ、二度のシステム更新を行って、現在の形で運用を行っている。

このシステムは、①観測・監視システム、②洪水予報発表システム、③土砂災害警戒情報発表システム、④気象伝達・態勢表示システム、⑤伝達文作成・伝達システム、⑥インターネット公開システムから構成されている。

8 下水道施設における降雨情報システム（東京アメッシュ）、幹線水位情報の提供

- 都下水道局では、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを運転するため、降雨情報システムを設置している。
- 下水道幹線内に水位計を設置して水位を測定し、光ファイバーを活用して水位情報を区等へ提供し、水防活動を支援する（蛇崩川）。

9 浸水想定区域の指定及び水深の公表

- 水防法（昭和24年法律第193号）の改正（平成27年7月19日一部施行、11月19日完全施行）により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。
- 国又は都建設局は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係区市町村長に通知している。
- 水防法に規定する浸水想定区域のうち、世田谷区において指定されているのは洪水浸水想定区域で、次の河川である。

＜国管理河川＞（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）

・多摩川（洪水予報河川） 平成28年公表 ※想定最大規模降雨

＜都管理河川＞（都建設局）

・野川、仙川（洪水予報河川） 令和6年2月公表 ※想定最大規模降雨

・谷沢川、丸子川、呑川（水位周知河川） 令和6年2月公表 ※想定最大規模降雨

10 浸水想定区域における避難体制確保

【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対物資管理部、区災対保健福祉部、区災対医療衛生部、区教育部

① 浸水想定区域内の要配慮者施設への対策

区は、水防法の改正（平成29年5月19日施行）により、浸水想定区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（いわゆる要配慮者利用施設）を地域防災計画に定める。

なお、「地域防災計画（資料編）」に記載された要配慮者利用施設の施設管理者は、法の規定により、「避難確保計画」を作成し、区に提出するとともに自ら一般に公表することが求められる（「水防法第15条の3」）。

区は、当該要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の速やかな作成、公表に向けた指導、助言等を行う。

＊浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設
〔資料編資料第104・P254〕

② 洪水ハザードマップの作成、公表

区は、国土交通省京浜河川事務所が作成した「多摩川洪水浸水想定区域図」等に表示される浸水想定区域について広く周知し、事前の備えに役立てていただくため、洪水・内水氾濫ハザードマップを作成し、区民に配布するとともに、区ホームページにて公開している。
（「水防法第14条」、「水防法第15条第5項」）

また、区は、令和元年東日本台風（台風第19号）等をうけ、「世田谷区洪水ハザードマップ（多摩川版、全区版）」から「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」に改定し、区民への日頃からの周知啓発を図っている。

＜洪水・内水氾濫ハザードマップのホームページ＞

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/606.html>

＊多摩川洪水浸水想定区域図（想定最大規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域）
（国土交通省京浜河川事務所）〔資料編資料第105・P260〕

＊野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（東京都）〔資料編資料第106・P264〕

＊城南地区河川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（東京都）〔資料編資料第107・P265〕

③ 日頃からの周知啓発

- 風水害時の避難方法や日頃からの備え等について、区のおしらせ、防災啓発物（世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）、リーフレット等）、防災塾や地区の訓練、防災講話などの機会をとらえて、事前の周知啓発に取り組む。
- 多摩川洪水浸水想定区域内において、日頃から水害リスクを把握し、水防災に対する意識向上を図ることを目的として、想定浸水深表示板を電柱に設置する。設置箇所は、多摩川洪水想定浸水深の特に深いところや令和元年東日本台風（台風第19号）で浸水被害のあった地域を中心に設置する等、適宜見直しを図る。

④ 水害時避難所の拡充

区は、多摩川洪水浸水想定区域外や野川・仙川洪水浸水想定区域付近で、より多くの水害時避難所を確保するため、特に玉川、砧地域を中心に、大学や都立高校、民間施設等に対して、水害時避難所としての施設利用について協定を締結している。

また、活用の上承を得た施設については、使用方法等の具体的な運用方法について確認・調整を行っている。

（区が指定する水害時避難所は、法で指定する指定緊急避難場所の位置付けである。）

⑤ 水害時避難所等の周知

- 区は、水害時避難所について、「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」や防災ポータルなどを活用し、水害時避難所の場所を

周知する。なお、多摩川洪水浸水想定区域内には、多摩川洪水避難のための水害時避難所を開設しない（特に指定避難所）ことを区民への日頃からの周知啓発を図る。

- 区は、事前に駐車可能な場所を確認し、駐車場の利用が可能な水害時避難所を区ホームページ等で周知を行う。駐車可能な場所には限りがあることから、周知にあたっては、原則、公共交通機関での避難を促すこと等を併せて周知するほか、日頃から自主避難、縁故避難についての周知に努める。

⑥ 水害時避難所の運営ルール等の事前調整

- 水害時避難所施設の鍵を災対地域本部で管理するとともに、施設の使用範囲、ペット、介助犬の受入スペースなど事前に施設側と調整を行い、訓練内容に反映する。
- 避難所運営マニュアル（標準版）を基に、水害時避難所の運営マニュアルを整備する。

⑦ 水害時避難所への備蓄物品搬送等の事前調整

- 防災倉庫から備蓄物品の搬出及び搬送に必要な人員、車両等について事前に調整を行う。

1.1 地下空間への浸水被害対策

（1）浸水想定区域内の地下街等への対策

- 区は、浸水想定区域内の地下街等を地域防災計画に定める。

なお、「地域防災計画（資料編）」に記載された地下街等の所有者又は管理者は、法の規定により、「避難確保計画」（利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画）を作成し、区に提出するとともに自ら一般に公表することが求められる。（「水防法第15条の3」）

区は、当該地下街の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画」の速やかな作成、公表に向けた指導、助言等を行う。

* 浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設
〔資料編資料第104・P254〕

- 令和元年東日本台風（台風第19号）では、排水ポンプの能力が不足し、地階からの排水作業に時間と労力を要した。そのため、区は、排水ポンプ車（排水能力毎分10m³）を増配備する。

（2）施設管理者等への情報提供

区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する（本章第1節第6項「区民への洪水情報の提供」参照）。

（3）普及啓発

区は、既存の地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に浸水対策の必要性等を積極的に広報していく。また、施設管理者等に浸水防止対策の先進事例等の情報を提供する。

(4) 都による支援

都は、区市町村が地下空間の浸水被害対策を実施する際に、必要な情報提供や技術的支援などを行う。

(5) 地下空間管理者による情報判断

地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保した上、施設利用者の避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、区市町村長に報告し、公表する。

また、地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

1.2 洪水ハザードマップ等の作成・公表

○ 浸水想定区域や浸水深、また避難所などを、区民に分かりやすく示した「洪水ハザードマップ」は、事前情報の提供手段の一つであり、区民の迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に役立つ有効な手段である。

○ 区は、水防法に基づき、国土交通省京浜河川事務所や都などが作成した「洪水浸水想定区域図」および「浸水予想区域図」に示される浸水のおそれがある区域について広く周知し、事前の備えに役立てていただくため、「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（内水氾濫・中小河川洪水版）」を作成している。

○ 区は、作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう、速やかに区ホームページにて公開するとともに、各所で区民へ配布する。

＊多摩川洪水浸水想定区域図（想定最大規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域）
（国土交通省京浜河川事務所）〔資料編資料第105・P260〕

＊野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（東京都）〔資料編資料第106・P264〕

＊城南地区河川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（東京都）〔資料編資料第107・P265〕

＊城南地区河川流域 浸水予想区域図（改定）（東京都）〔資料編資料第109・P267〕

＊野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 浸水予想区域図（改定）
（東京都）〔資料編資料第108・P266〕

1.3 水害時避難行動マップの作成支援

○ 区は、玉川地域や砧地域の浸水想定区域の実情に応じた水害時避難行動マップを作成し、配布・周知している。

○ 区は、地区の実情に応じた個別の水害ハザードマップ等の作成を支援する。

1.4 避難体制等の整備・確立

(1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

区は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所、排水機場等
対 策 例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

(2) 資器材、物資の備蓄

【実施主体】区災対土木部

区は、管内における水防活動が迅速かつ十分に行えるように以下の点に留意し、備蓄体制を整えるものとする。

- ① 水防倉庫の整理及び資機材等の備蓄・補給
- ② 車両の確保、輸送経路等の十分な措置

＊水防倉庫所在地及び備蓄資材一覧表〔資料編資料第113・P280〕

【実施主体】都第二建設事務所

水防管理者から緊急要請があった場合に即応できるよう水防倉庫を設け、土のう・スコップ・つるはし等の資機材を備蓄している。

＊水防倉庫及び備蓄資材（都第二建設事務所）〔資料編資料第114・P281〕

(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

- 区は、洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応のために、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。
- 区は、区民や要配慮者利用施設・地下街の管理者等に対し、迅速にかつ的確に情報を提供するために、テレビ、ラジオ、防災行政無線、ホームページ、防災ポータル、災害・防犯メール、X（旧ツイッター）等による情報伝達手段の多重化を図る。
- 区は、区地域防災計画に記載された地下街や要配慮者が利用する施設等に対し、災害・防犯メール等により洪水予報等の伝達を行う。

＊浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設
〔資料編資料第104・P254〕

15 水防・水害対策に関する体制の強化

- 区は、水害時の避難所として、大学や民間施設等との連携を進めている。
- 降雨時には、車両の速度規制等の交通規制が必要となるため、交通管理者との連絡・連携態勢の再構築を行い、また警備会社等を活用する等、区内協力団体との協力関係構築が必要となる。また、要配慮者の避難を考える場合には、福祉施設の協力も必要となるため、支所の枠を超えた水防態勢の再検討が必要となる。今後は、各関係機関と連携を強化していく。

16 広報・啓発

- 区は、「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」により、区民が地域の水害リスクや避難所・避難行動を事前に認識できるようにする。
- 区民に対しては、地域の水害リスクや事前の対策の必要性をパンフレットの配布やホー

ムページへの掲載等を通じて広める。

- 国や都、関係機関、区関係所管と連携し、災害リスクと取るべき避難行動、持参すべき物品やペットの取扱等の普及啓発を推進する。

17 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実

(1) 防災意識の啓発

ア 浸水対策リーフレットの配布

区民自身が行う浸水に対する備えを分かりやすく周知するとともに、戸別訪問により住民からの意見を伺い、パートナーシップを構築する。

イ 道路雨水ますの点検（区、町会との連携）

道路雨水ます機能を確保するため、区や町会と連携を強化する。

ウ 体感できるイベントの開催

浸水対策強化月間の取組みとして、半地下・地下室水圧体験装置「水圧くん」による浸水時の避難体験、ポンプ所の見学会など住民が浸水対策の必要性を体感できるイベントを実施する。

エ 見学会や出前授業等の開催

現場見学会（幹線工事など）を開催し、住民への雨水対策事業を周知するとともに、小学校の総合的な学習の時間等を利用し、浸水対策を分かりやすく周知する。

(2) 関係機関との連携

① 区等との連携

樋門の開閉状況や時刻、水位など操作情報の共有を図る。

また、浸水に対する予防措置を図るため、地下室・半地下室の危険性を区民に周知する。

周知に当たっては、建築確認申請の窓口で浸水対策のリーフレットを配布するよう、区等に協力を依頼する。

樋門の役割や開閉による浸水の危険性、樋門の操作情報などの共有を図る。

② 東京消防庁・消防署との連携

浸水発生時に適切な対応を図るため、水防訓練での土のう積みや簡易水防工法の実演を通し、都民に技能を習得させる。

18 水門（樋門・樋管）・陸閘

- 区は、令和元年東日本台風（台風第19号）等の教訓を踏まえ、次の事項に取り組む。

ア 樋門・樋管、陸閘の操作体制の強化

イ 高齢者等避難開始及び避難指示のタイミングの見直し

ウ 久地陸閘においては、京浜河川事務所が廃止を含めた周辺整備検討を進めている。区は整備に向け協議・連携していく。

19 土のうステーションの拡充

- 区は、過去の浸水害を踏まえ、土のうステーションを配備する。
- 区は、土のうの持ち出しルールや使い方を区民に周知する。

第2節 かけ崩れ対策

1 かけ崩れ対策

(1) 基本

- かけ、擁壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものである。
- 区は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制指導を行う。

(2) かけ・擁壁等の安全化

- 区は、かけ地に、建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っており、また、宅地造成等工事規制区域内にあっては、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき指導を行っている。
- 既設の危険なかけ・擁壁は災害時に崩壊する恐れがある。災害の発生を未然に防ぐために、管理者責任を負う所有者自らが危険性を認識し、安全対策に取り組めるよう、「我が家の擁壁チェックシート（案）（国土交通省都市局）」の配付、区のホームページ掲載により、安全点検方法を周知すると共に、適切な管理を啓発する。

(3) 宅地の安全化

- 宅地造成及び特定盛土等規制法は、盛土等による災害から国民の生命・財産を守る観点から、盛土等を行う土地の用途や目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するために、宅地造成等規制法から法律名・目的も含めた抜本的な改正がされた。
- 区内全域が令和 6 年 7 月 31 日に、宅地造成等工事規制区域に指定され、この法律に基づく規制を受けている。
- 規制区域内で一定規模以上の形質の変更（盛土または切土）や土石の堆積を行う場合は、事前に区長の許可を受けてから施行しなければならない。

第3節 土砂災害に関するソフト対策

機関名		対策内容
区	災対都市整備部	○ 土砂災害防止法に基づく区域の警戒巡視態勢の整備
	災対土木部	○ 道路・公園等に属するがけ地の震災防止
	◎災対統括部	○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策
	災対地域本部	○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等における避難体制の整備及びハザードマップの作成・周知
	災対保健福祉部	
都建設局		○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策 ○ 土砂災害警戒区域等の指定 ○ 土砂災害警戒情報の提供
気象庁		○ 土砂災害警戒情報の提供

1 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

2 土砂災害警戒区域等の指定

- 都建設局は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域の指定などを進める。
- 土砂災害特別警戒区域の指定により、特定開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。

<都の土砂災害警戒区域等指定数>

（令和6年6月時点）

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
指定箇所数	15,642	13,722

- 区は、区地域防災計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載するとともに、土砂災害に関する情報の区民への伝達方法等を記載したハザードマップの作成・周知に取り組む。

＜世田谷区の土砂災害警戒区域等指定数＞ (令和6年3月22日現在)

地域	町丁目	指定箇所数	
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
世田谷地域	池尻四丁目	3	3
	桜一丁目	1	0
	宮坂一丁目		
北沢地域	代田四丁目	1	1
	北沢一丁目	1	1
砧地域	成城一丁目	4	2
	成城三丁目	5	4
	成城四丁目	13	9
	大蔵三丁目	6	3
	大蔵四丁目	4	4
	大蔵五丁目	1	1
	大蔵六丁目	2	2
	喜多見六丁目	3	1
	岡本一丁目	4	4
	岡本二丁目	6	6
	岡本三丁目	4	3
玉川地域	中町一丁目	3	3
	等々力一丁目	2	2
	等々力二丁目	2	2
	瀬田一丁目	6	5
	瀬田四丁目	9	7
	野毛一丁目	4	4
	野毛二丁目	5	4
	野毛三丁目	2	2
	上野毛二丁目	2	2
	上野毛三丁目	3	2
	上野毛二丁目	2	1
	上野毛三丁目	2	1
	尾山台一丁目		
	玉川田園調布一丁目	2	1
	尾山台二丁目	3	1
合計		103	80
隣接市への指定に伴う影響区域	成城四丁目	2	0
総合計		105	80

3 土砂災害警戒情報の発表

(1) 土砂災害警戒情報の目的

- 都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害の危険度が高まった時、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

- 大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達

- 気象庁は、都地域防災計画及び気象庁防災業務計画に基づき情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。
- 都は、区市町村及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及びDIS（災害情報システム）を利用し伝達する。
- 区は、災対統括部、災対地域本部、拠点隊が連携し、避難指示等を的確に伝達する。

(4) 区への対応

【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部

- 土砂災害警戒情報を受けた区は、直ちに適切な手段で区民へ伝達し、避難先の確保等に取り組む。

【実施主体】区災対都市整備部

- 降雨の状況や土砂災害警戒情報により、土砂災害の恐れのある場合は、人身への被害を未然に防ぐため、予め定められた職員態勢により、土砂災害（特別）警戒区域について警戒巡視に取り組む。
- 土砂災害警戒情報により、土砂災害の恐れのある場合は、交通管理者である警察と連携し、土砂災害特別警戒区域内の、区で管理する道路等について通行規制を行う。

(5) 区への取り組み

【実施主体】区災対統括部

- 区は、区地域防災計画に、土砂災害警戒情報の取扱いについて定める。
- 区は、平常時からホームページ等で土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合には、防災ポータルや災害・防犯情報メール、X（旧ツイッター）等適切な媒体により情報発信を行う。

4 避難体制等の整備・確立

- 区は、気象状況や土砂災害警戒情報、職員巡回や区民等からの通報等により、区内に土砂災害のおそれのある地域が確認された場合には、対象地域に避難指示等を発令するとともに、防災ポータルやX（旧ツイッター）、防災行政無線等による周知や避難所の開設、避難誘導等を行う。
- 区は、区民や要配慮者利用施設・地下街の管理者等に対し、迅速にかつ的確に情報を提供するために、テレビ、ラジオ、防災行政無線、ホームページ、防災ポータル、災害・防犯メール、X（旧ツイッター）等による情報伝達手段の多重化を図る。
- 区は、土砂災害警戒区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（いわゆる要配慮者施設）を地域防災計画に定める（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条」）。なお、「地域防災計画（資料編）」に記載された要配慮者利用施設の施設管理者は、「避難確保計画」を作成し、区に提出するとともに自ら一般に公表することが求められる（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2」）。

区は、当該要配慮者施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の速やかな作成、公表に向けた指導、助言等を行う。
- 区は、区地域防災計画に記載された地下街や要配慮者が利用する施設等に対し、災害・防犯メール等により土砂災害警戒情報等の伝達を行う。

*土砂災害警戒区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設
〔資料編資料第103・P252〕

（1）情報の収集・伝達

【実施主体】区災対統括部

- 雨量情報、避難情報、避難所開設状況等を区民に提供
- 平常時より、土砂災害警戒区域等をハザードマップで区民に周知
- 情報伝達手段を多重化
- 避難指示等の判断のため、前兆現象や近隣の災害発生情報等を収集

（2）避難指示等の発令

【実施主体】区災対統括部

- 区は的確に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令
- 避難が夜間になりそうな場合には、日没前に避難を完了できるよう避難指示等を発令
- 避難指示等を的確に発令できるよう、気象に関する専門家等の助言を活用

（3）避難所の開設・運営

【実施主体】区災対地域本部

- 区職員が開設・運営し、協力が得られる場合については、地域住民とともに運営する。
- 在宅の要配慮者等の早期避難に備えて、安全性が確保されている身近な区立施設等の避難所を確保
- 安全な避難所の確保が難しい場合は、他の公共施設や民間施設等を避難所として選定

(4) 要配慮者への支援

- 要配慮者関連施設への情報伝達方法を施設管理者と相互に確認
- 在宅の要配慮者について、防災関係部局と福祉関係部局が連携して情報共有を図り、避難支援体制を確立

(5) 防災意識の向上

- 水防月間、土砂災害防止月間等における広報活動、防災訓練等を実施
- 区民主体のハザードマップの作成等、区民の取組みの活発化を支援
- 地区の防災リーダーについて、講習会の実施等を通じて育成
- 災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、防災気象情報や避難情報等の意味と内容の説明等、啓発活動を区民等に対して実施

5 その他

- 土砂災害発生後の対応については、3「土砂災害警戒情報の発表」 (4)「区の対応」における記述内容のうち、必要な取組みを執り行う。
- 震災編 第2部「施策ごとの具体的計画」 第3章「安全な都市づくりの実施」 第3節「具体的な取組」 第3「復旧対策」 1「公共の安全確保、施設の本来機能の回復」 (3)「二次的な土砂災害防止対策」における記述内容による取組みを必要に応じて執り行う。
- 震災編 第2部「施策ごとの具体的計画」 第12章「区民の生活の早期再建」 第3節「具体的な取組」 第2「応急対策」 1「被災建築物の応急危険度判定」 2「被災宅地の危険度判定」における記述内容による取組みを必要に応じて執り行う。

第2章 都市施設対策

第1節 ライフライン施設

1 電気施設

【実施主体】東京電力パワーグリッド

- 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。
- 電力系統は、発電所から連絡する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう電力系統の強化に努める。
- 電気施設の防災計画として、高潮対策、地盤沈下対策、水害対策、風害対策及び塩害対策を実施する。

(1) 地盤沈下対策

① 計画目標

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来の沈下量を推定して設計する。

② 施設の現況

施設名	施設の現況
送電設備	地盤沈下の著しい地区については、脚の不均一な沈下によって鉄塔部材が変形し、必要な強度を損なうことのないよう対策を実施している。また、地中線の場合、必要に応じ管路の強化改修を実施している。
変電設備	地盤沈下の著しい地区については、高潮及び洪水対策を行う場合に、建設後の沈下により高潮、洪水対策の効果が失われないように考慮している。
配電設備	地盤沈下に応じた対策を実施している。また、必要に応じ改修を加えている。
通信設備	地盤沈下に応じた対策を実施している。また、必要に応じ改修を加えている。

(2) 水害対策

① 計画目標

計画高水位以上

② 施設の現況

施設名	施設の現況	
送電設備	架空線	土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
	地中線	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。 また、屋外機器は基本にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化、または防水壁等の組合せを実施する。	
配電設備	浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施する。	
通信設備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。	

(3) 風害対策

① 計画目標

建物に対する風圧力は、建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備に関する技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については、上記に準じ、風速 40m/s としている。

② 施設の現況

施設名	施設の現況
送電設備	電気設備の技術基準により実施している。
変電設備	建築基準法および電気設備の技術基準により実施している。
配電設備	電気設備の技術基準により実施している。
通信設備	電気設備の技術基準により実施している。

(4) 電気施設予防

- 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に東京電力パワーグリッドの電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要者を除く一般需要者の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努めている。
- 配電設備全般について、5年に1回巡視して設備状況を確認する。また、必要に応じ、パトロールにより設備状況を確認する。
- 一般用電気工作物について、新設又は増設の際及びその後4年に1回調査して、不良箇

所を発見、通知することによって災害の未然防止を図る。

2 ガス施設

【実施主体】東京ガスグループ

(1) 施設の現況

① 製造施設

- ガス製造施設は、根岸 LNG 基地、袖ヶ浦 LNG 基地、扇島 LNG 基地、日立 LNG 基地の4箇所にあり、各工場とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保している。
- ガス事業法等に基づき、緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っている。

② 供給施設

- ガス供給設備は、基本的に気密構造になっており、浸水による影響を受けにくい。加えてガス輸送と圧力調整は、ガス自身の圧力差により行い、電力を利用しないため、停電による影響も受けにくい。
- 水害による家屋倒壊等が懸念される地区では、保安確保のために供給停止を行う場合がある。
- ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に基づき、遮断装置・圧力上昇防止装置等を考慮して設計及び施工している。

(2) ガス施設の定期検査

ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施する。

3 水道施設

【実施主体】都水道局

- 一つの浄水場等の施設が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送水管のネットワーク化を進めていくとともに、給水所への送水管の二系統化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。
- 河川を横断する水管橋や添架管の流出などの被害を未然に防ぐため、断水影響人口などを考慮し、優先順位をつけて地中化を図っていく。
- 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を確保するため、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っている（自動水質計器については平成 27 年度に設置完了済）。
- 内閣府の中央防災会議等における年超過確率 1/200 の降雨量での浸水被害想定に基づき、浸水被害のおそれのある水道施設については、施設の機能維持を図るため、出入口等に止水堰(せき)の設置、施設のかさ上げ等の浸水対策を実施している。主要な浄水場及び多摩地域における浄水所棟の施設ともに対策を完了している。
- 土砂災害警戒区域等内の浄水所、配水所等については、断水被害想定を踏まえ、ハード

対策としてバックアップルートの確保や、ソフト対策として応急給水体制の確保等を順次実施していく。

- 風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視、点検を行っているが、特にダム、取水堰等については、ゲート操作の円滑性を維持するため、定期的に点検、整備を実施している。
- 水道施設は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）の要件を備えている。

施設名	施設の現況
浄水施設	○ 洪水等による水質悪化に対処するため、凝集剤等の各種薬品の注入を強化するが、これに必要な数量を常時貯蔵している。 ○ 高濁度原水のピークカットも行っている。

4 下水道施設

【実施主体】都下水道局

水再生センター・ポンプ所では津波による電気設備への浸水を防ぐ耐水対策を実施している。

施設名	施設の現況
水再生センター・ポンプ所	○ 都防災会議で示された最大津波高さ（T.P.+2.61）に対し、電気設備などの浸水を防ぐ耐水対策を実施している。

5 通信施設

災害時においては、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で通信の果たす役割は非常に大きい。

このため、災害による通信施設の被災を最小限に止め、また、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

機関名	防災施設等
N T T 東 日 本	○ 電気通信設備等の高信頼化を推進 ○ 電気通信設備及び附帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。
各 通 信 事 業 者	○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を講じる。

【実施主体】NTT 東日本

事項	安全化対策
電気通信設備	○ 電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。 （１） 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。 （２） 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。 （３） 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
電気通信システム	○ 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。 （１） 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 （２） 主要な中継交換機を分散設置する。 （３） 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。 （４） 通信ケーブルの地中化を推進する。 （５） 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。 （６） 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２ルート化を推進する。

6 ライフライン対策連絡協議会の設置

- 都とライフライン事業者間及びライフライン事業者相互間において、平常時の連絡を密にし、災害発生時に的確な対応が図れるような情報連絡体制を確立する。

第2節 道路及び交通施設等

1 道路施設

【実施主体】区、都建設局、関東地方整備局、首都高速道路（株）

（1）施設の現況

① 道路の延長

（令和6年4月1日現在）

道路種別	延長（m）	面積（㎡）
総数	1,187,948	8,290,165
高速道路	11,946	316,916
国道	10,128	320,046
都道	70,419	1,113,585
区道	1,095,455	6,539,618

令和6年度 世田谷区土木施設現況調書

② 防災施設等

機関名	防災施設等
都建設局	低地部の道路及び立体交差（アンダーパス） ○ 都の地勢及び河川の分布からみて、水害は主として上流よりの洪水、海岸よりの高潮及び低地帯、谷底平野部での内水氾濫等に区分される。立体交差（アンダーパス）等で流水が自然流下することができない箇所には道路排水場がある。
首都高速道路	○ 首都高速道路は、高架構造が大部分を占めているので、風水害時、平面街路が利用不可能な場合でも、高架構造の部分は救援物資の輸送、避難等に利用できる。 ○ 首都高速道路には、中央環状線山手トンネルほか19箇所に総延長30,799mの道路トンネルがあり、これらのトンネルには、非常用電話、トンネル入口警報表示板等の防災設備を整備している。

（2）予防対策

機関名	事業計画
区	○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、橋梁の強化及び必要な防災施設の整備を行う。
都建設局 （第二建設事務所）	○ 全橋梁について日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。
警視庁・警察署	○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 ・ 表示板等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。 ・ 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検及び風水害発生直後の特別点検を実施する。

機関名	事業計画
首都高速道路	① 供用中の高速道路及び付属施設 排水ポンプ、電気設備、通信設備等の諸設備について、定期的に点検を行い、安全を確保する。 ② 供用中の自動車駐車場 利用者及び自動車の安全を確保するため、防火、電気等の諸設備について、定期的に点検を行う。 ③ 工事中の道路及び付属施設 常に現場の整理を行い、不時の災害に対する各種資材等の需給計画を策定し、安全を確保する。

2 鉄道施設

【実施主体】京王電鉄（株）、小田急電鉄（株）、東急電鉄（株）

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、台風等により事故が発生した場合、その影響は極めて大きい。このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、今後とも、これら施設等の改良、整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

3 無電柱化の推進

【実施主体】都建設局、都第二建設事務所、区土木部

道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の確保など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため、次のとおり整備を進める。

- 都は、センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道においては、令和元年度末までに無電柱化がおおむね完了した。引き続き、周辺区部及び多摩地域の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線では、令和6年度までに完了させる。
- 区は、都市計画道路や主要生活道路の新設又は拡幅整備を実施する路線は、原則として道路工事と同時に無電柱化を実施する。また、既存道路においては、緊急輸送道路や避難場所に通じる経路など都市防災機能を強化する上で効果的な路線から優先的に整備を進める。

4 屋外広告物対策

【実施主体】都都市整備局、区災対都市整備部、災対土木部

- 都屋外広告物条例（昭和24年都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可発行時、安全管理について注意喚起を行うとともに、更新時には、屋外広告物自己点検報告書の提出を求めている。
- 令和元年度に、道路の安全管理のため、突出し看板等の調査を実施し、区の管理する道路内に落下の危険のある屋外広告物について指導を行った。

第3章 地域防災力の向上

第1節 自助による区民の防災力の向上

- 「自らの生命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 早期避難の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等を覚えておく。
- 区で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や災害リスク等を把握し、適切な対応を講じる。
- 都が作成する「東京マイ・タイムライン」等を活用し、区民の一人ひとりが、避難に必要な情報、判断、行動を時間軸に沿ってあらかじめ検討して、必要な対応を理解し準備することで、災害時に適切な避難行動がとれるように促す。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の行動をあらかじめ決めておく。
- 風水害のおそれがある場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- 国や都、区がインターネットで配信する、雨量、河川水位情報、河川監視映像を確認する。
- 気象情報や区市町村の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 浸水が心配される場合は、必要に応じて、家財道具を2階以上などの安全な場所に移しておく。
- 防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 避難行動要支援者がいる家庭では、区の定める要件に従い、差し支えがない限り、区が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

第2節 地域による共助の推進

震災編 第2部第2章第3節第1「2 地域による共助の推進」を準用する。

第3節 事業所による自助・共助の強化

震災編 第2部第2章第3節第1「5 事業所による自助・共助の強化」を準用する。

第4節 区民・行政・事業所等の連携

震災編 第2部第2章第3節第1「7 区民・行政・事業所等の連携」を準用する。

第5節 ボランティア等との連携・協働

災害復興本部に集められた被害状況や支援ニーズを踏まえた適切なボランティアの派遣・受け入れができるよう、世田谷ボランティア協会との情報連絡体制を強化するとともに、平常時からの情報共有を進め、連携の強化を図る。

その他については、震災編 第2部第2章第3節第1「6 ボランティアとの連携」を準用する。

第4章 防災運動の推進

第1節 防災意識の啓発

1 防災広報の充実

(1) 各防災機関が行う広報内容

- 台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- 各防災機関の風水害対策
- 竜巻に対する備え
- ゲリラ豪雨対策
- 家庭での風水害対策
- 避難するときの注意
- 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- 土砂災害に対する心得
- 台風時の風に対する対策
- 災害情報の入手方法
- 応急救護の方法
- 防災区民組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- 避難指示等に関する取扱い（要配慮者避難向け準備情報を含む。）

(2) 各防災機関の広報

機関名	対策内容
区	○ 防災パンフレットの配布や、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施などを通じて、区民の防災意識の向上を図る。 ○ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
警視庁・警察署	○ チラシ、ミニ広報紙、災害対策課X（旧ツイッター）、ホームページ等を利用し、防災の意識の普及啓発を図る。
東京消防庁・消防署	○ チラシ、小冊子等広報印刷物、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS 及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 都民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の模擬体験を通じて、防災行動力の向上を図る。

機関名	対策内容
	○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発
東京ガスグループ	○ ホームページやパンフレット等を用いて、安全と防災の取り組みの紹介をしているほか、防災イベント等を通じてお客さまに都市ガスの安全と防災についての広報に努め防災意識の高揚を図っている。
東京電力パワーグリッド	○ 東京電力パワーグリッドの防災対策、災害時の電気関係の措置やお客さまが行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等を通じて、お客さまに当社の防災対策を理解していただくとともに、防災意識の高揚を図っている。
都総務局	○ 防災ブックの作成 ○ 防災広報パンフレットの作成 ○ インターネット等を活用した防災広報 ○ 普及イベントの開催 ○ 屋外大型ビジョン
都下水道局	○ 都民用「浸水対策リーフレット」を発行し、都民が自らできる浸水への備えの紹介や降雨情報の提供（東京アメッシュ）並びに関係機関の連絡先等を紹介する。 ○ 地元区等と連携した樋門等に係る情報発信及びPR強化
各放送機関	○ 災害時における混乱や被害を最小限にとどめるため、平常時から災害予防に関するキャンペーン番組等を編成する。

2 防災教育の充実

機関名	対策内容
区	○ 防災セミナーや各種講演会等を開催し、区民の防災知識の向上を図る。 ○ 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 ○ 各避難所運営主体による避難所運営訓練、区総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援
東京消防庁 消防署	○ 過去の消防活動の経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から都民が自らの生命、身体、財産を確実に守ることができるようさまざまな普及啓発を行う。 1 区市町村等と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。 2 都総務局と連携し、「東京マイ・タイムライン」の普及啓発等を行う。 3 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。 4 都民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。 5 児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。

機関名	対策内容
	6 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。 ○ 児童生徒等を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防災思想の普及を図る。 ○ 都民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。 ○ 管理権原者、防火・防災管理者等に対し、防火・防災管理者講習、消防計画作成時等を捉え、事業所における風水害による被害の軽減を図ることについて指導し、防災意識の高揚を図る。
都総務局	○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○ 区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第33条（防災教育）） ○ 区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（東京都震災対策条例第37条（防災リーダーの育成）） ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成 ○ 水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化

第2節 防災訓練の実施

1 区の防災訓練

区は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。

- ① 参加機関：区、地域住民及び事業者、都及び防災機関
- ② 訓練項目：本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練

2 都の防災訓練

（1）風水害対応訓練

風水害の初動態勢及び応急対応を検証するために実施

- ① 実施時期：出水期前に実施
- ② 参加機関：都、区市町村、関係機関、都民等
- ③ 訓練項目：通信情報訓練、区市町村が実施する訓練との連携

（2）土砂災害に対する全国統一防災訓練

都と区市町村では、住民が参加した情報伝達手段の確認、適時適切な避難指示等の発令、避難先・避難経路の確認等による警戒避難体制の強化のために訓練を実施する。

- ① 実施時期：出水期前に実施
- ② 参加機関：都、区市町村、国土交通省、東京消防庁・消防署、地元住民（自治会・

消防団)、東京管区气象台

- ③ 訓練項目：避難訓練（実働訓練）、情報伝達訓練

3 水防訓練

【実施機関】区、東京消防庁・消防署、消防団等

消防機関との連携のもとに水防工法の習熟を図ることを目的として、水防関係機関が共同して水防訓練を実施する。

(1) 現況

消防機関における水防訓練は、風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため、各種水防工法等の基礎的技術を習得するための署隊訓練と、この基礎訓練を集結した方面隊訓練及び都総合防災訓練実施要綱に基づく訓練を毎年1回以上実施している。

(2) 計画目標

区より必要な技術援助及び訓練資機材の提供を受け、各種水防工法に習熟するとともに、関係防災機関の相互協力体制の緊密化を図り、もって災害に対処する各機関の総合力を結集する。

(3) 事業計画

① 訓練実施日

区及び区内の3消防署、3消防団等が合同して、毎年出水期頃に実施する。

② 訓練項目

次の全部又は一部を訓練統率者が選択して実施する。

ア 部隊編成訓練 イ 通信訓練 ウ 本部運営訓練
エ 水防工法訓練 オ 救助・救急訓練 カ 情報収集訓練
キ その他水災時の活動に必要な訓練

③ 消防団の訓練

消防団の訓練は、前項に準じ消防署長が、水防管理者と協議の上、計画を策定して実施するものとする。

4 警備訓練

【実施機関】警視庁・警察署

風水害に関する災害警備訓練を実施し、災害時における警備態勢の確立と事案対処処理能力の向上を図る。

(1) 訓練項目

- | | | |
|-------------|-----------|-------------------|
| ① 救助活動要領 | ② 救命索操作要領 | ③ 舟艇操作（船外機操法を含む。） |
| ④ 水防工法 | ⑤ 埋没者発掘要領 | ⑥ 簡易架橋 |
| ⑦ 避難誘導 | ⑧ 交通規制 | ⑨ 照明資器材の操作要領 |
| ⑩ 災害重機の操作要領 | ⑪ 広報活動 | ⑫ 通信訓練 |

(2) 実施時期及び場所

実施時期は、原則として5月以降10月までとする。場所は、その都度定める。

【風水害編】

第3部

災害応急・復旧対策計画

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

- 大規模な風水害が発生した場合に、世田谷区水防本部又は、世田谷区災害対策本部を設置するとともに、都、区その他防災機関は、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。
- 世田谷区災害対策本部の設置は、気象情報で台風の接近等により、強い降雨または強風の継続等が予報され、洪水氾濫、土砂災害発生のおそれが高まっている場合にくわえて、台風の規模や進路、鉄道などの計画運休の情報を考慮するものとする。
- 本部長室会議は、以下（１）～（２）の目的に応じて開催する。
 - （１）本部長、副本部長、災対各部長の全構成員が出席し、区の対応方針等を決定するために行う。
 - （２）避難所運営等の個別協議に係る災対部長が出席し、個別の対応方針等を決定するために行う。
- 世田谷区災害対策本部が設置された場合、災対各部長と災対各部は以下のとおり行動する。
 - （１）災対各部長は、本部決定事項等を速やかに災対各部へ伝達し、「世田谷区風水害対応タイムライン 大規模台風版」より、災対各部の役割と対応を確認する。
 - （２）災対各部は、「世田谷区風水害対応タイムライン 大規模台風版」の災対各部の対応に基づき、空振りを恐れず、必要な要員を確保する。
 - （３）災対統括部は、世田谷区災害対策本部条例施行規則第5条に基づき、消防機関へ本部員の派遣を要請する。

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
気象庁	○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報提供 ○気象情報連絡会実施 ○早期注意情報発表(警報級の可能性)	○大雨、洪水注意報発表 ○氾濫注意情報発表	○大雨※、洪水警報発表 ※夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3に相当 ○氾濫警戒情報発表	○土砂災害警戒情報発表(東京都と共同発表) ○氾濫危険情報発表	○大雨特別警報発表 ○氾濫発生情報発表	
区	○気象情報の収集、伝達	○注意報の受信・伝達	○避難所の設置の準備	○災害対策本部の設置 ○避難所の設置 ○医療救護	○応急復旧の実施	
都災対本部(都総務局)	○気象情報の収集、分析、提供 ○気象庁ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報収集 ○気象情報連絡会実施	【情報監視態勢】 ○気象情報・防災情報の受信・伝達 ○建設局との連携 ○区市町村、各局等への情報提供、注意喚起	【情報連絡態勢】 ○被害状況の収集 ○災害即応本部(応急対策本部)の設置検討・設置 ○九都県市情報共有・広域応援調整本部設置検討	【災害即応態勢】 ○災害対策本部の設置検討・設置 ○自衛隊の災害派遣要請 ○九都県市広域応援調整本部設置	【非常配備態勢】 ○災害救助法の適用(検討)	○九都県市広域相互応援

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)
都水防本部（建設局）	○水位情報等の提供・伝達 ○気象情報の収集、提供	【連絡態勢】 ○総務局との連携 ○注意報（大雨、洪水など）の受信・送信 ○区市町村への水防活動支援	【警戒配備態勢】 ○水防本部の設置 ○雨量・水位の観測 ○警報（大雨、洪水など）の受信・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○水位周知情報の発表・伝達 ○氾濫警戒情報の発表・伝達	→ ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○氾濫危険情報の発表・伝達	【第一次～第四次非常配備態勢】 ○点検対象施設現場調査 ○被害状況の把握 ○技術的援助 ○排水ポンプ車出動 ○水防資器材支給 ○特別警報（大雨）の受信・伝達 ○氾濫発生情報の発表・伝達 ○応急復旧の実施 ○技術的援助
都下水道局	【情報監視態勢】 ○気象情報の収集	【情報連絡態勢】 ○注意報受信 ○要員の待機	【警戒態勢】 ○警報・特別警報受信 ○判定会議 ○態勢の指示 ○要員の参集 ○工事現場安全点検	→ 【非常配備態勢】 ○被害状況把握 ○二次災害防止	○被害状況集約 ○施設の応急復旧 ○工事現場被害把握 ○応急復旧工事調整 ○下水道メンテナンス協同組合と連携
警視庁・警察署	○気象情報、被害等に関する情報収集	○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合、又は災害規模、被害状況等に ○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施		○被害状況の調査 ○発災後、被害（拡大）防止を目的とした避難誘導を実施 ○救出救護活動 ○被害状況等により広域緊急援助隊の派遣要請	→ → →
東京消防庁・消防署	○気象情報、水位情報等の収集 【必要に応じて水防態勢発令】 → ○事前計画（水防基本計画等）に基づく活動		【水防態勢発令】 【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】 ○第一非常配備態勢以上の発令で勤務時間外職員の参集・水防部隊を編成		○知事に対し緊急消防援助隊の派遣要請 ○必要に応じ現場救護所を設置

第1章 初動態勢

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)
鉄道事業者等	○気象庁情報の収集	○気象情報装置（雨量計、水位計風速計）のデータ収集、監視	○警戒体制、動員体制決定・発令 ○要注意箇所巡回、点検 ○応急資材の準備	→ ○災害状況の把握（旅客の救出）（被害状況調査） ○災害発生時の連絡体制 ○災害対策本部の設置	○災害規模に応じ応急体制をとり仮復旧 ○規模に応じて協力会社に応援要請
	○計画運休の可能性発表	○運転計画の詳細な情報発信			→
鉄道事業者（地下鉄）	○気象情報の収集 ○指定河川の水水位情報収集	○地上部、河川水位監視	○状況に応じて以下の対応をとる。 ・旅客の避難誘導 ・通風口を浸水防止機、土のう等で閉鎖 ・駅出入口に止水板・土のう等の設置 ・駅出入口を閉鎖 ・防水扉を閉扉	○災害対策本部・現地災害対策本部の設置 ○災害状況の把握 ○旅客の避難誘導 ○通風口を浸水防止機・土のう等で閉鎖 ○駅出入口に止水板・土のう等の設置 ○状況に応じて以下の対応をとる。 ・防水扉を閉扉 ・駅出入口を閉鎖 ・運転規制を実施 ・車両を浸水のおそれが無い箇所へ退避 ・職員の地下駅からの退避	○排水用ポンプ確保 ○構内排水 ○規模に応じて関係機関に協力要請 ○施設及び事業所の点検を実施 ○災害規模に応じて応急体制をとり仮復旧
	○計画運休の可能性発表	○運転計画の詳細な情報発信			→

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第1章
初動態勢

風水害編 第4部
雪害対策

第1節 世田谷区災害対策本部の組織・運営

1 世田谷区災害対策本部等の分掌事務等

(1) 世田谷区災害対策本部の分掌事務

震災編 第2部第1章第2節「1 区の役割」を準用する。

2 世田谷区災害対策本部の設置等

(1) 世田谷区災害対策本部の設置

災害対策本部の設置、水防本部から災害対策本部への移行については、次のとおりとする。

- ① 災害対策本部の設置については、大規模な風水害が発生するおそれがある場合に、水防本部長と水防副本部長が協議し、区長が決定する。
- ② 災害対策本部を設置した場合には、水防本部及び地域水防本部の業務は災対各部として統合され、災害対策本部長が指示する。
- ③ 次の場合には、水防本部の設置を待たずに、災害対策本部を設置する。
 - ア 気象情報で台風の接近等により、強い降雨または強風の継続等が予報されている、または、それらが発生している状況において、洪水氾濫、土砂災害発生のおそれが高まっている場合、台風の規模や進路、鉄道などの計画運休情報を考慮し、災害対策本部長が必要と判断したとき。
 - イ 上記に関わらず、災害対策本部長が必要と判断したとき。
- ④ 災害対策本部を設置した場合の災対各部の要員は、災対各部で判断する。
- ⑤ 災害対策本部設置時、水防副本部長【水防担当】は、本部連絡員を指名し、水防副本部【災害対策担当】（災害対策課）へ派遣する。本部連絡員は係長級・一般職員各1名の計2名とし、水防担当の土木・統括情報班との情報伝達を行う。
- ⑥ 災害対策本部は、風水害のおそれが解消し、応急活動がおおむね終了したと認めるときには解散するものとする。

第2節 世田谷区水防本部の組織・運営

1 水防機関の活動計画

水防本部は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、水防本部長（担任副区長）の指示に基づき直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、水防活動を行うものとする。

(1) 水防本部の活動

水防管理団体（区）は、出水期前に河川の巡視を行い、水防上危険であると認められた箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。（法第9条）

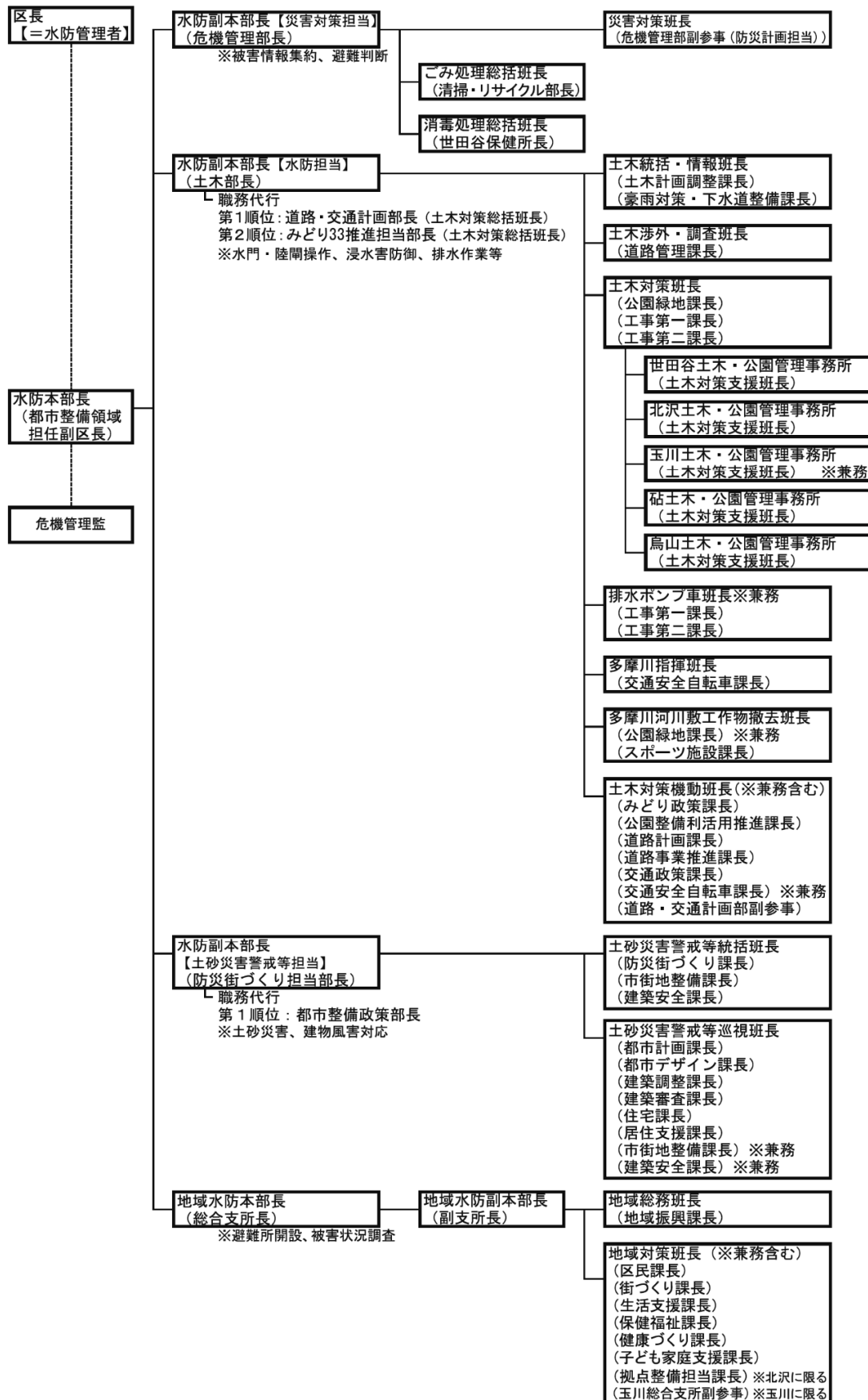
また、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

- ① 水防本部長及び地域水防本部長の指示に基づき、水防本部及び地域水防本部を設置する。
- ② 水防作業に必要な資器材の調達及び備蓄をする。

- ③ 水防計画に定めた箇所の雨量、水位の観測を行う。
- ④ 水防活動を十分に行うために、気象情報、洪水予報及び水防警報等の情報を収集、把握し、連絡する。
- ⑤ 気象状況並びに水位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもと河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。(法第9条)
- ⑥ 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合には直ちに都建設局（水防本部）に報告するものとする。
 - ア 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき
 - イ 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、危険のおそれがあるとき
 - ウ その他水防上必要と認めたとき
- ⑦ 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持、避難誘導のために警察署長に対して、警察官の出動を求める。(法第22条)
- ⑧ 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所管の下に行動する。(法第23条)
- ⑨ 洪水や雨水出水（河川に排水できずに氾濫した水）による被害情報の収集を行う。さらに浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- ⑩ 堤防その他の施設が決壊またはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。(法第25・26条)
- ⑪ 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、または現場にある者をして、水防に従事させることができる。(法第24条)
- ⑫ 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退くべきことを指示することができる。この場合、遅滞なく所轄の警察署長に、その旨を通知しなければならない。(法第29条)
- ⑬ 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- ⑭ 水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、都知事（都総務局総合防災部）にその旨を依頼することができる。

(2) 水防組織

<世田谷区水防組織図>



風水害編
総則
第1部

風水害編
災害予防計画
第2部

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

第1章
初動態勢

風水害編
雪害対策
第4部

(3) 水防本部の構成

区は、洪水や風水害のおそれがあるときは、世田谷区水防本部（以下「水防本部」という。）及び世田谷区地域水防本部（以下「地域水防本部」という。）を設置するものとする。

- ① 水防本部長は都市整備領域を所掌する担任副区長とし、水防副本部長の補佐する危機管理監を置く。
- ② 水防本部長の下に水防副本部長3名（災害対策担当、水防担当、土砂災害警戒等担当）と地域水防本部長5名を置く。
- ③ 水防副本部長（災害対策担当）には危機管理部長を充て、その下に災害対策班長（危機管理部副参事）、ごみ処理総括班長（清掃・リサイクル部長）、消毒処理総括班長（世田谷保健所長）を置く。
- ④ 水防副本部長（水防担当）には土木部長（職務代行第1順位：道路・交通計画部長、第2順位：みどり33推進担当部長）を充てる。
- ⑤ 水防副本部長（水防担当）のもとに土木統括・情報班長2名（土木計画調整課長、豪雨対策・下水道整備課長）、土木渉外・調査班長（道路管理課長）、土木対策班長3名（公園緑地課長、工事第一課長、工事第二課長）、土木対策機動班長7名（みどり政策課長、公園整備利活用推進課長、道路計画課長、道路事業推進課長、交通政策課長、道路・交通計画部副参事、交通安全自転車課長）、多摩川河川敷工作物撤去班長2名（公園緑地課長、スポーツ推進課長）を置く。
- ⑥ 土木対策班長のもとに土木対策支援班長5名を置く。水防副本部長（水防担当）は、土木対策支援班長を指名し、これを各土木・公園管理事務所に派遣する。
- ⑦ 水防副本部長（水防担当）は、状況に応じて多摩川指揮班を設置する。
- ⑧ 水防副本部長（土砂災害警戒等担当）には、防災街づくり担当部長（職務代行第1順位：都市整備政策部長）を充てる。
- ⑨ 水防副本部長（土砂災害警戒等担当）のもとに土砂災害警戒等統括班長3名（防災街づくり課長、市街地整備課長、建築安全課長）、土砂災害警戒等巡視班長8名（都市計画課長、都市デザイン課長、建築調整課長、建築審査課長、住宅課長、居住支援課長、市街地整備課長、建築安全課長）を置く。（ただし、市街地整備課長と建築安全課長は土砂災害警戒等統括班長と土砂災害警戒等巡視班長を兼務する。）
- ⑩ 地域水防本部長には総合支所長を充て、そのもとに地域水防副本部長（総合支所副支所長）を置く。
- ⑪ 地域水防副本部長のもとに地域総務班長（地域振興課長）、地域対策班長（区民課長、生活支援課長、保健福祉課長、健康づくり課長、子ども家庭支援課長、街づくり課長、拠点整備担当課長（北沢に限る）、玉川総合支所副参事（玉川に限る））を置く。

(4) 機構

水防本部及び地域水防本部の設置及び解散の時期は次のとおりである。

- ① 水防本部長は、次の場合に水防本部を設置する。
 - ア 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき。
 - イ 多摩川で水防警報（待機）が発表されたとき。
 - ウ 多摩川で、氾濫注意情報の洪水予報が発表されたとき。

- エ 野川または仙川で、氾濫危険情報の洪水予報が発表されたとき。
 - オ 谷沢川、丸子川、呑川のいずれかで氾濫危険情報が発表されたとき。
 - カ 集中豪雨等により局地的な被害が発生するおそれがあると認めたとき。
 - キ 台風の暴風等による被害が発生するおそれがあるとき。
 - ク その他水防本部長が必要と認めたとき。
- ② 地域水防本部長は、次の場合に地域水防本部を設置する。
- ア 水防本部が設置されたとき。
 - イ 上記に関わらず、集中豪雨など局地的な被害が発生するおそれがあると認めたとき、また、台風の暴風等による被害が発生するおそれがあると認めたときは、水防本部長に協議のうえ、各地域水防本部を設置する。
- ③ 水防本部長は次の場合に水防本部及び地域水防本部を解散する。
- 洪水のおそれ、暴風による道路や公園への影響、建物等への被害のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認めたとき。

(5) 所掌事務

① 水防本部

ア 災害対策担当

(ア) 災害対策班

- A 水防本部長指令の総括に関する事
- B 災害対策の総合調整に関する事
- C 気象及び災害情報収集及び発信の総括に関する事
- D 防災関係機関との連携に関する事
- E 防災行政無線システム、防災情報システムの運用管理に関する事
- F 被害状況報告の集計及び資料作成の総括に関する事
- G 避難指示等の発令に関する事
- H 警戒区域の設定、立入制限、退去命令に関する事
- I 他の水防管理者への応援要請及び知事への自衛隊派遣要請に関する事
- J 東京都（総務局総合防災部）への水防に関する報告

(イ) ごみ処理総括班

- A 被災地のごみ処理対策に関する事
- B 被災地のごみの排出指導に関する事

(ウ) 消毒処理総括班

- A 被災地の総合衛生対策に関する事

イ 水防担当

(ア) 土木統括・情報班

- A 水防計画に関する事
- B 水防担当の総合調整、他の担当との連携・連絡・調整に関する事
- C 水防実施状況の総合記録・議会報告に関する事
- D 気象情報の収集・整理・情報提供に関する事
- E 水防資器材等の調達・配布の調整に関する事

- F 水防訓練における水防担当の窓口・調整に関する事
- G 他の班に属しない事
- (イ) 土木渉外・調査班
 - A 国、都及び水防機関との連絡に関する事
 - B 消防との事前調整・応援・連絡に関する事
 - C 警察との事前調整・出勤・連絡に関する事
 - D 国土交通省、東京都等との協定締結・報告書提出等に関する事
 - E 被害状況の調査、記録及び報告に関する事
 - F 浸水確認箇所一覧・浸水確認箇所図に関する事
- (ウ) 土木対策班
 - A 班の動員配置に関する事
 - B 水防実施状況の記録及び報告に関する事
 - C 地域内の被害状況の収集、記録及び報告に関する事
 - D 気象情報の観測通報及び資料の収集・整理（地元住民への情報提供を含む）に関する事
 - E 水防資器材等の調達・運搬（業者の応援を含む）に関する事
 - F 公共土木施設（公園を含む）の監視及び応急処置に関する事
 - G 住民要請による被害箇所の受付及び応急処置に関する事
 - H 所管工事現場等の警戒巡視に関する事
 - I 水門、陸閘等の監視、操作に関する事
 - J 危険箇所の警戒巡視に関する事
 - K 河川の監視、状況報告及び応急処置に関する事
 - L 河川情報の収集及び整理・情報提供に関する事
- (エ) 排水ポンプ車班
 - A 大規模建物地下等における浸水の排水に関する事
 - B 広範囲における浸水の排水に関する事
- (オ) 多摩川指揮班
 - A 二子玉川周辺における多摩川の水位・溢水・堤内地浸水状況調査及び堤防巡視に関する事
 - B 多摩川無堤防部における溢水対応に関する事
 - C 玉川東・西陸閘、久地陸閘の指揮に関する事
- (カ) 多摩川河川敷工作物撤去班
 - A 多摩川河川敷内の工作物の撤去（業者委託を含む）に関する事
- (キ) 土木対策機動班
 - A 土木対策班の応援に関する事
- (ク) 土木対策支援班
 - A 管轄内における水防活動の支援に関する事
 - B 平常時における河川等の巡視及び異常箇所の通報に関する事
 - C 管轄内における現場報道対応に関する事

ウ 土砂災害警戒等担当

(ア) 土砂災害警戒等統括班

- A 土砂災害の警戒活動、土砂災害警戒区域等の巡視に関する事
- B 土砂災害による被災状況の収集・記録及び報告に関する事
- C 台風等の強風に関する観測通報及び資料の収集・整理に関する事
- D 台風等の強風による被害状況の収集、記録及び報告に関する事
- E 台風等の強風による被害で、公共物等に危険を及ぼすおそれのある建物や屋外
広告物等への指導に関する事

(イ) 土砂災害警戒等巡視班

- A 土砂災害の警戒活動、土砂災害警戒区域等の巡視に関する事

エ 地域水防本部

(ア) 地域総務班

- A 管内の警戒パトロール及び被害状況の把握、通報に関する事
- B 区民からの通報、問い合わせへの対応に関する事
- C 避難所の設置運営に関する事
- D 地域水防本部の庶務、人事及び経理に関する事
- E 水防実施状況の記録に関する事
- F 水門、陸閘等の閉鎖が見込まれる場合における地元住民への情報提供等の周知
に関する事
- G 気象情報の観測通報及び資料の収集・整理（地元住民への情報提供含む）に
関する事
- H 他の班に属しないこと

(イ) 地域対策班

- A 地域の水防活動に関する事

第3節 区職員の初動態勢

1 水防本部の参集基準

水防本部長及び地域水防本部長は、区が分担する水防活動に万全を期するため、次の状況に応じて職員を参集させ対応を指示するものとする。

区分	内容
連絡態勢（準備態勢）	台風の接近等により水防態勢の準備が必要と判断される場合。
水防本部（第一次）	気象注意報（大雨・洪水・大雪）が発令、または発令される可能性が高いと予想される場合。
水防本部（第二次）	気象警報（大雨（浸水害・土砂災害））が発令された場合。
水防本部（第三次）	気象警報（大雨（浸水害・土砂災害）、洪水）や洪水予報（多摩川、中小河川）が発令された場合の態勢。
災害対策本部	上記の警報等のほか、大雨特別警報が発令された場合の態勢。

2 水防実施状況報告

水防本部長は、水防活動終了後3日以内に、水防実施状況報告書第1号・第2号様式により、区長および都第二建設事務所に報告するものとする。

＊水防計画

第4節 都の活動体制

東京都地域防災計画 風水害編 第3部「第1章 初動態勢」による。

第5節 救助・救急対策

1 救助・救急活動態勢等

震災編 第2部第5章第3節第2「2 消火・救助・救急活動」を準用する。

2 救助・救急体制の整備

（1）東京消防庁・消防署の救助・救急体制

① 救助体制の整備

- 区水防本部・区災害対策本部との情報共有と意志決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣する。
- 水害地の救助活動を効率的に行うため、水防部隊の整備強化を図り、風水害地からの救助体制を強化する。
- 災害時に使用する建設資器材及び船艇等については、関係事業所協定に基づく迅速な調整及び事前協議により調達計画を樹立する。

② 救急体制の整備

- 救急活動を効率的に行うため救急車等の増強を図り、風水害により発生する傷病者に

対する搬送体制を強化する。

③ 救助・救急資器材等の整備

- 災害が予想される地域の消防署、消防出張所を優先に、水害地での救助・救急及び消防活動を行うための資器材等の整備増強を図る。

第6節 応援協力・派遣要請

1 応援協力

震災編 第2部第5章第3節第2「3 応援協力・派遣要請」を準用する。

2 区による自衛隊への災害派遣要請

震災編 第2部第5章第3節第2「3 応援協力・派遣要請」を準用する。

第7節 防災機関の活動体制

- 区及び都は、風水害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の所管に係る災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報連絡体制

1 情報通信連絡体制

機関名	対策内容
区	○ 都に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用する。 ○ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁に対して直接連絡する。 ○ 地域防災行政無線又はその他の手段により、当該区市町村の区域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
警視庁・警察署	○ 各種の通信連絡手段を活用し、関係防災機関と情報連絡を行う。
東京消防庁・消防署	○ 消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。
都総務局	○ 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。 ○ 都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。 ○ 中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用し、総務省消防庁をはじめ関係省庁、他府県等と情報連絡を行う。
その他の防災機関	○ それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。

- 区、都及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
- 区及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。
- 通信連絡の方法は、原則として、都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。
- 災害が差し迫った場合で、緊急性又は危険度が非常に高い場合においては、通常の通信連絡に加え、区市町村長とのホットラインを活用する。
区市町村長とのホットラインは以下に従って運用する。
 - (1) 区市町村長の携帯電話への連絡は、原則として都危機管理監が行う。
 - (2) 区市町村長の携帯電話への連絡は、災害の発生が予見されており、かつ緊急性又は危険度が非常に高く、通常の連絡手段によるいとまがない場合に行うものとする。

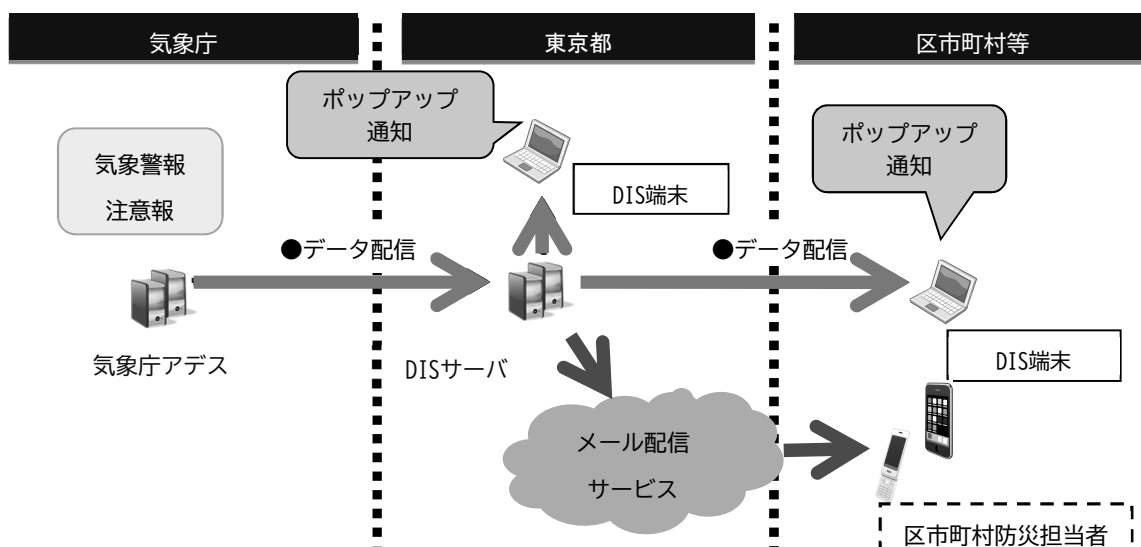
2 通信施設の整備及び運用

- 都は、都防災行政無線を整備し、都防災センター、区市町村、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事

務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。

- 都防災行政無線は、電話、FAX 機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備の整備をしている。
- 都は、都災害情報システムにより、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村等の端末機設置機関に提供する。災害時には、区市町村等が入力した被害・措置等に関する情報を、コンピュータで集計処理し、都本部の表示盤に表示するとともに、災害対策の検討・審議に資するほか、端末機設置機関に伝達して情報の共有化を図る。
- 都は、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。また、災害時において特に重要となる避難情報について、Lアラート（災害情報共有システム）を活用し、より迅速かつ的確に情報発信を行う。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

<気象情報提供のイメージ図>

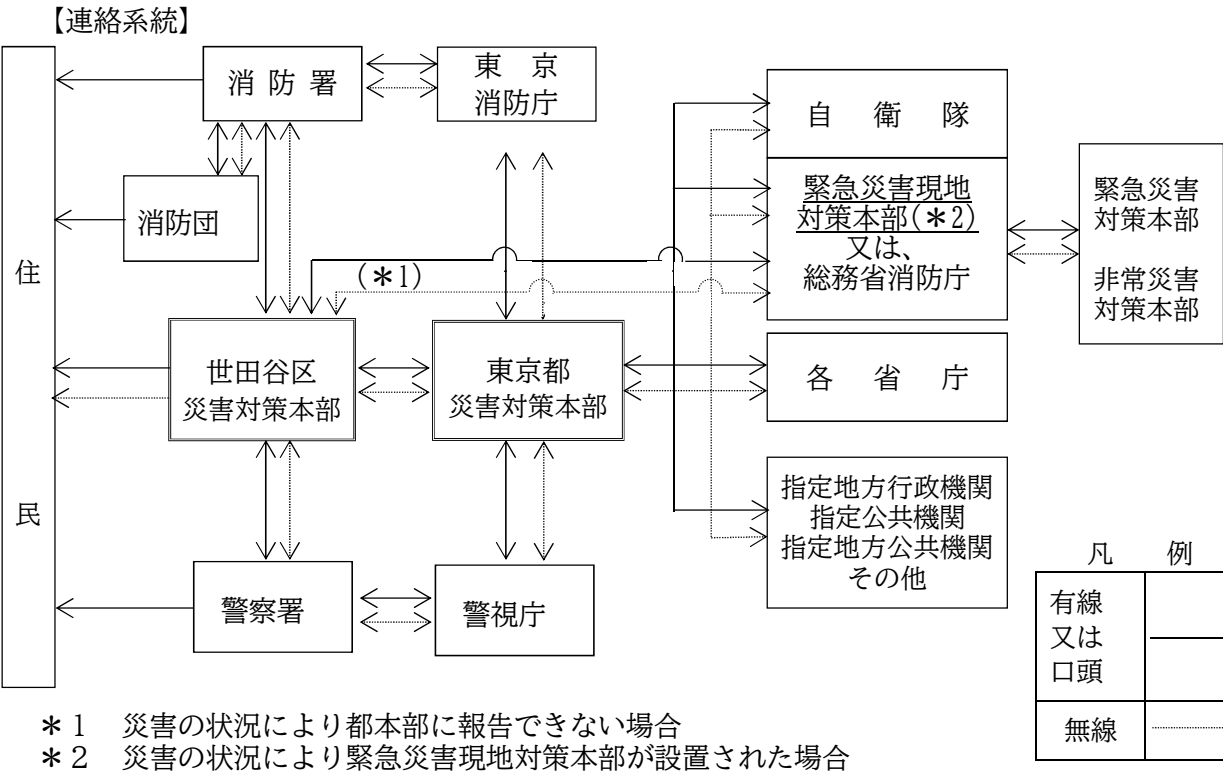


- 区及び建設事務所等には、画像伝送システム端末を整備している。また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。
- 都は警視庁・警察署及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握するシステムを整備している。
- 区は、地域住民への情報連絡のために固定系や移動系の防災行政無線を整備している。また、電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、地域防災無線の整備を進めている。

第2節 災害予警報等の伝達

1 情報収集・伝達体制

機関名	対策内容
区	○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに都総務局及び気象庁に通報する。 ○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び住民等に周知する。
警視庁・警察署	○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに関係区市町村長に通知する。
東京消防庁・消防署	○ 都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、消防団及び各防災関係機関と連携し住民に周知する。
NTT東日本	○ 気象業務法に基づいて、気象庁から NTT 東日本に通知された特別警報及び警報を、各区市町村に通報する。 ○ 警報の伝達は、FAX により関係機関へ通報する。 ○ 警報に関する通信は優先して取り扱う。
都総務局	○ 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、ただちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。 ○ 必要があるときは、都各局の連絡責任者を招集し、又は応対本部を開設して、台風、その他の重要な情報について、気象庁の解説を受ける。 ○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、ただちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。
東京管区気象台	○ 気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。 ○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁大気海洋部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 ○ 気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について都防災センターで説明会を開催する。 ○ 竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を行う。
各放送機関	○ 各社の規定に基づき、災害に関する警報等を放送する。
その他の防災機関	○ 都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報・警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報



2 気象情報の早期収集・提供

(1) 気象情報の情報収集

- 気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、水防本部はその情報の内容、目的、性質を十分に理解するとともに、伝達の系統及び方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動を努めるものとする。

＊大雨及び洪水警報・注意報発表基準〔資料編資料第116・P283〕

- 水防本部は、気象庁及び気象予報会社等の気象情報に基づき、気象等の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めたときには、地域本部（総合支所）、各土木管理事務所、都第二建設事務所と連絡を取り、情報を交換するものとする。
- 地域本部及び各土木・公園管理事務所は、積極的に水防本部と連絡をとるとともに、常に的確な情報の把握及び提供に努めるものとする。
- 雨量の情報

水防本部、地域本部、各土木管理事務所は、雨量水位観測システムにより区内7局の観測拠点の雨量観測結果を確認する。

- 水位の情報

水防本部は、多摩川の水位に関する情報を、国土交通省京浜河川事務所の水位計やライブカメラ等から入手する。

また、多摩川流域河川（野川、仙川、谷沢川、丸子川）の水位に関する情報を雨量水位観測システムにより入手する。

(2) 気象情報の提供

○ 情報の提供

水防本部は、把握した情報について、状況に応じ、災害・防犯情報メール配信サービス、防災ポータル、ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE、エフエム世田谷、防災行政無線等を活用して区民等への提供に努める。

○ 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）

- ・ 気象庁東京管区气象台では、大雨時等において都及び区市町村における避難情報発令の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、「ホットライン」という。）を設置し、運用している。
- ・ 区は、大雨時等避難情報発令の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。
- ・ 気象庁東京管区气象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、都及び区市町村に対し直接厳重な警戒を呼びかける。また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を都及び区市町村に対し、直接実施する場合がある。
- ・ 都は、ホットラインにより得られた情報や判断について、必要と認める場合には区市町村、関係機関等へ提供する。

3 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

(1) 情報の共有の必要性

- 都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難指示等に有用な情報を提供する。
- また、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難指示等の発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組みを平成30年6月より運用開始した。
- 区では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市と連携し、必要な情報（避難指示発令の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図り、集中豪雨などに際しても、区では避難指示等を遅滞なく出すこととする。

(2) 同一河川・圏域・流域の設定

- 同一河川・圏域・流域は、下記のとおり。
 - ① 城南地区河川流域、② 多摩川沿川、③ 野川流域

(3) 情報の内容

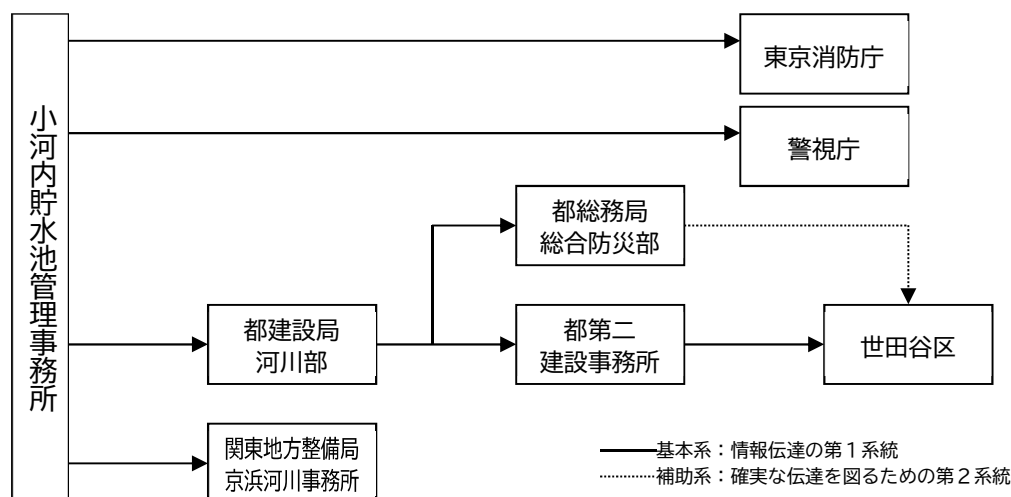
- 区は、都より、同一河川・圏域・流域内に関する次のような情報を受ける。
 - ・ 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難指示等
 - ・ 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
 - ・ 避難が必要な区域
 - ・ 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況

- ・ その他
- なお、洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川など既存の伝達系統による情報提供は、従来どおりである。

4 ダム放流通報

- ダムの設置者は、洪水が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、ダムにおける観測結果、操作の状況等を河川管理者及び都道府県知事に通知しなければならない。（「河川法第46条」）
- また、ダムの操作により河川流水の状況に著しい変化を生ずるときは、水害を未然に防止する観点から、あらかじめ関係都道府県知事、関係市町村長、関係警察署長に通知し、さらに一般にも周知するための措置をとらなければならない。（「河川法第48条」）
- 世田谷区に關係するダム放流通報は、都水道局による小河内ダム放流通報である。小河内ダム放流通報の伝達系統は以下のとおりである。

<小河内ダム放流通報伝達系統図（世田谷区に関わる部分の抜粋）>



※都が水防態勢時（大雨、洪水、高潮、津波の警報、注意報発表時）の操作時に限り情報伝達を行う。

機関名	防災行政無線		N T T 回線	
	T E L	F A X	T E L	F A X
小河内ダム（都水道局）	85801	85800	0428-86-2211	0428-86-2738
その他の機関	（第3部第3章第1節「4 水防警報」を参照）			

5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

(1) 気象庁による情報提供

○ 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。

○ 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

○ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

○ 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

(2) 竜巻等が発生した場合の情報伝達

○ 気象庁は、気象庁防災業務計画に基づき情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

○ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じる。

○ 激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

【実施主体】区

- 区は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。

6 特別警報が発表された時の情報の共有

- 気象庁は平成25年8月30日から、「特別警報」の運用を開始した。特別警報は、広い範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表し、最大限の警戒を呼びかける。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである（気象庁ホームページより）。

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

- 都は、気象庁から特別警報の通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに関係区市町村長に通知しなければならない。
- 区は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTT から通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

第3節 被害状況等の報告体制

機関名	対策内容																											
区	○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。 なお、都に報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。 1 報告すべき事項 災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は、認定基準「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成 30 年 3 月、内閣府）に基づき認定）、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項 2 報告の方法 原則として、災害情報システム（DIS）の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。）。 3 報告の種類・期限等 報告の種類、期限等は次のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">報告の種類</th><th>入力期限</th><th>入力画面</th></tr><tr><td colspan="2">発 災 通 知</td><td>即時</td><td>被害第 1 報報告</td></tr><tr><td colspan="2">被 害 措 置 概 況 速 報</td><td>即時及び都が 通知する期限内</td><td>被害数値報告 被害箇所報告</td></tr><tr><td colspan="2">要 請 通 知</td><td>即時</td><td>支援要請</td></tr><tr><td rowspan="2">確 定 報 告</td><td>災 害 確 定 報 告</td><td>応急対策を終了した後 20日以内</td><td>災害総括</td></tr><tr><td>各 種 確 定 報 告</td><td>同上</td><td>被害情報、措置情報</td></tr><tr><td colspan="2">災 害 年 報</td><td>4 月 20 日</td><td>災害総括</td></tr></table> 4 災害救助法に基づく報告 災害救助法に基づく報告については、第 3 部「第 12 章 災害救助法の適用」に定めるところによる。 5 水防活動等に関する情報共有 巡視等の水防活動の実施、避難情報の発表、被害が発生したときは、水防関係機関が相互に情報共有を行う。	報告の種類		入力期限	入力画面	発 災 通 知		即時	被害第 1 報報告	被 害 措 置 概 況 速 報		即時及び都が 通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告	要 請 通 知		即時	支援要請	確 定 報 告	災 害 確 定 報 告	応急対策を終了した後 20日以内	災害総括	各 種 確 定 報 告	同上	被害情報、措置情報	災 害 年 報		4 月 20 日	災害総括
報告の種類		入力期限	入力画面																									
発 災 通 知		即時	被害第 1 報報告																									
被 害 措 置 概 況 速 報		即時及び都が 通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告																									
要 請 通 知		即時	支援要請																									
確 定 報 告	災 害 確 定 報 告	応急対策を終了した後 20日以内	災害総括																									
	各 種 確 定 報 告	同上	被害情報、措置情報																									
災 害 年 報		4 月 20 日	災害総括																									
警視庁・警察署	○ 各方面本部、各警察署から災害に関する情報を収集し、これを取りまとめ都に通報する。 ○ 東京消防庁・消防署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ○ 主な収集事項は、被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況、交通機関の運行状況及び交通規制の状況、犯罪の防止に関しとった措																											

	置、その他とする。
東京消防庁・消防署	○ 各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これをとりまとめ都に通報する。 ○ 警視庁・警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ○ 主な収集事項は、災害発生状況及び消防活動の状況、救急救助活動情報、その他災害活動上必要ある事項
関東地方整備局	○ 国道事務所及び出張所においては、必要に応じてパトロールカー等による巡視を行う。 ○ 道路情報モニター等からの情報収集にも努め、必要に応じ都、警視庁・警察署及び各関係防災機関に速やかに連絡する。
都総務局	○ 都総務局は、区市町村、都各局、指定地方公共機関等関係機関からの報告をとりまとめ、消防組織法第40条及び災害対策基本法第53条に基づき国（総務省消防庁）に報告するほか、他関係防災機関に被害状況等を通報する。 ○ 都総務局は、状況により必要がある場合は、災害地調査班を編成し、現地の状況を調査する。ただし、班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。 1 調査事項は、災害原因、被害状況、応急措置状況、災害地住民の動向及び要望事項、現地活動の隘路、その他必要事項、とする。 2 現地調査にあたっては、災害対策用車両の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一都総務局に報告する。なお、調査の際、重要な情報があるときは、ただちに報告する。 ○ 都総務局は、被害状況等をとりまとめ、必要に応じ、区市町村等の関係防災機関に提供する。
都各局	○ 都各局は、区市町村の例により所管施設及び所管業務に関する所在区市町村別の被害状況等を調査し、都総務局に報告する。 ○ 都各局の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。
東京管区气象台	○ 竜巻等突風、高潮・高波・副振動、地震・津波及び火山噴火等の規模及び被害状況を勘案の上必要と認める場合には、今後の防災気象情報の改善に資するよう、現象の実態解明等を目的とした現地調査を行う気象庁機動調査班（JMA-MOT）の派遣を実施する。調査結果は、速やかに公開する。
各防災機関	○ 各防災機関は、所管施設に関する所在区市町村別の被害、既にとった措置、今後とろうとする措置その他必要事項について、区市町村の例に準じ都に報告する。 ○ ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。 ○ システム端末設置機関は、必要に応じ、端末に入力する。

第4節 災害時の広報及び広聴活動

1 広報活動

区	機関名	対策内容
	◎災対財政・広報部 災対統括部 災対地域本部	○ 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、ただちに警視庁・警察署、東京消防庁・消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。 - 広報内容は、次のとおりである。 - ア 災害状況、避難方法等 - イ 食料、物資等の配布状況 - ウ 医療機関の診療状況 - エ 応急復旧状況等 - オ その他必要事項（デマ・流言打ち消し情報等） ○ 24時間安全安心パトロール（青パト）や広報車での地域巡回による情報伝達を実施していく。
	都水道局	○ 災害において断水事故が発生した場合、住民の不安と混乱を防ぐため、広報車等を巡回させるとともに、都、区市町、警察、消防、報道機関等の関係機関との協力を得て、断水地域の住民に対し、被害、復旧、応急給水等について適時適正に広報する。 - ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み - イ 災害時給水ステーション（給水拠点）の場所及び応急給水の実施方法 - ウ 水質についての注意 - エ その他必要事項
	都下水道局	○ 下水道施設の被害及び復旧の状況並びに下水道使用自粛等の協力要請についての広報を行う。
	警視庁・警察署	○ 各方面本部、各警察署から災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 - ア 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し - イ 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 - ウ 感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起
	東京消防庁・消防署	○ 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。 - ア 気象及び水位の状況 - イ 水災及び土砂災害に関する情報 - ウ 被災者の安否情報 - エ 水防活動状況 - オ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ ○ 広報手段は次のとおりである。 - ア テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 - イ 消防車両の巡回

	ウ デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS エ 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供
自衛隊	○ 都及び関係機関と連絡を密にし、自ら積極的に空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する他の救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。 ア 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達 イ 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況 ウ 都及び関係機関等の告示事項 エ その他必要事項 ○ 広報手段は、航空機、車両拡声器及び地上部隊の口頭による。
NTT東日本 各通信事業者	○ 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。 ○ ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知 ○ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの^{ふくそう}輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施
東京電力パワーグリッド	○ 広報内容は次のとおりである。 ア 電気による二次災害等を防止するための方法 イ 避難時の電気安全に関する心構えについての情報 ウ 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 ○ 広報手段は次のとおりである。 ア テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）及び新聞等の報道機関を通じた広報 イ ホームページ等を通じた広報 ウ 区市町村の防災行政無線（固定系）の活用 エ 広報車等による直接当該地域への周知
東京ガスグループ	○ 広報内容は次のとおりである。 ア 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 イ ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し ○ 広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット・防災行政無線（固定系）等とする。
首都高速道路	○ 広報内容は次のとおりである。 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等 ○ 広報手段は次のとおりである。 ラジオ等各種メディア、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備
都総務局	○ 風水害発生直後に行う広報内容は、次のとおりである。 ア 災害の規模・気象・水象の状況 イ 避難方法等

	○ 被災者に対する広報内容は、次のとおりである。 - ア 被害情報 - イ 食料・生活物資等の供給状況 - ウ 医療救護活動の状況 - エ 電気等ライフラインの復旧状況 - オ 通信・交通機関等の復旧状況 ○ 区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう、指示・要請を行う。 ○ 携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。また、防災関連情報（東京アメッシュ、各種ハザードマップ、都内中小河川の水位、雨量情報等）をホームページ上にてワンストップで確認できるように、機能向上を図る。 ○ 防災X（旧ツイッター）、東京都防災アプリや東京都等が保有するデジタルサイネージなどの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。 ○ 都域に隣接する他県市町村の防災ホームページとリンクを行い、水害情報の共有を推進していく。 ○ 民間で配信しているアプリと連携活用し、情報発信を行う。 ○ チャットボットを用いて都民からの問い合わせに対して、迅速に対応する。
都政策企画局	○ 報道機関に対する発表 ○ 要請文の作成
都生活文化スポーツ局	○ 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施する。 ○ 都庁総合ホームページを災害対策用へ切り替え、迅速な情報提供を行う。 ○ 都生活文化スポーツ局は、「都外国人災害時情報センター」を設置して、以下の業務を行う。 ・外国人が必要とする情報の収集・提供 ・区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・都防災（語学）ボランティアの派遣
東京管区气象台	○ 災害応急・救助活動や復旧活動を伴う災害が発生した場合、速やかに災害時気象支援資料を作成し、都及び関係する区市町村等の防災関係機関へ提供する。
各放送機関	○ 発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知

（１）区民等への情報提供体制の整備

震災編 第2部第6章第3節第1「2 区民等への情報提供体制の整備」を準用する。

（２）避難指示等の情報伝達

- 区及び都は、災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対しマスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。
- 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。
 - ① 実施機関

都、都内区市町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社
 - ② 伝達する情報
 - ア 高齢者等避難
 - イ 避難指示
 - ウ 緊急安全確保
 - エ 警戒区域の設定

2 広聴活動

機関名	対策内容
区	○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図る。
警視庁・警察署	○ 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
東京消防庁・消防署	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で、各種相談、説明、案内にあたる。 ○ 都民からの電子メールによる問い合わせに対応する。
都総務局	○ 各局の相談窓口をとりまとめ住民等へ周知
都生活文化スポーツ局	○ 常設の都民相談窓口または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の解決に努める。
都各局	○ 相談窓口等を開設するとともに、都総務局へ報告

【実施主体】区

- 臨時総合相談窓口等を設置する
 - (1) 臨時総合相談窓口

被害地及び集団避難所等に臨時総合相談窓口等を必要に応じ設け、相談、要望等を聴取し、速やかに関係部及び関係機関に連絡して早期解決に努める。
 - (2) 相談窓口等の規模及び構成員

相談窓口等の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決める。

【実施主体】都生活文化スポーツ局

- 常設の都民相談窓口、または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の対応を実施する。
- 電話等により相談に対応し、適切な部署等を案内する。

第3章 水防対策

洪水、雨水出水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減する。

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区	○気象情報、水位情報等の収集・伝達 ○警報等の受信、伝達	○水防活動開始	○高齢者等避難 ○避難指示・緊急安全確保	○災害派遣要請 ○広域応援要請	
都水防本部 (都建設局)	○気象情報、水位情報等の収集・伝達	【連絡態勢】 ○区市町村への水防活動支援	【警戒配備態勢】	【非常配備態勢】 ○点検対象施設現場調査 ○被害状況の把握	○応急復旧
東京消防庁	○気象情報等、水位情報等の収集・伝達 【必要に応じて水防態勢発令】		【水防態勢発令】 【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】 ○第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成	○必要に応じて現場救護所を設置 ○知事に対し 緊急消防援助隊の派遣要請	
関東地方整備局	○気象・海象情報の収集	○水防活動	○洪水予報発表、水防警報発表（気象庁も共同） ○情報連絡体制確保	○緊急復旧対策 ○災害対策本部の設置	○港湾施設の陸上 点検

※水防活動に関する具体的事項については、最新の都水防計画による

第1節 水防情報

1 気象情報

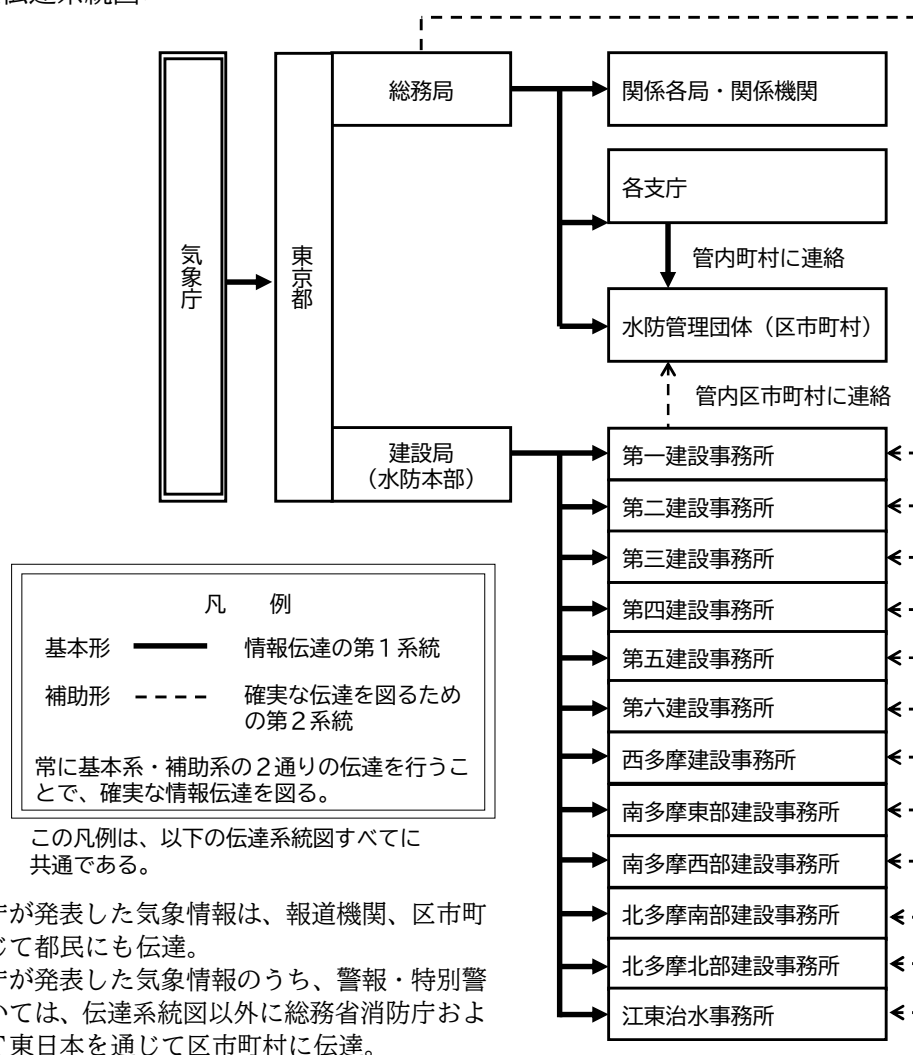
(1) 都災害情報システム (DIS)

DIS を活用することで、「東京都水防災総合情報システム」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、伝達情報の判断材料等に活用することができる。

(2) 防災情報提供システム

- 防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、Web）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区等の防災機関へ提供するシステムである。
- 各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨（土砂災害、浸水害）・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらず激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。区が行う避難指示等の判断の参考に利用する。

<気象情報伝達系統図>



2 洪水予報河川（国管理河川）

- 指定河川洪水予報は、国又は都道府県が管理する河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合について、国土交通大臣または都道府県知事と、気象庁長官が共同で発表するものである。
- 区においては、多摩川が国管理河川の洪水予報の指定河川である。区は、情報を的確に把握して水防活動に努めることとする。
- 国土交通省と気象庁とが共同で行う洪水予報で区に関係するものは、次のとおりである。（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

（1）洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区 間	基準地点
多摩川	左岸：東京都青梅市青大柳町 1575 地先から海まで 右岸：東京都青梅市畑中一丁目 18 番地から海まで	調布橋 石原 田園調布（上）

（2）洪水予報の種類と発表基準（多摩川）

種類	基準地点	発表基準
氾濫発生情報	調布橋 石原 田園調布（上） 観測所	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
氾濫危険情報		基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき
氾濫警戒情報		基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫注意情報		基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫注意情報解除		基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

（3）洪水予報河川予報地点及び基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
多摩川	調布橋	東京都青梅市上長瀬	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A. P. + 148.500m
	石原	東京都調布市多摩川三丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A. P. + 27.420m
	田園調布（上）	東京都大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A. P. + 0.000m

※A. P：荒川工事基準面

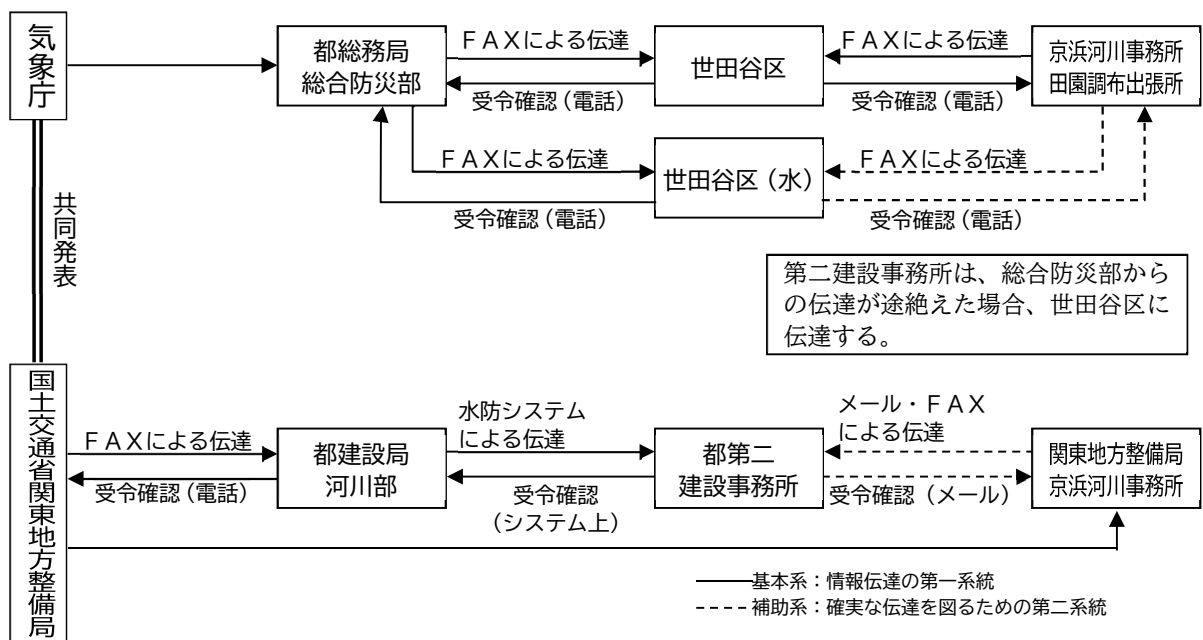
＜洪水予報の発表基準となる河川水位（国管理）＞

水防団待機水位 （指定水位）	各水防機関が水防体制に入る水位。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水害を未然に防ぐため各水防機関が出動する目安となる水位。 多摩川では、水位が氾濫注意水位に到達し、さらに上昇する場合に多摩川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。
避難判断水位 （特別警戒水位）	区市町村長の高齢者等避難の発表判断の目安。
氾濫危険水位 （危険水位）	洪水により相当数の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位。区市町村長の避難指示の発令判断の目安。

（４）洪水予報の伝達系統

洪水予報の伝達は、次のとおり行う。

＜洪水予報伝達系統図（世田谷区に関わる部分の抜粋）＞



*洪水予報伝達系統図・連絡先（国管理河川）〔資料編資料第117・P285〕

なお、伝達された洪水予報の区民等への提供は、第3部第2章「第4節 災害時の広報及び広聴活動」に定める気象情報の提供に準じて行う。

3 洪水予報河川（都管理河川）

都と気象庁大気海洋部とが共同で行う洪水予報で区に関係するものは、次のとおりである。
（水防法第11条、気象業務法第14条の2第3項）

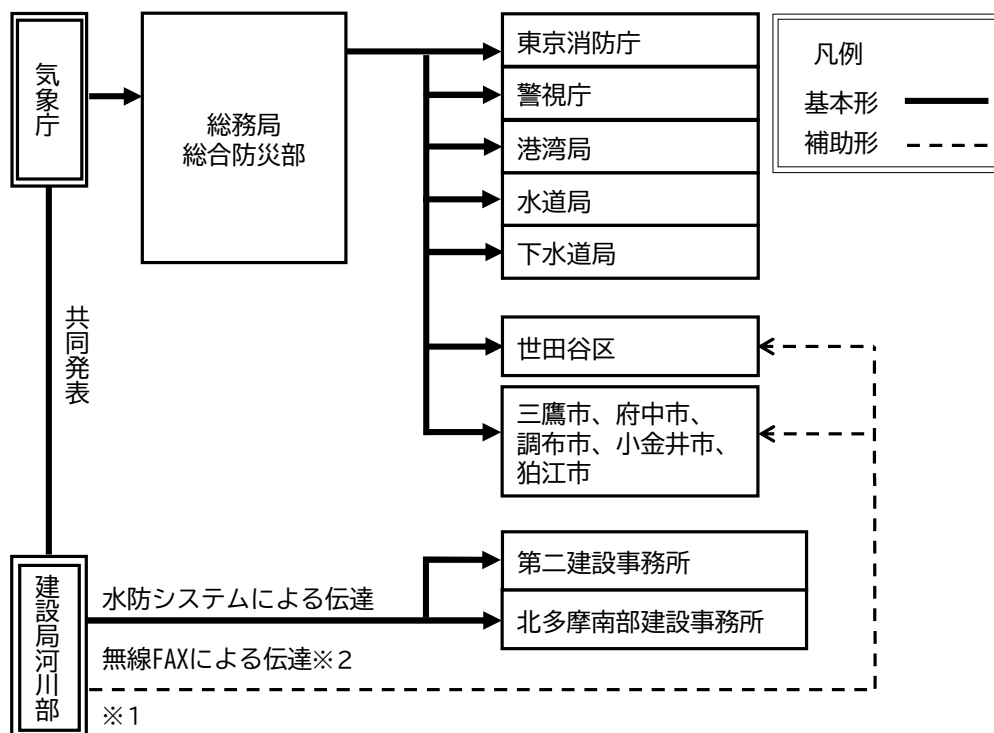
（1）洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区 間	基準地点
野川・仙川	左岸：小金井市貫井南町4丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢2丁目（大沢池上） 右岸：小金井市貫井南町4丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢6丁目（大沢池上）	大沢池上
	左岸：三鷹市大沢2丁目（大沢池上）～世田谷区玉川3丁目（多摩川合流点） 右岸：三鷹市大沢6丁目（大沢池上）～世田谷区玉川3丁目（多摩川合流点）	鎌田橋野川
	左岸：三鷹市新川6丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田3丁目（野川合流点） 右岸：三鷹市新川6丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田4丁目（野川合流点）	鎌田橋仙川

（2）洪水予報伝達

洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、世田谷区については、水防担当部署と避難指示等発令部署が異なるため、それぞれに情報伝達される。

<野川・仙川洪水予報伝達系統図>



※1 情報伝達先の区市町村等に対してはホットメールを送信

※2 区市町村の水防担当部署で無線FAXがない場合、NTTFAXにより伝達

*洪水予報伝達系統図・連絡先（都管理河川）〔資料編資料第118・P286〕

4 水防警報

国土交通省及び都は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。

区においては、多摩川（田園調布（上））が国土交通省による水防警報の発表対象である。区は、その情報の内容等を十分に理解し効果的な水防活動に努めるものとする。

（１）水防警報の種類、内容及び基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報等により、または、すでに氾濫注意水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

参考：国土交通省水管理・国土保全 HP 水防の基礎知識

<河川、区間、基準地点、担当事務所>

河川名	水防警報区		基準地点	担当 河川事 務所
多摩川	左岸	自：青梅市大柳 1575 番地先 至：福生市福生大字熊川南 134 番地先	調布橋	京浜
	右岸	自：青梅市畑中一丁目 18 番地先 至：あきる野市小川東一丁目 1 番地先		
	左岸	自：昭島市拝島町三丁目 1549 番地先 至：国立市泉二丁目 6 番地先	日野橋	
	右岸	自：八王子市高月町 2402 番地先 至：日野市落川 1397 番地先		
	左岸	自：府中市四谷六丁目 58 番地先 至：狛江市駒井町三丁目 434 番地先	石原	
	右岸	自：多摩市一ノ宮一丁目 45 番地先 至：神奈川県川崎市多摩区宿河原七丁目 2246 番地先		
	左岸	自：世田谷区喜多見町二丁目 4540 番地先 至：大田区仲六郷四丁目 30 番地先	田園調布 (上)	
	右岸	自：神奈川県川崎市多摩区堰一丁目 429 番地先 至：神奈川県川崎市川崎区本町二丁目 13 番地先		
	左岸	自：大田区東六郷三丁目 25 番地先 至：海	多摩川河口	
	右岸	自：神奈川県川崎市川崎区旭町一丁目 3 番地先 至：海		

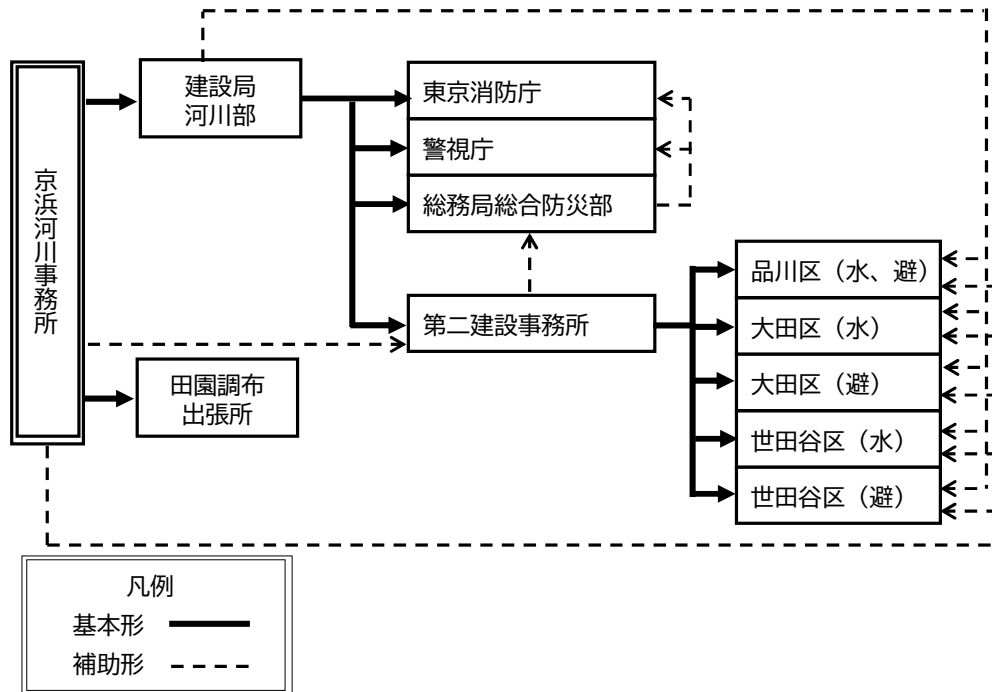
<発表基準水位>

河川名	基準 地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水 位)	氾濫 注意水位 (警戒水 位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位(特別 警戒水位)	計画高水 位	零点高
多摩川	調布橋	東京都青梅市上長 淵	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P. + 148.500m
	日野橋	東京都日野市大字 日野	2.00m	2.80m	—	3.60m	4.71m	A.P. + 65.200m
	石原	東京都調布市多摩 川三丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A.P. + 27.420m
	田園調 布(上)	東京都大田区田園 調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A.P. + 0.000m
	多摩川 河口	神奈川県川崎市川 崎区殿町	2.30m	2.80m	—	3.80m	3.80m (計画 高潮位)	A.P. + 0.000m

(2) 水防警報の伝達系統

水防警報の伝達は、次のとおり行う。

＜水防警報伝達系統図（世田谷区に関わる部分の抜粋）＞



* 水防警報伝達系統図・連絡先〔資料編資料第119・P287〕

5 水位周知河川（都管理河川）

- 都は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し（水位周知河川）、氾濫危険水位に達した場合は直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。
- 区に関係する水位周知河川は次のとおりである。

(1) 水位周知河川及びその範囲

河川名	区 間	基準地点
谷沢川	左岸：世田谷区用賀2丁目（上流端） ～世田谷区玉堤2丁目（多摩川合流点） 右岸：世田谷区玉川台1丁目（上流端） ～世田谷区野毛1丁目（多摩川合流点）	丸山橋 矢川橋
丸子川	左岸：世田谷区岡本3丁目（上流端） ～大田区田園調布1丁目（多摩川合流点） 右岸：世田谷区岡本3丁目（上流端） ～大田区田園調布1丁目（多摩川合流点）	滝ノ橋
呑川	左岸：目黒区大岡山2丁目（九品仏川合流点） ～大田区大森南5丁目（河口） 右岸：目黒区緑が丘3丁目（九品仏川合流点） ～大田区東糀谷6丁目（河口）	池上

(2) 水位周知の種類と発表基準

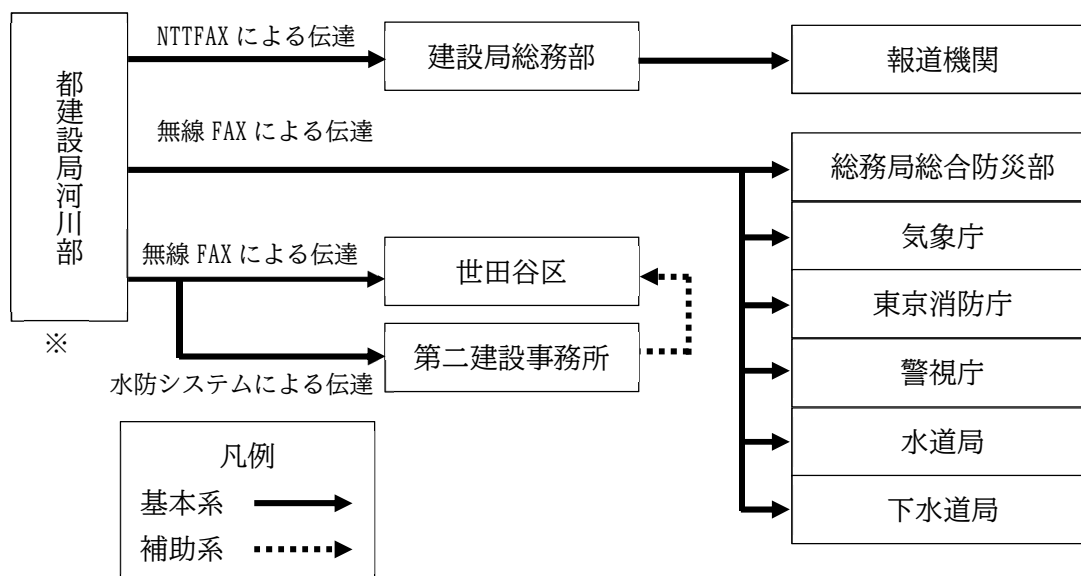
種類	発表基準
氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは水位周知区間において氾濫を確認したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき
氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(3) 発表基準水位

(基準：A.P.)

河川名	基準地点	所在地	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫発生水位
谷沢川	丸山橋	世田谷区中町	31.06m	31.46m
	矢川橋	世田谷区野毛	12.76m	13.36m
丸子川	滝ノ橋	世田谷区野毛	10.63m	10.93m
呑川	池上	大田区池上	5.82m	7.22m

(4) 伝達系統



※ 情報伝達先の区市町村等に対してはホットメールを送信

6 水防上注意を要する箇所

水防上注意を要する箇所は、河川管理者と水防管理者及び消防機関が合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、水防上注意を要する箇所を中心として巡視を行う。

区内の水防上注意を要する箇所等は次のとおり。

<洪水>

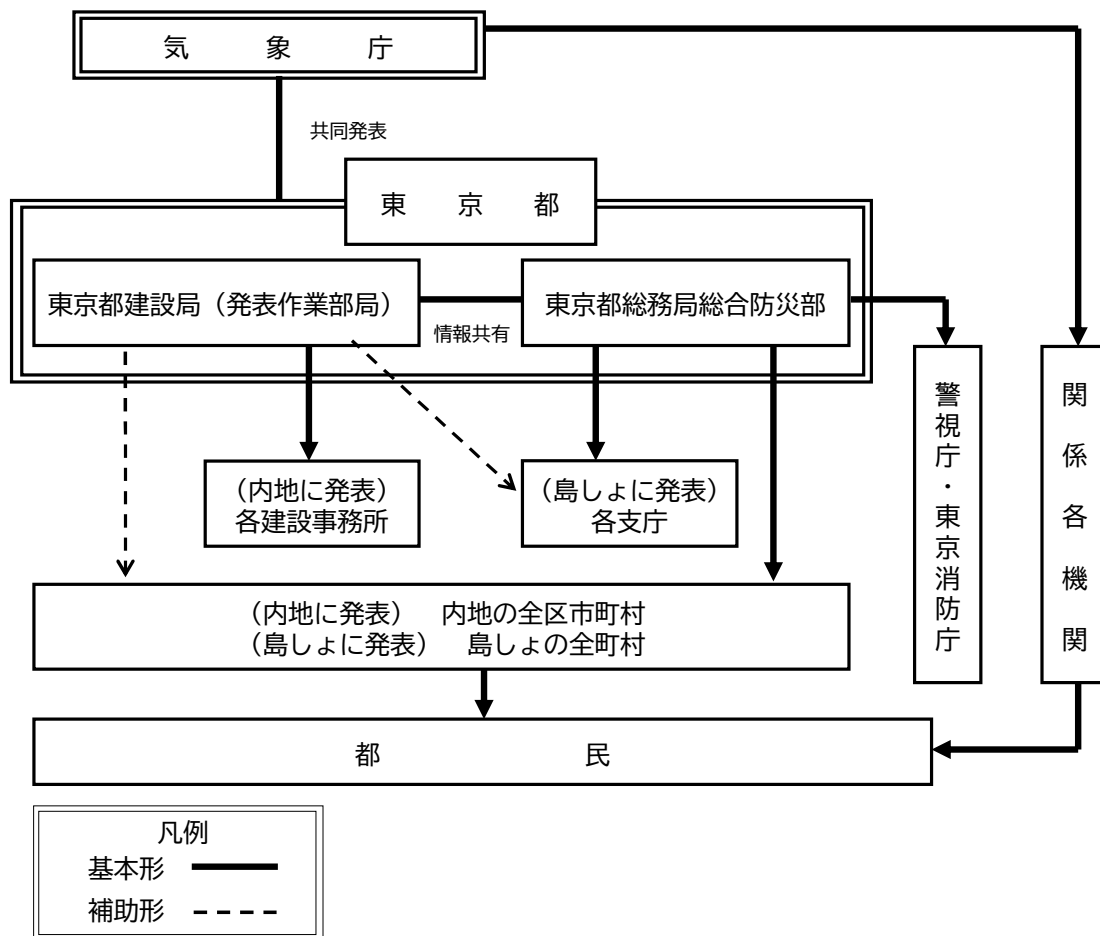
水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水（m）	所管事務所
多摩川	谷沢川	左	玉堤二丁目（玉川排水樋管上流）	150	二建
	谷沢川	右	野毛一丁目（玉川排水樋管上流）	150	二建
	谷沢川	右	野毛一丁目（矢川橋上流）	80	二建
	仙川	右	鎌田四丁目（鎌田橋上流）	200	二建

<工事施工>

水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水（m）	所管事務所
多摩川	谷沢川	左	玉堤二丁目	110	二建
	谷沢川	右	野毛一丁目	110	二建
	谷沢川	左	玉川合一丁目	30	二建
	谷沢川	右	玉川合一丁目	30	二建
	野川	左	鎌田三丁目～鎌田四丁目（鎌田橋）	100	二建
	野川	左	玉川三丁目～鎌田一丁目	75	二建
	野川	右	鎌田一丁目	240	二建
	野川	右	鎌田二丁目	240	二建
	仙川	左	鎌田三丁目（鎌田橋）	20	二建
	仙川	右	鎌田四丁目（鎌田橋）	20	二建

7 土砂災害警戒情報

<土砂災害警戒情報伝達系統図>



風水害編
総則
第1部

風水害編
災害予防計画
第2部

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

第3章
水防対策

風水害編
雪害対策
第4部

第2節 水防機関の活動

1 区の活動

(1) 活動方針

出水期前に河川等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 水防態勢等

気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、「第1章第2節 世田谷区水防本部の組織・運営 1 水防機関の活動計画」に示す配備体制により水防活動を行う。

2 消防機関（消防署及び消防団）の活動

(1) 活動方針

洪水、内水氾濫等により、大規模な水災の発生危険がある時又は発生した時は、水防管理者の要請又は消防機関の判断により、水防活動を防災関係機関との密接な連携のもとに実施して水災の被害の軽減に努め、区民の生命身体及び財産を保護する。

(2) 水防態勢等

① 水防態勢

気象情報その他により水災の発生が予想されるときは、水防態勢を発令して関係機関と密接な連絡を行い、情報を収集分析し、水防非常配備態勢の発令に備えるものとする。

② 水防非常配備態勢

水災に対応するため、気象状況、災害状況に応じ、発令する。

(3) 活動内容

① 監視警戒の実施等

河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

② 警戒区域の設定

「水防法第21条（昭和24年法律第193号）」に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

③ 水防作業への協力要請

消防機関の長は、水防上やむを得ない場合は、「水防法第24条」に基づきその区域内に居住する者、又は水防現場にある者に対して水防作業への協力を要請する。

④ 関係機関への通知

堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

⑤ 水防作業の実施

消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知

ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。

⑥ 資器材の使用、収用

水防作業の実施にあたって必要な資器材の準備及び運搬は、水防管理者側において行うものとする。なお、緊急の必要があるときは、現場において必要な資器材を使用、収用する。

⑦ 避難処置

避難命令が発令された場合は、危険信号の発信又はその他の方法により区域内住民に伝達するとともに、関係機関と協力して避難誘導等住民の安全確保処置を行う。

⑧ 広報活動

災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。

- ア 気象及び水位の状況 イ 水災及び土砂災害に関する情報
- ウ 被災者の安否情報 エ 水防活動状況
- オ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ

⑨ 広聴活動

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で、各種相談、説明に当たる。

⑩ 派遣

水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、区へ必要な要員を派遣する。

(4) 救助・救急体制

① 東京消防庁・消防署の救助・救急体制

- ア 救助・救急活動は、災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- イ 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- ウ 救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。
- エ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

② 消防団の救助・救急体制

東京消防庁・消防署所及び消防団に配置されている資器材を有効に活用し、消防職員との連携による救助・救急体制の充実を図る。

3 都の体制及び活動

(1) 活動方針

都は、気象状況等により、洪水、土砂災害等のおそれがあるときは、ただちに即応した配備態勢をとるとともに、水防活動を行う。

(2) 水防活動

① 水防本部の設置、廃止、統合

- 都建設局長は、主に以下のいずれかの場合に該当した場合は、都水防本部を設置する。

- ア 東京地方に水防活動用情報の警報が発表されたとき
- イ 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき
- ウ 都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき
- エ 国管理・都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報、氾濫危険情報が発表されたとき
- オ 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき
- 都水防本部長は警戒配備態勢を解除したとき、または災害発生のおそれなくなったと認めたときに都水防本部を廃止する。
- 都水防本部は、都災害対策本部等が設置された場合には、次のとおりとなる。
 - ア 都災害対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、それに統合される。
 - イ 都応急対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、その構成局の一つとなる。
 - ウ 都災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、緊密な連携のもと水防活動を行う。

② 態勢

都建設局長（水防本部長）は、水防態勢の基準をもとに指示する。

③ 活動

都は、おおむね次の水防活動を行う。

- ア 水防管理団体の行う水防が十分に行われるように気象情報、洪水予報、水位周知情報及び水防警報等の情報を連絡する。
- イ 気象状況ならびに水位、潮位に応じて河川、海岸等の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応して措置を講ずる。
- ウ 水防作業に必要な技術上の援助を行う。
- エ 水防作業に必要な資器材の援助を行う。
- オ 他の水防機関との連絡、調整を行う。
- カ 水防計画に定めた箇所の雨量、水位及び潮位の観測を行う。

（都水防組織図は、東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）第3章「水防対策」を参照）

4 決壊時の措置

（1）決壊の通報及びその後の措置

- 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者（区長）、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。
- 決壊後といえども、水防管理者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 立退き

① 立退きの指示

- 洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者（区長）は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、防災行政無線、その他の方法により立退き又はその準備を指示する。
- この場合、遅滞なく地元警察署長にその旨を通知する。

② 避難誘導等

- 立退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者（区長）と協力して救出又は避難誘導する。
- また、水防管理者（区長）は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

5 費用及び公用負担

機関名	対策内容
水防管理団体 （区）	○ 水防管理団体（区）は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。 ○ また、区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。 ○ 負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつてはを申請することができる。
都	○ 都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。

(1) 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者（区長）または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（「水防法第28条第1項」）

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他の資材の使用、若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- ④ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者（区長）又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

*水防計画

(3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準すべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後において直ちに処理する。

*水防計画

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対して、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。〔水防法第28条第2項〕

*水防計画

第4章 警備・交通規制

第1節 警備活動

【実施主体】警視庁・警察署

1 警備態勢

関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

風水害警備に際しては、段階に応じて発令される警備態勢をとるものとする。ただし、発令がない場合であっても管内の情勢等により必要と認めるときは、各段階の態勢をとることができる。

2 警備活動

災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

(1) 風水害発生時における警察活動

- | | |
|------------------|--------------------|
| ① 河川及びその他危険箇所の警戒 | ② 災害地における災害関係の情報収集 |
| ③ 警戒区域の設定 | ④ 被災者の救出救護 |
| ⑤ 避難者の誘導 | ⑥ 危険物の保安 |
| ⑦ 交通秩序の確保 | ⑧ 犯罪の予防及び取締り |
| ⑨ 行方不明者の調査 | ⑩ 遺体の調査等（検視） |

3 その他

(1) 警戒区域の設定

災害現場において、区長若しくは区長の職権を行う区の職員が現場に居ないとき又はこれらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに直ちにその旨を区に通知する。

(2) 区に対する協力

- 区長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させるものとする。なお、要請がない場合においても事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。
- 区の緊急輸送車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。
- 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行するものとする。

(3) 装備資機材の調達及び備蓄

- 各警察署は、装備資機材を保有しておく。
- 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他警察署等の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。

第2節 交通規制

【実施主体】警視庁・警察署

1 交通情報の収集と交通統制

- 交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を区長（区本部長）に通報する。
- 隣接区市に通じる国道その他の幹線道路については、隣接区市の警察署と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

2 交通規制

- 警察署長は、公安委員会の行なう交通規制を必要とする場合は、速やかにその旨を交通部長を通じて、措置するものとする。
- 警察署長に委任されている範囲の交通規制を実施する必要があるときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。
- 被災地及びその周辺は、交通の混乱を生じ、かつ危険箇所が多いので、速やかに危険箇所の表示、交通の遮断、一方通行、う回等適切な交通規制措置を行い、交通秩序の維持に努めるものとする。
- 警察署長は交通規制の判断に資するため関係区その他の機関と災害現場における交通情報の交換を積極的に行うものとする。

3 車両検問

- 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- 災害対策基本法に基づく緊急通行車両の確認については、震災編 第2部第4章第3節第2「1 道路・橋梁」による。

4 その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強ならびに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第5章 医療救護等対策

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区			○緊急医療救護班、避難所救護所の設置（準備）	○医療機関等の被災状況の把握及び応援要請 ○緊急医療救護班、避難所救護班等の応援要請 ○災害薬事センターの設置 ○行方不明者の捜索	○医薬品等不足時の都への供給要請 ○薬剤師班等の応援要請 ○防疫班による消毒活動 ○遺体収容所の設置 ○遺体の収容 ○火葬の実施・調整 ○被災動物の保護に関して都、協力団体等への協力

風水害編
総則
第1部

風水害編
災害予防計画
第2部

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

第5章
医療救護等対策

風水害編
雪害対策
第4部

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都保健医療局	○情報収集		○情報連絡体制の 確認 ○東京 DMAT・東京 DHEAT の派遣準 備 ○都医療救護班 の派遣準備	○災害拠点病院等の 被災状況の把握 ○東京消防庁と連携 した東京 DMAT 等の 活動 ○医療機関及び区市 町村からの応援要 請への対応 ○都医療救護班の派 遣	○都薬剤師班等の 派遣 ○備蓄医薬品等を 医療機関へ供給 ○関係業界団体等 へ医薬品等の供 給要請
都福祉局			○東京 DPAT の派遣 準備	○東京 DPAT の活動	
監察医務院					○検案班の編成・ 派遣 ○検案の実施
東京消防庁	【必要に応じて水 防態勢発令】 ○事前計画（水防 基本計画等）に 基づく活動		【水防態勢発令】 【必要に応じて第 一～第四非常配備 態勢発令】 ○第一非常配備態 勢以上の発令で 水防部隊を編成	○必要に応じて現場 救護所を設置 ○東京 DMAT 等と連携 した救助・救急活動 ○知事に対し緊急消 防援助隊の派遣要 請	

第1節 初動医療体制

1 医療情報の収集伝達体制

震災編 第2部第7章第3節第2「1-1 医療情報の収集伝達体制」を準用する。

<医療救護活動におけるフェーズ区分>

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	洪水や土砂崩れ等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフライン又は交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療、ライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関又は薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	避難所救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

第2節 医薬品・医療資器材の供給

震災編 第2部第7章第3節第2「2 医薬品・医療資器材の供給」を準用する。

第3節 医療施設の確保

震災編 第2部第7章第3節第2「3 医療施設の確保」を準用する。

第4節 遺体の取扱い

震災編 第2部第7章第3節第2「4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等」、第3「2 火葬」を準用する。

第6章 避難者対策

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
気象庁	○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報提供 ○気象情報連絡会実施 ○早期注意情報発表(警報級の可能性)	○大雨、洪水注意報発表 ○氾濫注意情報発表	○大雨※、洪水警報発表 ※夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3に相当 ○氾濫警戒情報発表	○土砂災害警戒情報発表(東京都と共同発表) ○氾濫危険情報発表	○大雨特別警報発表 ○氾濫発生情報発表	→
区	○気象情報の把握、状況の監視		○高齢者等避難 ○都に報告(状況等) ○指定避難所・福祉避難所の開設・運営	○避難指示	○緊急安全確保 ○被害状況の調査 ○避難者把握 ○被災地域外へ移送要請	○被災者の生活支援活動 ○ボランティアの受入れ ○被災地域外へ移送
都総務局	○気象情報の収集、提供				○被害状況の把握 ○被災地外へ移送調整	
都水防本部	○避難の基になる雨量・水位等の情報提供			○氾濫危険情報の発表・伝達	○氾濫発生情報の発表・伝達	→
都福祉局			○避難所の開設状況の把握			→

第1節 避難体制の整備

1 避難体制の整備

機関名	対策内容
区	○ 発災時に備えた地域の実情の把握 ○ 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所の指定及び区民への周知 ○ 避難指示等発令基準の整備 ○ 都と連携した緊急通報システムの整備
教育委員会	○ 学校に対する避難計画の作成依頼
都教育庁	
都総務局	○ 広域避難誘導に関する検討 ○ 防災訓練等を通じた防災行動力の向上 ○ 避難所等の周知に関する区市町村との連携

【実施主体】区

- 内閣府が公表した「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」（以下「避難情報ガイドライン」という。）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）について、「世田谷区避難情報判断基準（令和6年6月改定）」を定めており、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう体制を整備している。
- 土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。土砂災害に関しては、第2部第1章「第3節 土砂災害に関するソフト対策」も参照。
- 平成19年9月5日から7日にかけての台風第9号において、多摩川河川敷を起居の場所としていた路上生活者が増水により流されるという事態が発生した。
- 多摩川の河川管理者である国土交通省京浜河川事務所では、日頃より河川敷に起居する路上生活者に対して退去等の勧告を行っているが、上記の事態を受け、区としても平時や災害時の注意喚起や退去に関する指導、避難誘導態勢の整備等に取り組む。
- 区は、降雨の状況や土砂災害警戒情報が発表された場合、職員巡回や区民等からの通報等により、区内に土砂災害のおそれのある地域が確認された場合には、当該地域を対象に避難指示等を発令するとともに、防災ポータルやX（旧ツイッター）、防災行政無線等による周知や避難所の開設、避難誘導等を行う。
- 平成19年9月5日から7日にかけての台風第9号において、区は多摩川の水位上昇を受け、平成11年8月以来8年ぶりに、堤防より河川側に位置する地域（玉川一丁目、三丁目の一部）を対象に避難勧告を発令したが、区が開設した避難所への避難者数は6人であった。これを受け、区では、避難指示等の発令を実際の避難行動につなげるための啓発等に取り組む。
- 令和元年東日本台風（台風第19号）では、区は多摩川の水位上昇を受け、10月12日午後3時40分に玉川1～4丁目、上野毛2～3丁目ほかを対象に洪水に関する避難勧告を発

令、同日午後7時30分には避難指示（緊急）を発令し、同日の午後11時時点では、区内の避難所が計27箇所開設され、避難者数は5,376人であったが、区民への情報発信や避難所の開設・運営など課題が残った。これを受け、区では、風水害対策の強化を図るため、風水害対策総点検を実施している。

- 洪水や土砂災害リスクが高い区域に存する要配慮者利用施設の管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について指導を行う。
- 防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により高齢者の避難行動に対する理解を促進する。

【実施主体】都総務局

- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、区市町村と連携を図りながら周知する。
- 自治体の枠を越えた広域避難の体制を構築するため、区市町村や関係機関等と連携して、避難先の確保や的確な避難誘導の在り方について検討していく。
- 東京都ホームページや「東京都防災アプリ」における東京都防災マップにより防災施設等を周知するほか、効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、要配慮者についても考慮した安全な避難方法について、区市町村と連携を図りながら周知する。
- 都民や企業等に出勤抑制や災害時にも有用なテレワーク実施の呼びかけなど、多様な手段を用いてメッセージを発信する。
- 区市町村が気象情報等に応じた避難情報を的確に発令できるようにガイドラインを策定。
- 区市町村が避難情報を発令する際に、避難対策エリアをよりきめ細かく分け、避難者を分散させるとともに、危険性が比較的少ない建物の住民には在宅避難を促すなど、避難先の効率的な活用についてガイドラインを策定。
- 都民が適切な避難行動を行うための区市町村タイムラインの普及拡大を目的として、都は「東京都区市町村タイムライン作成手順書」及び「東京都区市町村タイムラインひな形」を作成・配布し、区市町村を支援。

【実施主体】都関係各局

- 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。
- 区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。
- 各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。
- 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。

【実施主体】区教育委員会（及び学校）、都教育庁

- 災害状況に応じ、校長を中心に全校職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成を行う。

＜児童生徒等の避難計画＞

- ア 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者に周知する。
- イ 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定する。
- ウ 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。
- エ 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。
- オ 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
- カ 児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。

- 水害・土砂災害リスクのあるすべての小学校、中学校等において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に原則毎月行っている避難訓練と合わせ、防災教育を実施する。

第2節 避難指示等の判断・伝達

1 避難指示等

- 内閣府策定の避難情報ガイドラインによると、立退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。

① 洪水等（洪水、内水氾濫）

- ・ 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合
- ・ 山間部等の川の流れの速いところで、河川侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合
- ・ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより屋内安全確保をとるのみでは、命に危険が及ぶおそれがある場合
- ・ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）
- ・ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

② 土砂災害

- ・ 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合

- 平成31年3月の避難勧告等に関するガイドラインの改定により、災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行

動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にした。

- 区市町村長は指定緊急避難場所等への立退き避難の指示のみでなく、「緊急安全確保措置」も住民に対し指示できる（災害対策基本法第 60 条第 1 及び第 3 項）。これは、災害が発生又は切迫している場合には指定緊急避難場所等への移動の途上で被災することも考えられ、近傍の堅固な建物への退避、建物の上階へ移動（垂直避難）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。

＜避難行動の呼称＞

呼称	意味
立退き避難 （水平避難）	区が指定する避難所や災害リスクのある区域等の外側等、安全な場所へ移動すること
屋内安全確保 （垂直避難）	災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること
緊急安全確保	すでに災害が発生又は切迫しているため、立退き避難を行うことが危険な場合に、自宅・施設の上階に移動、近傍の堅固な建物への退避等、少しでも安全と考えられる行動をとること

＜避難指示等一覧＞

措置		根拠	役割
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供	災害対策基本法 第 56 条第 2 項	区市町村長
避難指示 【警戒レベル 4】	・ 避難のための立退きの指示 ・ 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第 60 条第 1 項	区市町村長
	（区市町村長が指示できない、若しくは求めるとき） ・ 避難のための立退きの指示 ・ 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第 61 条第 1 項	警察官及び 海上保安官
	避難のための立退きの指示	水防法第 29 条	水防管理者
		水防法第 29 条 地すべり等防止法 第 25 条	知事及びその命 を受けた職員
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	すでに災害が発生又は切迫しているため、立退き避難を行うことが危険な場合に、自宅・施設の上階に移動、近傍の堅固な建物への退避等、少しでも安全と考えられる行動を指示	災害対策基本法 第 60 条第 3 項	区市町村長

- 警戒レベルの導入
 - ・ 平成31年3月28日の「避難勧告等に関するガイドラインの改定」により「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。
 - ・ 都と区市町村は連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。

機関名	対策内容
区	○ 必要に応じ、避難情報を発令 ○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認 ○ 水防法に基づく避難指示
警視庁・警察署	○ 災害が発生するおそれがある場合には、区市町村に協力し早期に避難の指示、指導 ○ 避難行動要支援者に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導 ○ （区市町村長が避難指示できない場合等）警察官による避難指示 ○ 住民の避難誘導
東京消防庁・消防署	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報 ○ 避難指示等の伝達
都総務局	○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、市町村長の代行（避難指示、応急措置）） ○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整 ○ 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言 ○ 区市町村と連携した「警戒レベル」の普及啓発
都各局	○ 区市町村からの要請対応
都福祉局	○ 要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整
都支庁 都建設局	○ 水防法に基づく避難指示

【実施主体】区

- 区長は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
- 区域内において危険が切迫した場合には、区長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。
- 水防法第29条に基づき、水防管理者として氾濫による著しい危険が切迫していると認め

られる場合、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

- 避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の収集に努めるものとする。
- 区長は、状況に応じて、避難指示に至る前に、高齢者等避難を発するものとする。高齢者等避難は、風水害による被害のおそれが高い区域の一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるものである。

また、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。
- 区長は、状況に応じて、以下のとおり避難の指示を行うものとする。（「災害対策基本法第60条」、「水防法第29条」）

① 要件

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき

（「水防法」：洪水、津波又は高潮の氾濫によって著しい危険が切迫していると認められるとき）

② 対象

必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者

（「水防法」：必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者）

③ 指示内容等

避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示

必要があると認めるときは立退き先を指示

（災害対策基本法第六十条第一項又は同条第三項）

④ その他

速やかにその旨を都知事に報告

避難の必要がなくなったとき、直ちにその旨を公示

（「水防法」：当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知）

<避難情報等と居住者等がとるべき行動>

避難指示等	居住者等がとるべき行動等
高齢者等避難 【警戒レベル3】	○ 発令される状況：災害のおそれあり ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示 【警戒レベル4】	○ 発令される状況：災害のおそれ高い ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	○ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

- 区は、平常時から地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

【実施主体】警視庁・警察署

- 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区市町村長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに関係区市町村長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。
- 危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。

【実施主体】東京消防庁・消防署

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報

2 避難指示等の判断基準等

（1）避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成

- 区は、内閣府策定の避難情報ガイドラインを参考に、各地域の特性を踏まえて避難指示等の判断・伝達のための基準として、「世田谷区避難情報判断基準（令和6年6月改定）」

を定めている。

- 区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、区民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難指示等を発令する。
- 避難指示等の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを区民にも周知するものとする。
- 区は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(2) 避難指示等の伝達

- 区は、該当地域の区民や要配慮者利用施設・地下街の管理者等に対し、迅速にかつ的確に情報を提供するために、テレビ、ラジオ、防災行政無線、ホームページ、防災ポータル、災害・防犯メール、X（旧ツイッター）、LINE 等による情報伝達手段の多重化を図る。

<世田谷区防災気象情報ホームページ>

<https://setagaya-city.bosai.info/ui/dashboard>

<世田谷区雨量・水位情報ホームページ>

<https://www.micosfit.jp/setagaya/>

<災害・防犯情報メール配信>

地震情報や気象警報、雨量・水位情報、洪水予報、土砂災害警戒情報、防犯情報等をメール配信するサービス

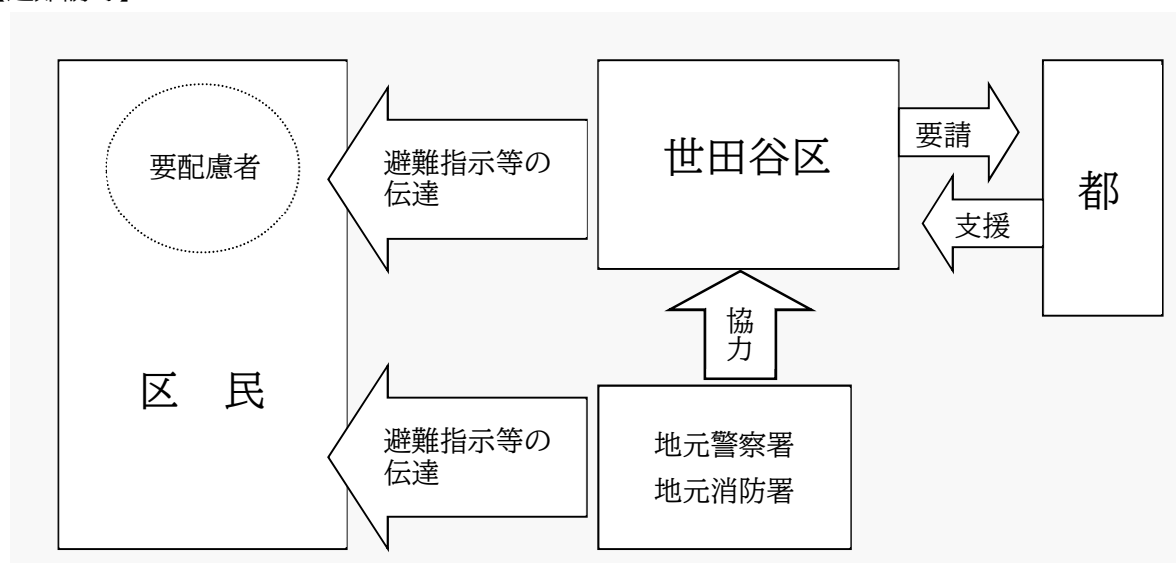
- 区長は、避難指示等又は解除に当たって国又は知事に対して助言を求めることができる。助言を求められた国又は知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならない（第 61 条の 2）。
- 都建設局等は、区からの助言の求めに応じ、以下の支援を実施する。
 - ・ 都が管理する具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、区に提供する。
 - ① 警戒すべき区間 ② 施設の整備状況
 - ・ 具体的な内水氾濫データを収集し、区に提供する。
 - ① 警戒すべき区間 ② 内水氾濫の特徴

第3節 避難誘導

1 避難誘導

機関名	対策内容
区	○ 区民の避難誘導
警視庁・警察署	○ 区民の避難誘導 ○ 避難指示等が出された場合には、区等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に区民を避難誘導する。 ○ 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。 ○ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 ○ 避難の指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。
東京消防庁・消防署	○ 高齢者等避難、避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。
都教育庁	○ 災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、避難計画を作成するなどの指導を行う。 ○ 避難誘導について、川等の浸水危険区域を通らないような経路とする。

【避難誘導】



【実施主体】区

- 避難指示等を行ういとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。
- 避難指示等が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会（自治会）、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、防災区民組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。
- 避難所等の運用は、原則として所在の区市町が行う。
- 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

【実施主体】区教育委員会（及び学校）、都教育庁

- 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施するとともに、必要な事項について、保護者に周知しておく。
- 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所は、地元防災機関と連携し、当該地域の防災計画に即して選定する。
- 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。
- 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。
- 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
- 児童生徒等の把握と、報告の方法を具体的に定める。

【実施主体】警視庁・警察署

- 地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難所等に避難させる。この場合、要配慮者は優先して避難させる。
- 避難所等では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難所等の秩序維持に努める。

【実施主体】東京消防庁・消防署

- 高齢者等避難、避難指示が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。
- 高齢者等避難、避難指示が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により高齢者等避難、避難指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

2 安全な避難方法の確保

- 区は、浸水からの安全な避難を行うため、区民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。
- 暴風雨の中の避難行動要支援者の保護については、あらかじめ、警察・消防と協議し、役割を分担し、対応する。

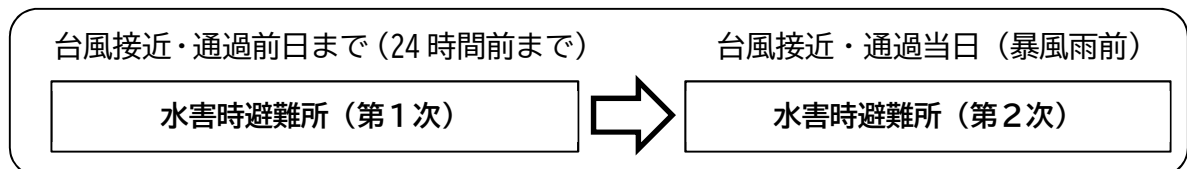
第4節 避難所の指定、開設・管理運営

1 避難所の事前指定

機関名	対策内容
区	○ 避難所を指定し、区民へ周知する。 ○ 避難所の安全性を確保する。 ○ 避難所の必要な物品、台帳等を整備する。 ○ 避難所の衛生管理対策を促進する。 ○ ペットの同行避難は避難所で受入れを行う。

【実施主体】区

- 区は令和元年東日本台風（台風第19号）に関する対応について、風水害対策総点検を実施し、新たに風水害時避難所の開設・運営について以下のとおりまとめた。
- 気象情報で台風の接近等により、強い降雨または強風の継続等が予報され、洪水氾濫、土砂災害発生のおそれが高まっている場合、台風の規模や進路、鉄道などの計画運休が示唆され、災害対策本部が設置される状況下においては、次の対応を行う。
 - ・ 多摩川の洪水に関する避難情報「高齢者等避難（警戒レベル3）」を早めに発令する。
 - ・ 想定し得る最大規模の降雨による多摩川の洪水浸水想定区域内の早めに避難する方を受け入れる必要がある場合は、多摩川の洪水に備えた区の最大の対応として、次の2段階に分けて「水害時避難所」を開設する（下図参照）。
 - ① 水害時避難所（第1次）：台風接近・通過前日まで（24時間前まで）に開設する。
 - ② 水害時避難所（第2次）：台風接近・通過当日（暴風雨前）



- 多摩川の洪水氾濫のおそれがなく、野川・仙川の洪水氾濫のおそれがある場合に限定して次の避難所を状況に応じて開設する。

〔野川・仙川洪水時避難所〕

砧南中学校、駒澤大学玉川校舎（第一体育館）、鎌田区民センター、鎌田区民集会所 等

- 区が指定する水害時避難所は、上記の対応を踏まえ区立小中学校、区民センター、地区

会館、区民集会所、区立体育館等を水害時避難所として指定する。

なお、玉川地域・砧地域の想定し得る最大規模の降雨による多摩川の洪水浸水想定区域内および土砂災害警戒区域内には水害時避難所を指定しない。

- 区で指定する水害時避難所は、法で定める指定緊急避難場所の位置付けである。被害の程度、避難者の滞在期間等を踏まえ、指定避難所としての移行、施設の調整等を行う。

＊洪水発生時もしくは洪水発生のある恐れがある場合における避難所施設利用に関する協定書
〔資料編資料協定第 123・P654〕

＊水害等の発生時等における施設の利用に関する協定書〔資料編資料協定第 163・P738〕

- 区は、水害時避難所について区民への周知を図ることとする。また、指定した水害時避難所については都に通知し、通知を受けた都はこれを国（内閣総理大臣）へ報告する。
- 水害時避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- なお、福祉避難所のように、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。
- 水害時避難所は、ペット同行避難者の受入れスペースを確保するとともに、避難者を受け付ける段階で、動物アレルギーのある人を把握し、動物と接触しない配置をする。

2 避難所の開設・管理運営

（１）多摩川の洪水に備えた区の最大の対応のケースにおける水害時避難所の開設

【実施主体】災対地域本部、災対教育部

鉄道事業者から計画運休の可能性等が発表され、区災害対策本部が設置された場合は、災対玉川地域本部及び災対砧地域本部では、「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」で示している浸水想定区域の対象避難者に対し、自主避難や縁故避難を促すとともに、あらかじめ指定した区立小中学校等を水害時避難所として２段階に分けて開設する。

① 水害時避難所（第１次）

- 多摩川洪水浸水想定区域内に居住する方で早めに避難する区民を受け入れるため、玉川地域・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域外の区立小学校等を水害時避難所（第１次）として開設する。
- 台風接近・通過当日（暴風雨前）に避難者の集中と混乱を生じないよう、早めに避難する区民等は、想定し得る最大規模の降雨による多摩川の洪水浸水想定区域から離れた施設を水害時避難所（第１次）として開設し、受け入れることとする。その後、水害時避難所（第１次）以外の施設を水害時避難所（第２次）として開設する（詳細は事項イのとおり）。
- 水害時避難所（第１次）の開設は、台風接近・通過の前日まで（24 時間前まで）に行

う。

〔水害時避難所（第1次）〕

地域	施設（区立小中学校等）
玉川地域	中町小学校、玉川中学校、八幡小学校、玉川区民会館、都立園芸高校、都立深沢高校
砧地域	千歳小学校、山野小学校、祖師谷小学校、希望丘複合施設（区民集会所）

② 水害時避難所（第2次）

ア 玉川地域、砧地域

- 玉川地域・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域外の区立小学校等のうち、水害時避難所（第1次）として開設していない区立小中学校等を水害時避難所（第2次）として開設する。

- 水害時避難所（第2次）の開設は、台風接近・通過の当日（暴風雨前）に行う。

〔水害時避難所（第2次）〕

地域	施設（区立小中学校等）
玉川地域	瀬田小学校、瀬田中学校、玉川小学校、尾山台小学校、尾山台中学校、九品仏小学校
砧地域	成城ホール、区立総合運動場体育館、区立大蔵第二運動場体育館、砧小学校、砧中学校、明正小学校

イ 世田谷地域、北沢地域、烏山地域

- 世田谷地域・北沢地域・烏山地域では、令和元年10月の令和元年東日本台風（台風第19号）の対応を踏まえ、次の用途で、下表の施設を水害時避難所（第2次）として開設する。

- ・ 一部の土砂災害警戒区域等への避難所
- ・ 暴風により身の危険を感じ、自主的に避難する区民等の避難所

- 水害時避難所（第2次）の開設は、台風接近・通過の当日（暴風雨前）に行う。

〔水害時避難所（第2次）〕

地域	施設（区立小中学校等）
世田谷地域	池尻区民集会所、桜木中学校、経堂地区会館、下馬地区会館、上馬地区会館
北沢地域	北沢タウンホール、松沢区民集会所
烏山地域	烏山区民センター、上北沢区民センター、上祖師谷地区会館

③ 土砂災害警戒区域等にかかる施設における水害時避難所の事前指定の考え方

- 第3部第6章第4節1のとおり、土砂災害警戒区域内には水害時避難所を指定しない。
- ただし、砧小学校・砧中学校・明正小学校については、次の考え方により水害時避難所に指定する。
 - ・ 上記3校の敷地内には、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されているが、避難者を受け入れる建物（体育館）は土砂災害警戒区域・特別警戒区域内

には入っていないことから、水害時避難所として指定する。

- ・ ただし、当該避難所への避難上の注意事項としての周知の徹底や、該当箇所に近づかない等の措置を講じる。

(2) 多摩川の洪水に備えた区の最大の対応のケースにおける避難所の管理運営

【実施主体】 災対統括部、災対地域本部、災対医療衛生部、災対教育部

① 水害時避難所運営における地域との連携等

- 水害時避難所の開設・運営は区が責任を持ち、地域本部（拠点隊）が行う。
- 水害時避難所の運営には、震災時の避難所運営委員会等の地元住民の協力をいただけるよう、地域本部（拠点隊）が避難所ごとに調整する。
- 地域住民の協力を得られる避難所では、避難所運営マニュアルの業務の中で、役割分担を適切にして避難所を運営していく。
- ペットの滞在スペースは、避難施設と事前に取り決めた体育用具室や階段下など、ほかの避難者と接触しないかつ風雨を避けられる場所に設ける。ペットの飼い主は、ペットをケージに入れた状態を保ち、糞尿の始末等を行う。

② 水害時避難所運営における職員の態勢

ア 水害時避難所運営の従事者

- 玉川地域・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域外の区立小中学校等を水害時避難所として開設することを踏まえ、水害時避難所運営の従事者は以下のとおりとする。
 - ・ 災対玉川地域本部・災対砧地域本部の拠点隊が水害時避難所運営に従事する。
 - ・ 水害時避難所ごとに担当する拠点隊をあらかじめ定める。
- 水害時避難所従事職員の割振り、他地域の応援調整等の全体調整は災対地域本部を統括する各地域振興課で行う。

イ 玉川・砧地域水防本部応援管理職の指定

- これまでの玉川・砧地域水防本部応援管理職の指定は継続し、引き続き、応援態勢を取り避難所運営等に従事する。
- ただし、多摩川の洪水に備えた区の最大の対応時には、災害対策本部態勢を執っていることから、災対各部長等の任にあたる者は玉川・砧地域水防本部応援管理職に指定しない。

ウ 玉川地域本部・砧地域本部が担当する水害時避難所への応援職員の派遣

- 災対世田谷地域本部・災対北沢地域本部・災対烏山地域本部の拠点隊は、災対地域本部の職員を含め、自地域の避難所運営に携わる職員を最低限とし、災対玉川地域本部・災対砧地域本部への応援職員を派遣できるよう、あらかじめ派遣態勢を定める。
- 災対玉川地域本部（拠点隊）が担当する水害時避難所には、災対世田谷地域本部・災対北沢地域本部（拠点隊）から応援職員を派遣する。
- 災対砧地域本部（拠点隊）が担当する水害時避難所には、烏山地域本部（拠点隊）から応援職員を派遣する。

(3) 上記(1)、(2)以外のケースにおける避難所の開設・管理運営

【実施主体】区

震災編 第2部第9章「避難者対策」を準用する。

3 車中泊

【実施主体】災対地域本部

震災編 第2部第9章第3節第2「3 車中泊」と異なり、水害時避難所のほかに、車中避難ができる施設として「一時避難施設（車中避難）」を確保していく。なお、車での避難にあたっては、道路が冠水する前の早期避難を呼びかけるとともに、エコノミークラス症候群等の防止のための普及啓発等にも努める。

第5節 被災者の他地区への移送

震災編 第2部第9章第3節第2「6 被災者の他地区への移送」を準用する。

第6節 要配慮者の安全確保

震災編 第2部第9章第3節第2「1 避難誘導」、「2 避難所の開設・管理運営」を準用する。

第7章 物流・備蓄・輸送対策

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区				○備蓄物資の 給与 ○応急給水	○物資の調達 及び支援要請 →
都総務局				○広域輸送基地被害状況確認 ○物販事業者の被害状況確認	○国、他都道府県等との連絡調整 ○物販事業者へ物資調達要請
都福祉局			○要員の確保準備	○備蓄倉庫被害状況調査 ○備蓄物資の払出し準備 (プッシュ型支援等) ○広域輸送基地被害状況確認	○地域内輸送拠点へ備蓄物資搬送
都生活文化スポーツ局					○生協連へ物資調達要請
都産業労働局					○米穀・副食物等の調達要請
都中央卸売市場				○各市場災害対策連絡会の設置 ○各市場の被害状況確認	○生鮮食料品の調達要請 (在庫品の放出要請) (他県市場への応援要請)
都水道局				○応急給水	→

第1節 飲料水の供給

震災編 第2部第10章第3節第2「2 飲料水の供給」を準用する。

第2節 食料・生活必需品等の供給

区は、災害により食料及び生活必需品等を確保できない被災者に対し、必要な食料等を供給する。備蓄倉庫は浸水から免れる建物の浸水が及ばない階への設置に努める。

震災編 第2部第10章第3節第2「1 備蓄物資の供給」を準用する。

第3節 備蓄・調達物資の輸送

災対地域本部は、必要に応じて水害時避難所への備蓄物品等の搬送および備蓄倉庫からの搬出を行う。水害時避難所の運営が数日に係る場合や複数の水害時避難所への物資搬送が必要な場合は、災対物資管理部を介し、協定締結団体へ物資搬送の要請を実施する。

その他については、震災編 第2部第10章第3節第2「3 物資の調達要請」、「4 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分」、第3「5 物資の輸送」を準用する。

第4節 輸送車両等の確保

震災編 第2部第10章第3節第2「6 輸送車両の確保」を準用する。

第8章 災害時のトイレ対策の推進、ごみ処理、災害廃棄物処理

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区					○災害用トイレ の設置 → ○し尿の収集・運 搬 → ○ごみの収集・運 搬・処理 → ○災害廃棄物処理 →
都下水道局					○し尿の受入れ →

第1節 ごみ処理

1 対策内容と役割分担

- 大量に発生するごみの処理は、区を実施主体とし、他区や東京二十三区清掃一部事務組合と連携して対応する。区の被災状況により、必要に応じて都を通じて被災地以外の自治体への広域応援要請を行い、収集・運搬・処理体制の迅速な整備を図る。
- 風水害により排出される廃棄物は、平常時に自治体に取り扱う一般廃棄物とは性状・分別の度合いが大きく異なる可能性がある。例えば、家財家具が泥や土砂、岩石などとの混合状態で排出されるなどである。そのため、被災地の生活環境の速やかな回復と衛生的な処理の観点から、分別状況や排出量等について柔軟な対応を基本とする。

機関名	対策内容
区 ◎災対清掃部	○ ごみ処理に関する窓口 ○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保 ○ 所管区域内の被災状況を把握。ごみの発生推定量を算出、一時的な集積場所の確保など、ごみ処理計画を速やかに策定

機関名	対策内容
都環境局	○ 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 広域的な支援要請を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整
都総務局	○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進 ○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議

2 業務手順

- 区は、災害廃棄物処理マニュアル等に沿って主体的に対応する。

3 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対清掃部

- 区は、ごみの一時的な集積や運搬、清掃事務所や民間事業者の施設等で必要となる人員や資機材について把握し、被災地以外の自治体等への要請を都を通じて行うなどにより、収集・運搬体制を迅速に整備する。
- 区は、収集したごみの処理について東京二十三区清掃一部事務組合と連携し、必要に応じて都を通じて被災地以外の自治体等に要請を行うなどにより、広域的な処理体制を構築し、処理体制を迅速に整備する。

第2節 トイレの確保及びし尿の収集・運搬

震災編 第2部第12章第3節第2「6 トイレの確保及びし尿の収集・運搬」を準用する。

第3節 障害物の除去

1 住居関係障害物の除去

- 住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

機関名	対策内容
区	○ 災害救助法適用前は、区が除去の必要を認めたものを対象として実施する。 ○ 災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。
都本部	○ 災害救助法適用後、区市町村の報告に基づき、土石、竹木等の除去を実施する。 ○ 第一次的には、区市町村保有の器具、機械を使用する等、区市町村と協力して実施する。 ○ 資機材、労力等が不足する場合は、隣接区市町村に協力を求めるほか、東京建設業協会等に対し、資機材、労力等の提供を求める。

2 道路関係障害物の除去

機関名	対策内容
区	○ 道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力する。
都下水道局	○ 道路上に設置されている雨水排水口等の能力を低下させるおそれのある障害物については、各道路管理者と密接な連絡をとり協力する。
警視庁・警察署	○ 交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともにこれに協力する。
関東地方整備局	○ 所管道路について、道路上の障害物の状況を調査し、関係機関と協力の上除去する。
都建設局 都港湾局 各支庁	○ 都道における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため、速やかに障害物の除去を行う。 ○ 除去作業は、各道路管理者と密接な連絡をとり、相互に協力する。

第4節 災害廃棄物処理

震災編第2部第12章第3節第2「8 災害廃棄物（災害がれき等）の処理」、第3「15 災害廃棄物処理の実施」を準用する。

第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都水道局	○気象情報の収集			○給水本部の設置 ○被害状況把握	○応急復旧作業
都下水道局	○気象情報の収集			○施設の状況把握	○応急復旧作業
電気・ガス・通信	○情報収集		○警戒体制の構築	○災害情報把握 ○対策本部の設置	○点検活動実施 ○緊急措置の検討・実施 ○広報活動実施

第1節 水道施設

震災編 第2部第4章第3節第2「4 水道」、第3「4 水道」を準用する。

第2節 下水道施設

震災編 第2部第4章第3節第2「5 下水道」、第3「5 下水道」を準用する。

第3節 電気施設

震災編 第2部第4章第3節第2「6 電気・ガス・通信等」、第3「6 電気・ガス・通信等」を準用する。

第4節 ガス施設等

震災編 第2部第4章第3節第2「6 電気・ガス・通信等」、第3「6 電気・ガス・通信等」を準用する。

第5節 通信施設

震災編 第2部第4章第3節第2「6 電気・ガス・通信等」、第3「6 電気・ガス・通信等」を準用する。

第10章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 公共土木施設等

1 道路・橋梁

- 災害が発生した場合、各道路管理者等は、交通規制等の措置又は回避道路の選定など、通行者の安全対策を講じる。
- 各道路管理者等は、パトロール等による広報を行う。
- 各道路管理者等は、被災道路、橋梁について、応急措置及び応急復旧対策を実施する。
- 雪害時には、迅速な道路啓開活動の実施など、除雪体制の充実を図る。

(1) 災害時の応急措置

機関名	対策内容
区	○ 道路パトロールの実施 ○ 被害状況の把握と講評 ○ 区道の応急・復旧対策
都建設局 各支庁	○ 各建設事務所及び各支庁は、道路の被害状況を把握し、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路を確保
警視庁・警察署	○ 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を実施 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施
関東地方整備局	○ 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所及び出張所においてはパトロールカー等による巡視を実施 ○ ヘリコプター等から道路の情報を収集 ○ 巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、必要に応じた回避道路の選定、その誘導等の措置とともに、速やかな応急・復旧工事を実施し、交通路としての機能を確保
首都高速道路	○ 警察が実施する交通規制に協力し、規制状況等を広報 ○ 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全を確保

(2) 応急復旧対策

機関名	対策内容
区（区道） 都建設局（都道等）	○ 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき実施 ○ 逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業等を実施 ○ 協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材を確保 ○ 降雪時における道路交通の安全を確保するため、あらかじめ稼働可能な資機材や労力の把握を行い、迅速かつ適切な除雪活動実施の体制を確保
関東地方整備局	○ パトロールによる巡視結果等をもとに、被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能を確保 ○ 発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄を計画的に整備
首都高速道路	○ 災害が発生したときは、二次災害の防止と緊急輸送機能を最優先で確保 ① 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧 ② 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を実施 ○ 平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等を把握

2 河川及び内水排除施設

洪水等により、被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急・復旧を行い、あわせて排水を行う。

(1) 災害時の応急措置

機関名	対策内容
区	○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施 ○ 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止 ○ 23区内の区が管理する河川管理施設の応急・復旧については、大規模なものを除き、都の指導の下に実施

機関名	対策内容
都建設局	○ 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設、防災船着場等の河川管理施設及び工事箇所の被災状況を確認 ○ 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施 ○ 区市町村の実施する応急措置に関し、必要に応じて備蓄資器材の提供、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施 ○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定 ○ 区が管理する河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施 ○ 舟航河川における障害物を除去しゅんせつし、清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去 ○ 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処
都下水道局	○ 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設を復旧 ○ 被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に協力を得て対処
関東地方整備局	○ 直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災状況を確認 ○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設を復旧 ○ 都及び区市町村等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的支援を実施

(2) 復旧対策

- 河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。
- 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。
 - ① 堤防、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
 - ② 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
 - ③ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
 - ④ 河川の埋そくで流水の疎通及び船舶の航行を著しく阻害するもの
 - ⑤ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
 - ⑥ 防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

第2節 鉄道施設

1 運行基準

各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制又は運転中止を行う。

2 災害時の応急措置

- 各鉄道事業者は、旅客等の安全確保及び緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。
- 各鉄道事業者は、列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。
- 各鉄道事業者は、駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、必要に応じて、速やかに避難誘導を実施する。
- 各鉄道事業者は、駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行う。

3 事故発生時の救護活動

- 各鉄道事業者は、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先的に行い、必要に応じ、警察及び消防署に出動要請する。

4 浸水時等の対応

機関名	対策内容
東急電鉄	○ 災害発生時、駅の出入口から浸水のおそれがあるときは、浸水防止板を使用して防護に当たる。 ○ 浸水により列車運転に支障があると予想された場合は、直ちに運輸司令所長に報告するとともに、旅客を安全な場所に避難させる等の措置を取り、その状況を把握し、駅長に報告する。
京王電鉄	○ 被害の予想される地点には、排水ポンプ、水位警報装置等を設置、状況に応じて係員を巡回させ、被害の未然防止を図る。 ○ 浸水防止対策は次による。 (1) 浸水防止の土のう配備 (2) 排水ポンプによる浸水箇所の排水 (3) 止水板による浸水の防止
小田急電鉄	○ 地下区間に設置してある排水ポンプにより排水する。必要に応じて係員による点検を実施する。

5 復旧対策

- 鉄道施設は、都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- 各鉄道事業者は、被害状況を調査し、必要に応じ、迅速かつ適切に復旧作業を行う。
- 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

第3節 社会公共施設等

1 各医療機関

- 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

2 社会福祉施設等

- 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、区市町村が組織した「要支援者支援班」等関係機関に連絡し援助を要請する。
- 風水害の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

3 公園・運動施設

- 国土交通省京浜河川事務所などと協議し、河川敷内の陥没箇所の整備や河川敷沿いのスポーツ施設のあり方について検討する。

4 学校施設

(1) 応急対策

- 校（園）長は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に園児・児童・生徒等の安全確保に万全を期する。
- 自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- 学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとる。
- 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(2) 応急復旧対策

- 区立学校の施設が台風等で教育活動ができない状態にあると判断した場合には、区教育委員会は、緊急に校（園）長及び都教育庁と連絡を密にして、応急教育計画などを作成する。
- 園児、児童、生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。
- 被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画をたて速やかに復旧を行う。

5 文化財施設

(1) 応急対策

- 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁・消防署等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、区指定の文化財にあっては区教育委員会、都、国指定の文化財にあっては、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(2) 復旧対策

- 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

6 区立文化施設・社会教育施設

(1) 避難誘導

- 区立文化施設・社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難先に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう区災対区民支援部及び区災対教育部は、関係機関との緊急連絡体制を確立する。

(2) 復旧計画

- 区災対区民支援部及び区災対教育部は、区立文化施設・社会教育施設については、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。
- 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第11章 応急生活対策

第1節 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

震災編 第2部第12章第3節第2「1 被災建築物の応急危険度判定」、「2 被災宅地の危険度判定」を準用する。

第2節 住家被害認定調査及び罹災証明書交付

震災編 第2部第12章第3節第2「3 家屋被害状況調査等」、「4 罹災証明書の交付準備」、を準用する。

第3節 被災住宅の応急修理

震災編 第2部第12章第3節第3「2 被災住宅の応急修理」を準用する。

第4節 応急仮設住宅の供給

震災編 第2部第12章第3節第3「3 応急仮設住宅等の供与」を準用する。

第5節 被災者の生活確保

震災編 第2部第12章第3節第3「6 被災者の生活相談等の支援」、「8 被災者の生活再建資金援助等」、「9 職業のあっせん」、「10 租税等の徴収猶予及び減免等」、「11 その他の生活確保」を準用する。

第6節 義援金の取扱い

震災編 第2部第12章第3節第2「5 義援金の募集・受付」、第3「7 義援金の募集・受付・配分」を準用する。

第12章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

震災編 第2部第12章第3節第2「9 災害救助法等の適用」を準用する。

第2節 救助実施体制の整備

震災編 第2部第12章第3節第3「16 災害救助法の運用等」を準用する。

第3節 災害報告及び救助実施状況の報告

震災編 第2部第12章第3節第3「16 災害救助法の運用等」を準用する。

第13章 激甚災害の指定

第1節 激甚災害制度

震災編 第2部第12章第3節第2「10 激甚災害の指定」を準用する。

第2節 激甚災害に関する調査報告

震災編 第2部第12章第3節第2「10 激甚災害の指定」を準用する。

第3節 特別財政援助等の申請手続等

震災編 第2部第12章第3節第2「10 激甚災害の指定」を準用する。

【風水害編】

第4部

雪害対策

第4部 雪害対策

第1章 雪害予防対策

- 平成26年2月、関東甲信越地方は、2度にわたり広範囲かつ大量の積雪に見舞われ、最大積雪量が東京（大手町）にて27cm、横浜にて28cm、甲府では114cmとなるなど、記録的な積雪となった。また、交通機能のマヒ・住宅設備（カーポート）や農業施設の損壊・集落の孤立といった被害が各地で発生し、世田谷区においても道路上の車の立ち往生等の影響が出た。なお、平成26年の大雪を上回る積雪があった場合は、世田谷区においても交通機能のマヒや住家被害が発生する可能性がある。
- 世田谷区においても、大雪時の交通機能のマヒや住家被害等に迅速に対応できるよう体制を整えるとともに、平時における区民に対する普及啓発に努めるものとする。
- 本内容は、世田谷区水防計画・除雪作業計画と整合を図る。

第1節 雪害に対する啓発及び備え

1 雪害に対する啓発

雪害が生じた場合、長時間にわたる停電、交通途絶、生鮮食料品等の配送遅れ、住宅及び住宅設備の損傷が生じる場合がある。本区を含む関東地方では、平年は積雪がほとんどないことから、少量の積雪でも事故等が多発し区民生活が混乱する。区民は普段から急な大雪への備えをすることが重要である。区は、区民等に対し、大雪に関する普及啓発や注意喚起等を行う。

2 機材・凍結防止剤等の備蓄

必要な除雪資機材等の整備等についてあらかじめ定めておく。

(1) 資機材の整備及び維持管理

除雪・凍結防止活動等を速やかに行うため、車両運行のためのタイヤチェーン又はスノータイヤのほか、おおむね次の資機材等を整備しておく。

- ホイールローダー、融雪剤、除雪機、スコップ等の除雪資機材

(2) 資機材の緊急調達

各部署は、資機材等の保管場所の確保や維持管理が困難な場合や数量の不足が生じた場合、あるいは、上記以外の資機材が緊急に必要な場合に備え、あらかじめ緊急調達先及び調達方法を定めておく。

第2章 雪害応急対策

- 世田谷区の区道上の凍雪害を防除し、交通の安全を確保するための必要な事項を定めるとともに、大規模な雪害への対応について定める。
- 区民と協力した除雪対応について定める。

第1節 組織及び態勢

1 組織及び態勢について

(1) 大雪注意報が発表された場合(基準:12時間降雪深さ5cm以上)※積雪は考慮しない。

態勢	担当部	主な対応等
水防本部に準じた態勢 (連絡態勢)	危機管理部 総合支所 (※応援管理職を除く) 政策経営部	○情報収集 ○情報発信 ○マスコミ対応 等

(2) 大雪警報が発表され(基準:12時間降雪深さ10cm以上)、積雪が概ね10cm以上になったとき。また、積雪が10cm未満であっても融雪の見込みがなく、凍結等のおそれがある場合。

態勢	担当部	主な対応等
除雪作業本部 (本部長:都市整備領域担任副区長)	(上記に加え) 土木部 道路・交通計画部 みどり33推進担当部 協定団体等	(上記に加え) ○除雪作業(区道) ○倒木の処理
	区の施設管理者	○区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。

(3) 積雪が30cm以上となる気象情報が発出された場合

態勢	担当部	主な対応等
災害対策本部 (本部長:区長)	災対統括部	○情報発信(防災ポータル、X(旧ツイッター)等) ○情報収集(区内全体の状況等) ○関係機関との相互連絡(都への被害報告等) ○避難誘導 ○(都経由)自衛隊派遣要請準備
	災対財政・広報部	○情報発信(防災ポータル、X(旧ツイッター)、マスコミ対応等)

	災対地域本部	○情報収集（各総合支所管内の状況等） ○関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等） ○避難所の開設（地区会館等）・運営（飲料水・食料等の提供） ○帰宅困難者支援施設の開設・運営 ○停電した場合の在宅人工呼吸器使用者への対応 ○避難誘導等 ○避難行動要支援者対策（福祉サービス阻止時の対応、物流停滞時の対応）
	災対保健福祉部	○福祉避難所の開設準備・開設 ○保育園の休園等の判断
	災対教育部	○（時間帯により）休校等の判断（小・中学校、幼稚園）
	災対土木部	○除雪作業（区道）
	協定団体等	○倒木の処理
	区の施設管理者	○区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。
	その他の部	○必要に応じて応援

第2節 情報収集・連絡体制

1 情報収集

雪害に関する予報及び観測情報等の収集は、第3部「第2章 情報の収集・伝達」を参照。
また、雪害に関する気象情報として、積雪情報にも留意する。

＊大雨及び洪水警報・注意報発表基準〔資料編資料第116・P283〕

2 情報連絡体制

【雪害が予想される際の予防的対策】

- 区域に関係する気象注意報・警報等の情報を受け、災害の発生が事前に予想される場合、区は、直ちに電話、FAX、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。
- 活動の詳細については、第3部「第2章 情報の収集・伝達」に準じて対応する。

- 大雪により、交通機能のマヒ、住家被害、人的被害、道路閉塞に伴う孤立地域の発生、ライフライン被害等が発生することが考えられる。区は、このような被害に関する情報を収集し、第3部「第2章 情報の収集・伝達」の内容に準じて関係機関との情報共有を図るとともに、必要な対策を講じる。

3 区民広報・情報配信

区は、都及び関係機関から雪による区民生活への影響等に関する情報を収集し、東京消防庁・消防署、警視庁・警察署等の関係機関と協力し、安全情報の提供、その他必要な事項について区民等への広報活動を実施する。

また、大雪の際は、区の行政サービス実施等について、区民から代表電話への問合せが増加することを踏まえ、区各部は、代表電話への情報提供に努める。防災情報、道路除雪、ごみ収集、区施設利用案内等の情報については、不足の無いよう、特に留意する。

- 広報手段の例
 - ・ 防災ポータル
 - ・ メール配信サービス
 - ・ 代表電話
 - ・ X（旧ツイッター）
 - ・ 区ホームページ
 - ・ 防災行政無線放送

(1)避難行動要支援者の状況把握

区は、福祉関係団体・事業者等を通じて、区域の避難行動要支援者の状況について把握し、その孤立の防止と、支援の必要性の把握に努める。また、対象者によっては、区が直接連絡する等して、安否確認に努める。

(2)農業施設被害等の把握

区は、積雪による農業施設への被害による農業従事者・事業者等からの相談があった場合、これに対応する。また、農業施設被害の区域での発生状況について、全容の把握に努める。

(3)区内での物販・商品流通状況等の把握

区は、区内での商店・大規模店舗等の営業状況等から、区民への食料及び日用品等の供給状況について把握し、応援物資要請の必要性を判断するにあたっての参考情報とする。

第3節 除雪活動

1 除雪活動体制

区及び関係機関は上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、要員確保計画の策定など、雪害対策体制の構築に努める。

(1)通行規制

降雪・積雪に除雪作業が追いつかない場合、道路管理者は警視庁・警察署との協議の上、必要に応じ通行規制の実施を要請する。また、通行規制等を実施した場合は、適切な広報周知を行う。

(2)地域での除雪活動協力の呼びかけ

住宅及び私有地における除雪活動は、原則としてその所有者・管理者が行うが、町会自治会等の地域コミュニティでは、状況に応じて共助による雪下ろし等の活動を行う。特に避難行動要支援者のみの家庭等については、民生委員等地域関係者による状況把握と、協力呼びかけによる除雪体制の確立に努める。

区は、必要に応じて、町会・自治会を通じて近隣の通路等の除雪や屋根の雪下ろしを実施するよう督促して家屋の損壊による事故等の防止に努める。

2 除雪活動

区及び道路管理者等は、災害を防止するため、所管する施設の除雪を実施するものとする。なお、宅地に積もった雪は、所有者または管理者が対応することを原則とする。

(1)所管施設等の除雪

① 区道の除雪

【実施主体】区災対土木部、区災対都市整備部

区は、区道上の積雪をすみやかに除去し、交通の円滑と安全を図る。

ア 除雪作業の実施

(ア) 除雪作業は大雪警報が発表（12 時間降雪の深さ 10cm）され、積雪が概ね 10cm 以上となったとき、また、積雪が 10cm 未満であっても融雪の見込みがなく、凍結等の恐れがある場合に除雪作業本部を置き、都市整備領域担任副区長（以下、本部長という。）の指示に基づき人力及び機動力により実施する。

(イ) 除雪作業は、勤務を要しない日、休日等（年末年始の休日を含む。）においても実施する。

イ 実施対象道路

区道のうち交通量の多い交差点、坂及び駅前広場等を中心に行う。

ウ 事前準備

気象状況を常時把握し、直ちに除雪作業が実施できるよう、事前に次の措置をとるものとする。

(ア) スコップの手持数及び除雪作業のために必要な数を常時把握し、実施当日、作業に支障のないよう所要機器材の確保をしておくこと。

(イ) 職員には、実施命令が発動されたときは、直ちに除雪作業に出動するようあらかじめ命じておくほか、除雪作業実施にあたって必要な措置をとっておくこと。

(ウ) 雪の投棄場所については、事前に場所を選定しておくこと。

エ 組織及び要員計画

水防組織図、水防要員計画に準ずるが、状況に応じて判断するものとする。

オ 除雪作業

(ア) 人力による除雪作業

A 人力作業は、主として歩道、準歩道等を実施し、歩行者の通路を確保する。

B 作業に際しては、水はけを良好にし、雪の融解促進を図る方法とする。

(イ) 機動力による除雪作業

A 機動力による除雪作業は、車道を主として実施する。

B 交通量の多い交差点及び坂等を重点的に行い、状況によっては砂等を散布して事故防止に留意する。

C 雪は、すべて歩道よりにかき寄せ、横断歩道の通行、消火栓の使用に支障のないよう留意する。

(ウ) 搬雪作業

A 搬雪自動車及び運搬

a 搬雪自動車は、庁有車及び雇い上げの車両とする。

b 運搬作業は、交差点等に集積された雪で、交通に支障のあるもののみを対象として実施する。

B 運搬雪の処分及び積載量

運搬雪の処分は、予め選定した場所に積み上げ自然融解により処理するものとする。

(エ) 作業実施状況の報告

除雪作業を実施した場合、各除雪班長は、すみやかに別紙様式により本部長あて報告すること。

カ 倒木の処理

降雪等による街路樹等の倒木により、交通に支障を生じた場合は、道路管理者等により、速やかに倒木を撤去する。

② 区道以外の道路の除雪

【実施主体】道路管理者

- 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するほか、主要道路、バス路線などを重点に除雪の実施、障害物（チェーンの切れ端等のごみ）の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。
- 豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、除雪要員の確保及び協定・業者委託等による除雪体制の強化に努める。
- 区各部局を挙げての除雪協力体制の展開方法について、実務的な検討を行う。
- 区及び都県道、国道、高速道路を所管する各関係機関は、相互協力の下、所管する道路における除雪体制を整備する。また、道路交通を確保するため、主要道路、バス路線などを重点に、除雪活動及び凍結防止活動を実施する。

③ 区施設周辺の除雪

区施設の管理者は、その管理する建物の周囲等において、利用者等の転倒防止、屋上からの落雪防止等のための除雪を行い、安全確保に努める。

【施設種別ごとの除雪対応等一覧表】

施設種別			対応
庁舎	区庁舎		・ 建物周辺への凍結防止剤散布及び除雪 ・ 落雪等の警戒及び危険排除
	その他庁舎施設		(同上)
道路	駅周辺道路		・ 歩道等への凍結防止剤散布及び除雪
	幹線道路 (啓開道路)	都道	・ 所管道路への凍結防止剤散布及び除雪
		区道	・ 当該道路への凍結防止剤散布及び優先的な除雪
	非幹線道路		・ 状況に応じた除雪作業の実施 － 関係機関及び委託による除雪作業の手配 － ボランティアの協力に関する調整

(2)区民による除雪

区は、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう、区民へ呼びかける広報活動を実施する。

【区民等による除雪援助体制】

- 降積雪時においては、区民一人ひとりが力を出し合い、区と一体となって除排雪活動を行うことが必要である。そのため、地域ぐるみの除排雪活動が円滑に実施されるよう日頃から自主的なコミュニティ活動の育成に努める。
- 避難行動要支援者のみの世帯では、豪雪時の除雪作業がうまく進まないおそれがある。区は、こうした避難行動要支援者のみの世帯に対する除雪援助のあり方等を検討する。

(3)土木業者への協力要請

必要に応じて、区内業者に対して、積雪等の状況を判断し、除雪等の作業に従事するよう要請する。

3 除雪活動の留意点

- 除雪等の作業は、指定道路から実施する。
- 坂路、屈曲部等で交通上著しく危険のおそれがある道路には、スリップ注意や通行止め等の看板を設置し、事故防止を図る。
- 交通量の多い交差点、又は凍結のおそれがある坂路には、融雪剤や砂等を撒布し、事故防止に留意する。
- 除雪に際しては、水はけをよくし、雪の融解を促進する。
- 消火栓及び防火水槽の除雪に配意し、その使用に支障のないよう十分留意する。
- 除雪は、雪を路端にかきよせ、歩道及び横断歩道の通行に支障がないような対策をとる。
- 狭い道路の除雪は、雪をかきよせた後、歩道及び横断歩道の通行に支障がないような対策をとる。
- 交通量が多い道路及び交差点、又は事故発生のおそれのある道路は搬出すること。

4 他機関への応援要請

雪害による被害状況が、区及び区内関係機関の対応のみでは対処しきれない場合、区は以下の機関への応援を要請する。

(1)自衛隊

区長は、人命救助や除雪による速やかな孤立地域の解消等のため、必要があると認める場合には、第3部第1章「第6節 応援協力・派遣要請」の内容に準じ、都知事に対し、自衛隊の災害派遣に係る要求を行う。

(2)都・他県自治体

区は、都からの応援・物資供給が必要と認められるとき、第3部第1章「第6節 応援協力・派遣要請」に定めた手順に従って、人員派遣及び物資供給等の要請を行う。

5 その他の応急対策活動

状況によりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、「第3部 災害応急・復旧対策計画」に準じて行う。

第4節 救助・避難

1 救助事象への対応

積雪により、以下のような事象により人命危険等が生じた場合、区及び各救助関係機関は連携して対応する。

(1) 家屋倒壊への対応

- 積雪による重みで家屋が倒壊し、救助が必要な場合、東京消防庁・消防署及び消防団は、人命救助を最優先とした救出・救助活動を展開する。
- 必要に応じて区は、協定締結機関による救助を要請する。ただし、人命危険の無い住宅関連設備の倒壊（倉庫・カーポート等の破損）で、人命危険のおそれの無いものについては、これら救出救助活動を必要とする事象として扱わない。
- 区内で家屋の倒壊が確認された場合、区は、当該家屋の居住者等に対し、当面の居所を確保するため、区有施設を一時的に提供する。また、当該家屋の居住者等に対する支援策として、第3部「第11章 応急生活対策」の内容に準じ、都等関係機関と適宜連携し、必要な対策を講じる。

(2) 車内への閉じ込めへの対応

積雪により動けなくなった車から人が出られなくなり、一酸化炭素中毒等のおそれから救助が必要となった場合、通報を受けた東京消防庁・消防署及び消防団は、当該車両周囲の除雪を行う等して救出・救助活動を展開するものとする。必要に応じ、道路管理者及び区が要請した協定締結機関の協力を得る。

2 避難対策

上記救出活動によって助け出された救助者や、積雪による家屋損壊等のため避難する区民、帰宅困難者等についての対策を検討する。

第5節 立ち往生車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には、必要に応じて、災害対策基本法第76条の6の規定等を活用して、迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じる。

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

【実施主体】区等の道路管理者

- 立ち往生車両が緊急通行車両の通行の妨害となることにより雪害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施する。
 - ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。
 - ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自らが、ホイールローダー等により車両を移動する。その際、やむを得ない限度で当該車両を破損することもあるが、この場合、区は、災害

対策基本法に基づき損失を補償するものとする。

2 土地の一時使用等

【実施主体】区等の道路管理者

- 上記1の措置に伴い、沿道での放置車両の保管場所の確保等のため、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

【実施主体】都公安委員会

- 都公安委員会は、都・区等の道路管理者に対し、上記1の措置を要請することができる。

【実施主体】国土交通省（関東地方整備局）、都

- 国土交通大臣は、国道、都道、区道に関して、道路管理者（地方整備局、都、区等）に対し、上記1の措置について指示することができる。
- また、都知事は、区道に関して、道路管理者（区）に対し、上記1の措置について指示することができる。

【実施主体】首都高速道路

- 高速道路については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社が連携して、上記1、2の措置に対応する。

【富士山等噴火降灰対策編】

第1章 富士山の現況等

計画方針

平成12年10月～12月、平成13年4月～5月に低周波地震が急増した富士山について、国の噴火予知連絡会は、地殻変動がみられないことから、ただちに噴火活動に結びつくものではないとの見解を示していた。しかし、東日本大震災を契機に富士山噴火に対する警戒が必要との報道も多数見られるようになった。

仮に富士山が噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがある。「東京都地域防災計画火山編」によれば、世田谷区においても降灰の被害が予想されているため、富士山降灰対策について対策を講じる必要がある。

また、富士山が近い自治体では、大規模な被害が発生することが予想される。過去の災害における広域連携による自治体の支援についても考慮する必要がある。

第1節 国による検討

平成12年10月から12月及び平成13年4月～5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成13年7月に国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に都も参加）され、火山防災対策の確立のため、平成16年6月に「富士山ハザードマップ」が作成された。

ハザードマップ作成においては、過去3,200年間の噴火活動の実績を踏まえ、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流といった各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。

富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震（地殻変動）、津波、空振、火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ、落石

また、平成16年6月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、県、市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数な観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成17年9月に「富士山火山広域防災対策」としてとりまとめられ、中央防災会議に報告された。

影響が広範囲に及ぶ大規模な噴火の対策については、平成20年（2008年）3月の「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」において、今後の課題として指摘された。これを受け、平成24年（2012年）3月の「火山防災対策の推進に係る検討会とりまとめ」において検討課題の提起がなされ、平成25年（2013年）5月の「大規模火山災害対策への提言」において、大規模火山

災害への備えの現状の課題と、国と地方公共団体が取り組むべき事項が示された。

このうち、警戒避難体制の整備や火山専門家の知見の活用や育成については、平成26年（2014年）に発生した御嶽山の噴火災害を受けて改正された活動火山対策特別措置法にその趣旨が反映され、法改正以降の取組みの中で対策が進められているが、降灰対策については課題として残されていた。

このため、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方を検討するため、平成30年（2018年）8月に中央防災会議防災対策実行会議に「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が設置された。同ワーキングが令和2年（2020年）4月に公表した降灰シミュレーションにおいて、国や指定公共機関、地方公共団体等が大規模噴火時の降灰対策の検討を行う際の前提となる、降灰分布とそれによる交通機関やライフライン等への影響、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方が示された。

第2節 噴火による被害想定

1 被害想定

都地域防災計画（火山編）では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎としている。

都では、富士山火口から距離があるため、溶岩流や火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等、様々な条件によって変化する。

<噴火の規模と被害の概要>

噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	（1）梅雨期 （2）その他の時期
噴火の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	世田谷区 2～10cm程度 （八王子市及び町田市の一部10cm程度、その他の地域2～10cm程度）	
被害の概要	降灰によるもの	健康被害、建物被害、交通・ライフライン、農林水産業、商工業、観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

2 降灰予想図（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）



*出典：富士山火山広域防災対策基本方針（平成18年2月、中央防災会議）

3 火山灰による被害

※ 出典：防災科学技術研究所「火山灰の健康被害 地域住民のためのしおり」より

（1）火山灰の特徴

- 火山灰とは火山岩が粉々になった細かい粒子（直径2mm以下のもの）のことである。
- 火山灰が生じるのは、火山が爆発するときや高温の岩なだれが火山の山腹を流れおちるとき、赤熱した液状の溶岩がしぶきになって飛び散るときなどである。
- 火山灰の外見は、火山のタイプや噴火の仕方によって異なり、明るい灰色から黒色のものまで様々である。
- 大きさも様々であり、小石のようなものから化粧用パウダーと同じくらい細かいものまでである。
- 空中を浮遊する火山灰は太陽光をさえぎり、視界を悪くする。そのため、昼間なのに真っ暗になるということもある。

（2）健康被害

① 呼吸器系の影響

噴火によっては、火山灰粒子が非常に細かく、呼吸によって肺の奥深くにまで入ることもある。

大量の火山灰にさらされると、健康な人でも咳の増加や炎症等を伴う胸の不快感を覚える。一般的な急性（短期間）の症状は次のとおり。

- 鼻の炎症と鼻水。
- のどの炎症と痛み。乾いた咳を伴うこともある。

- 呼吸器系の基礎疾患がある人は、火山灰を浴びた後、数日続く気管支のひどい炎症（空せき、たん、ぜーぜーとした呼吸、息切れ）を引き起こす可能性がある。
- ぜんそくまたは気管支炎の患者における気道の刺激
- 息苦しくなる。

② 目の症状

火山灰のかけらによって、目に痛みを伴う角膜のひっかき傷や結膜炎が生じる。コンタクトレンズ着用者は、特にこの問題が大きい。一般的な症状は以下のとおり。

- 目の異物感
- 目の痛み、かゆみ、充血
- ねばねばした目やに、涙

③ 皮膚への刺激

火山灰が酸性の被膜に覆われている場合、皮膚に炎症を起こす場合がある。その他、皮膚に痛みや腫れ、ひっかき傷からの二次感染等が起きる場合がある。

（3）交通被害

- 空中を浮遊する火山灰によって視界が悪くなり、交通事故が起きやすくなる。
- 火山灰が薄く積もった路面は、湿っていても乾いていても非常に滑りやすく、ブレーキが利きにくくなる。
- 火山灰が厚く積もると道路が通行不能になる。

（4）ライフライン被害

降灰によって停電が起きる可能性がある。また、湿った火山灰には導電性があるので、電源供給装置等を使用する場合等に、感電する可能性がある。

（5）建物被害

火山灰の重みによって屋根が崩落することがある。特に、屋根を清掃する際に人の重みが加わり、崩落する危険性が高い。

（6）給水被害

- 水の汚濁や給水装置の遮断・破損が起きる可能性がある。
- 小規模でふたのない給水施設は特に火山灰に弱く、少量の火山灰でも給水に支障をきたす。
- 火山灰が給水施設に入った場合、有毒である危険性は低いですが、酸性度が強くなったり、塩素による殺菌効果が弱くなる可能性がある。
- 清掃用の水需要が増加して、水不足になる可能性がある。

第2章 災害予防計画

第1節 予防計画の作成

富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を作成する。

予防計画の実行にあたっては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の区民団体や自主防災組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等の繋がりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それらを維持していくことも重要であり、都とともにこれらの進め方について検討する。

第2節 火山観測

（国及び都等の火山観測体制は、東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第2章「火山観測」参照）

第3節 区民等の災害行動力の向上

震災編 第2部第2章第3節「第1 予防対策」に準じた方法により、下記の事項について普及啓発していく。

- 日頃から報道機関、都、区を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報等を理解しておく。
- 降灰に備え、マスクやゴーグル等を用意しておく。震災時と同様に水、食料等を最低3日分程度備蓄しておく。
- 降灰を屋内に侵入させないための対策や家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。
- 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 事業所は、噴火から区への降灰までには一定の時間的猶予があることから、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させる。

第4節 訓練及び防災知識の普及

震災編 第2部第2章第3節「第1 予防対策」を準用する。

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 応急活動態勢

震災編 第2部第5章第3節第2「1 初動態勢」を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

ここでは、降灰情報の伝達及び降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

1 噴火警報等

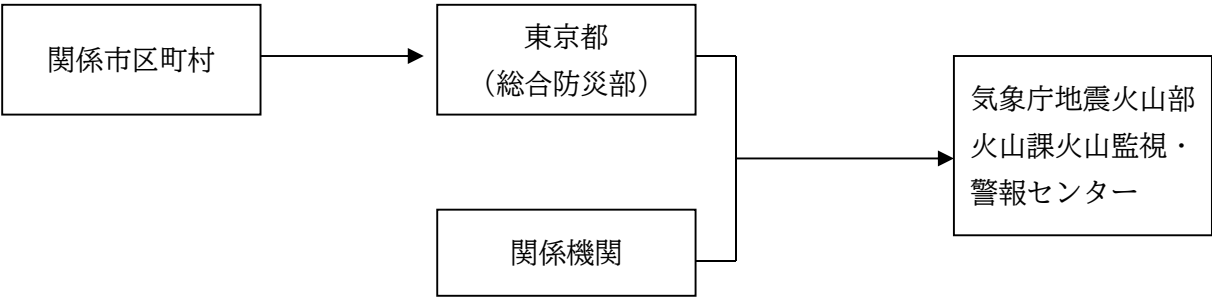
平成19年12月に気象業法が改正され、5段階の噴火警戒レベルが導入された。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報に代わって法律上の警報にあたる噴火警報、火山周辺警報が発表されることとなった。発表される噴火警戒レベルは次のとおりである。

<火山の警報体系（噴火警戒レベル運用済み火山）>

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報（火山周辺）又は火山周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	レベル2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって火口内で火山灰の噴火等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

2 火山（降灰）情報

都内の降灰の状況は、下記の経路を通じて、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。



降灰調査項目は、以下のとおりである。

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 降灰の有無・堆積の状況 | ⑤ 堆積物の採取 |
| ② 時刻・降灰の強さ | ⑥ 写真撮影 |
| ③ 構成粒子の大きさ | ⑦ 降灰量・降灰の厚さ※ |
| ④ 構成粒子の種類・特徴等 | ※可能な場合 |

<降灰量階級表（気象庁）>

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≦ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなった、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、都、区市町村、関係防災機関に伝達される。

火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果ならびにこれに関する状況について、区は次により速やかに情報の伝達を行う。

機関名	対策内容
区	降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災区民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。

3 降灰予報

気象庁は、平成 20 年 3 月 31 日から降灰予報の発表業務を開始した。平成 27（2015）年 3 月 24 日からは、量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。その種類等は次のとおりである。

<降灰予報>

種類	定時	内容	噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
			噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表
			18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
			（平成 30 年 8 月現在の発表対象火山は、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、阿蘇山、桜島、口永良部島、諏訪之瀬島。火山活動の状況により、対象が変わります）
	速報	内容	噴火が発生した火山に対して、直ちに発表
			発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供
			噴火後 5～10 分程度
			噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
	詳細	内容	降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表
			噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供
			噴火後 20～30 分程度
			噴火後 20～30 分程度

第3節 応援協力・派遣要請

降灰により被害を受けまたは受けるおそれがある場合、各防災機関及び住民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救助・援護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。

応援協力・派遣要請については、震災編 第2部第5章第3節第2「3 応援協力・派遣要請」に定めるところによる。

第4節 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、視界不良や衝突事故などが急増し、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、都と連携し、区民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

警備・交通規制については、震災編 第2部第4章第3節第2「1 道路・橋梁」を準用する。

第5節 ライフライン等の応急・復旧対策

震災編 第2部第4章第3節第2「4 水道」、「5 下水道」、「6 電気・ガス・通信等」及び第3「4 水道」、「5 下水道」、「6 電気・ガス・通信等」を準用する。

第6節 避難

震災編 第2部第8章（帰宅困難者対策）第3節「第2 応急対策」及び第9章第3節第2「1 避難誘導」を準用する。

第7節 火山降灰対策用物資の備蓄

火山降灰対策用として、区では必要な物資の備蓄、配備等を検討する。

第8節 救援・救護

降灰による被害発生後の被災者に対する救援・医療救護は、震災編 第2部第5章第3節第2「2 消火・救助・救急活動」、「第7章 医療救護等対策」を準用する。

第9節 交通機関の応急・復旧対策

震災編 第2部第4章第3節第2「1 道路・橋梁」、「2 鉄道施設」及び第3「1 道路・橋梁」、「2 鉄道施設」を準用する。

第10節 宅地の降灰対策

火山噴火によって降灰が長時間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

そのため、各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。宅地に降った火山灰は所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の区民では対応が困難な対策については、区が対応する。

各関係機関の対応は次のとおりである。

機関名		対策内容
区	◎災対統括部	○ 降灰予報やその他火山情報の把握 ○ 被害額の算定・報告 ○ 収集した降灰の処分の都との調整
	災対清掃部	○ 宅地から出された降灰の収集・運搬 ○ 収集した降灰の処分の清掃組合との調整
	災対地域本部	○ 降灰情報やその他火山情報の把握 ○ 測定機器の設置・測定 ○ 被害額の算定・報告
	災対財政・広報部	○ 区民等への注意喚起 ○ マスコミ対応
	災対土木部	○ 道路除灰作業
	災対都市整備部	○ 測定機器の設置・測定 ○ 火山灰の仮置き場の調整
	災対教育部	○ 児童・生徒及び保護者への注意喚起
	災対保健福祉部	○ 保護者への注意喚起
	災対医療衛生部	○ 区民等への健康に関する注意喚起・情報収集 ○ 医療衛生関連情報を関係団体等に情報提供
都都市整備局		降灰予報及びその他火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告・進達を行う。
国土交通省 都市・地域整備局		都及び区市町村からの降灰による宅地・公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

第11節 火山灰の収集及び処分

1 火山灰の収集・運搬

火山灰の収集・運搬は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。

火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。

宅地等に降った火山灰の運搬については、区が民間事業者等の協力を得ながら行うものとする。

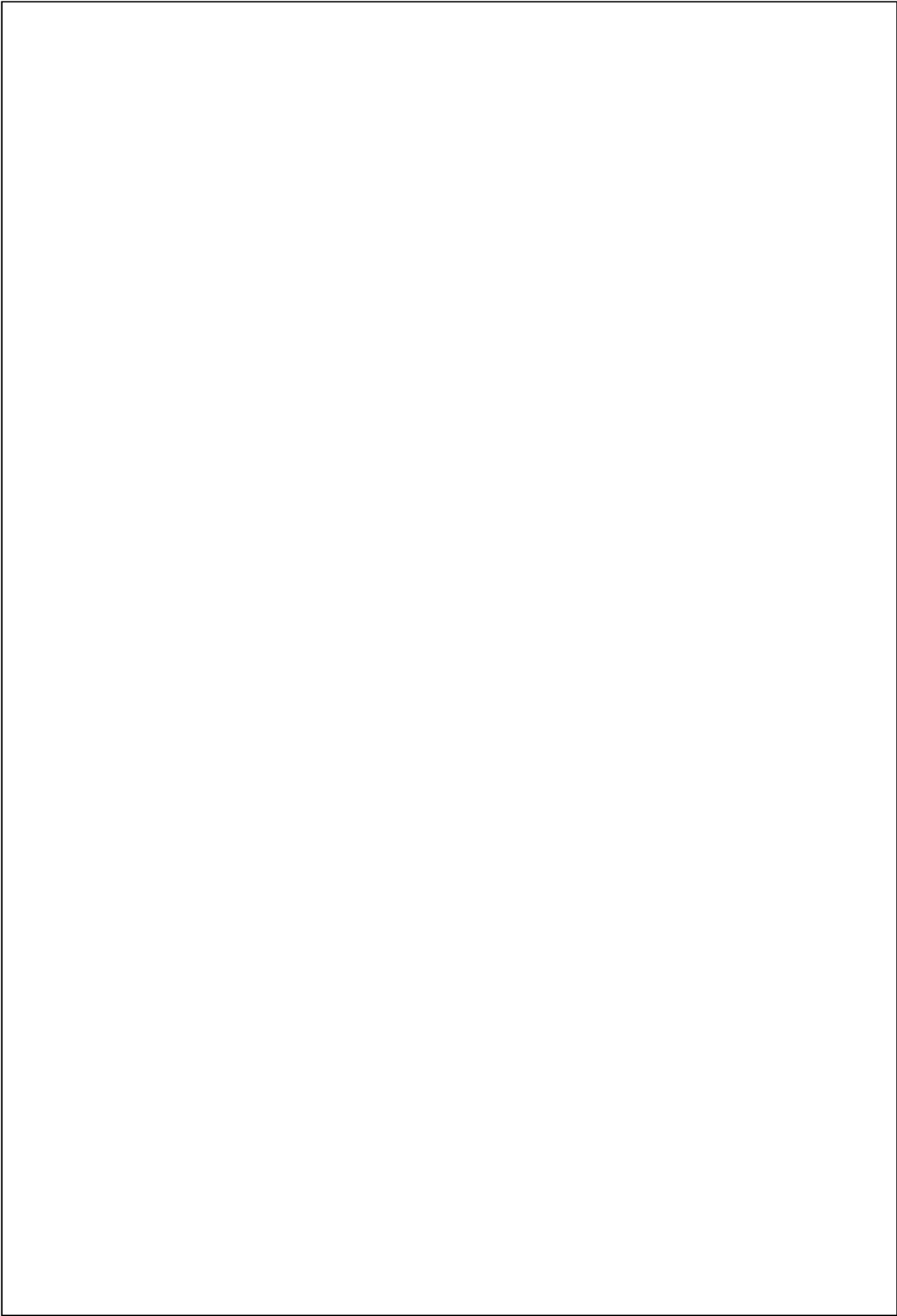
宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行うものとする。

一時的な火山灰の集積は、災害時の応急仮設住宅用地などを活用して行うものとする。

2 火山灰の除去・処分

- 国が、平成25年(2013年)5月に公表した「大規模火山災害対策への提言」によると、「国は、都市に多量の火山灰が堆積する時に、降灰除去機材の確保、優先的に除灰する道路や施設の選定、除灰作業への機材や人員の投入などを施設管理者や関係機関と速やかに調整する仕組みを構築すべきである。」とされている。
- また、「国、地方公共団体は、大規模な降灰に備えて火山灰処分場の確保や降灰除去機材の調達などを検討する火山防災協議会を超えるより広域な枠組みを検討すべきである。」とされている。
- 都は、国に対し、富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、火山灰の除去・処分方法について明確な指針を示すとともに、降灰による都市基盤への影響について、的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うことを引き続き要望していくことから、区はこの方針に従うものとする。

【大規模事故対策編】



第1章 応急活動体制

計画方針

区の地域に大規模な火災又は不測の事故等の局地的な災害が発生した場合においては、区及び防災機関は相互に協力体制をとり、災害対策本部を設置するなど、災害地周辺への拡大防止及び救援活動が的確かつ迅速に実施できるような態勢を確立する必要がある。

第1節 区の活動態勢

世田谷区のような大都市においては、大火災、危険物漏えい又は爆発といった大規模事故等による災害の発生する可能性もある。

このような局地的な災害が区の地域で発生した場合、区は、関係機関からの通報や区機関による情報収集活動を行い、その災害の状況に応じて、災害対策本部の設置や医療救護活動の支援、住民への避難指示及び避難所の開設等の災害活動を実施する。

また、記載項目の無いものは「震災編」の計画を準用する。

第2節 現地連絡調整所の設置

大規模事故により、死傷者が生じた場合、災害現場では、被害を最小限にするため、区や関係機関、地域住民等が、お互いの役割を認識した上で、相互に連携して応急対策活動を実施する必要がある。そのため、災害現場における各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、必要に応じて被災現場近くに現地連絡調整所を設置する。

1 現地連絡調整所の設置

都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。

なお、区内に大規模事故が発生し、現地連絡調整所が設置される場合には、区の施設を提供するとともに、現地連絡調整所に職員を派遣し、都と連携して連絡調整等を実施する。

2 現地連絡調整所の組織

災害現場における関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。関係機関には、以下のものが考えられる。

- ・都
- ・事故発生地区市町村
- ・警視庁・警察署
- ・東京消防庁・消防署
- ・自衛隊
- ・医師会
- ・日本赤十字社東京都支部
- ・事故当事者機関（鉄道事業者等）
- ・消防団
- 等

3 連絡調整事項

現地連絡調整所では、主として以下のような連絡調整等を実施する。

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ・被害状況の把握 | ・災害現場の状況把握 |
| ・警戒区域の確認 | ・各機関の役割分担、分担区域の確認 |
| ・各機関の部隊派遣状況及び見込み | |
| ・被災者が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整 | |
| ・軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整 | |
| ・重傷者の医療機関への移送に関する調整（ヘリ搬送含む） | |
| ・遺体の搬送及び安置場所等の調整 | |
| ・各機関が発表する広報内容の確認等 | |
| ・民間施設等の使用に関する確認 | |
| ・臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整 | |
| ・その他各機関が必要とする事項 | |

4 現地連絡調整要員

大規模事故により多数の死傷者が生じ、都が現地連絡調整所を設置した場合、区は現地連絡調整所に職員を派遣し、都と連携・協力して連絡調整等を実施する。

第2章 大規模事故時の応急対策計画

大規模事故が発生した場合、人命救助や被害の軽減を図るため応急対策が重要となってくる。

第1節 鉄道事故

機関名	対策内容
東急電鉄	運転事故が発生したとき人命の救助を第一とし、かつ、敏速適切な処置をとることにより、事故による支障の除去に努め、その影響を最小限にとどめるため、事故の早期復旧に努める。
小田急電鉄	大規模鉄道事故が発生した場合は、人命財産の安全を第一として、負傷者の救助、併発事故防止等の応急措置をとるとともに、社内規定に基づき速やかに対策本部を設置して情報収集・共有、復旧活動、代替輸送手配等にあたり早期復旧に努める。
京王電鉄	大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている事故連絡体制、動員体制に基づき、人命を第一に、被害を最小限に食い止めるよう努める。 速やかに状況を把握し最も安全な方法によって、旅客の避難誘導を行い、死傷者がある場合は迅速に救出するとともに、輸送（代替、振替を含む。）の確立を図る。 なお、事故発生時に復旧の迅速を期するため、平素から応急資機材の整備及び緊急自動車、衛星電話機の配備を行っている。

第2節 ガス事故

機関名	対策内容
東京ガスグループ	1 通報連絡等 ガス導管等の事故が発生した場合、当該工事現場の現場責任者は通報の責任者として、直ちにガスライト 24、警察、消防、道路管理者並びに沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。 2 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、24 時間緊急出動体制を確立しているガスライト 24 が、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処する。 3 事故時の応急措置 （1）東京消防庁・消防署又は、警視庁・警察署と密接な連携を保ちつつ、

機関名	対策内容
	現場の状況に応じて次の措置をとる。 ア 人身事故が発生したときは、直ちに医師又は東京消防庁・消防署に連絡し、適切な措置をとる。 イ ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないようにする。 ウ 状況に応じ、メーターガス栓、遮断装置等によりガスの供給を遮断する。 エ 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 オ 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により付近住民等に対する広報活動を行う。 (2) 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 (3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
東京消防庁・消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

第3節 道路・橋梁・トンネル事故

機関名	対策内容
区	区が所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署と連携し、避難先の確保や避難者の誘導を行う。
国土交通省関東地方整備局	関東地方整備局が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡 2 応急措置・復旧体制の確保 3 応急・復旧措置の実施
首都高速道路	大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、防災業務計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関と情報交換を行うものとする。

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて、東京 DMAT と提携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

第4節 危険物施設

区内にある石油等の危険物の貯蔵所・取扱所、高圧ガス製造所等の危険物施設については、関係法令等に基づき安全化対策がとられているが、万一、大規模な事故が発生した場合、従業員はもとより、周辺の住民等に対しても大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、被災者の救助や災害拡大防止等の応急措置を迅速かつ的確に実施し、被害を最小限に止めることが必要である。

1 石油类等危険物施設

機関名	対策内容
警視庁 ・警察署	(1) 災害の発生が予想される場合は、特に危険と認められる施設に職員を派遣して、施設の責任者に対して防災措置の実施について指導する。 (2) 災害が発生した場合は、直ちに現場へ警察官を派遣して施設の管理責任者並びに防災責任者と密接な連絡をとり、警戒区域の設定、被災者の救出救助、周辺住民等の避難誘導その他必要とする防災措置を講じる。
東京消防庁 ・消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物施設の実態に応じて、次の措置を実施させる。 (1) 危険物の流出、爆発のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火及びタンク破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 (3) 災害発生時の自主防災組織の活動 (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民等に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の徹底

2 火薬類施設

機関名	対策内容
警視庁 ・警察署	(1) 火薬類取り扱い場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがあるときは、当該施設の責任者その他関係者に対し、必要な警告を発し、危害防止のため通常必要と認められる措置を講じることを命じ、又は自らその措置をとる。 (2) 必要と認められる措置を講じる余裕がない場合は、爆発により危害を受けるおそれのある地域に対して立入禁止の措置をとるとともに、危険区域内にいる区民を避難させる。

機関名	対策内容
東京消防庁 ・消防署	火災が発生し、火薬類等に引火爆発の危険のおそれがある場合は、関係機関と連携し、次の措置を実施する。 (1) 延焼防止、火薬類の搬出及び関係者以外の立入禁止措置 (2) 前記措置の余裕がない場合は、危険区域を設定し、立入禁止区域内からの緊急避難措置

3 高圧ガス施設

機関名	対策内容
警視庁 ・警察署	(1) ガス漏れ等事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めた時又は区市町村長から要請があった時は、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。 (4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。
東京消防庁 ・消防署	(1) ガスの拡散が急速で人命危険が著しく切迫しているときは、避難の指示等を行う。 (2) 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 (3) 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

4 毒物・劇物施設等

機関名	対策内容
東京消防庁 ・消防署	毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。 (1) 有毒物質等の拡散が急務で、人命の危険が著しく切迫しているときは、避難の指示等を行う。 (2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 (3) 関係機関との情報連絡を行う。

5 危険物等輸送車両

機関名	対策内容
警視庁 ・警察署	(1) 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材等を整備充実させるための効果的な活動を推進する。 (2) 移動可能なものは、周囲の状況により安全な場所へ移動させる。 (3) 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる
東京消防庁 ・消防署	高圧ガス等輸送車両からのガス漏れ又は、引火爆発のおそれがある場合、関係機関及び施設責任者と連携し、次の措置を実施する。 (1) 災害実態の把握及び原因物質の把握 (2) 危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (3) 高圧ガス等輸送車両からのガス漏れを防ぐための緊急措置

第5節 大規模停電

大規模停電に対する区の体制及び対応については、大規模事故対策編「第1章 応急活動体制」を準用する。

用語集

本計画で使用する用語等は、次による。

1 機関名等の標記

No.	標記	機関等
1	区	世田谷区
2	区本部	世田谷区災害対策本部
3	都	東京都
4	都本部	東京都災害対策本部
5	都〇〇局	東京都〇〇局
6	関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
7	日本郵便	日本郵便株式会社
8	NTT 東日本	東日本電信電話株式会社
9	日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
10	首都高速道路	首都高速道路株式会社
11	東京ガスグループ	東京ガス株式会社 東京ガスネットワーク株式会社
12	東京電力グループ	東京電力ホールディングス株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京電力リニューアブルパワー株式会社
13	東急電鉄	東急電鉄株式会社
14	京王電鉄	京王電鉄株式会社
15	小田急電鉄	小田急電鉄株式会社
16	都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会
17	区医師会	一般社団法人世田谷区医師会
18	玉川医師会	一般社団法人玉川医師会
19	区歯科医師会	公益社団法人世田谷区歯科医師会
20	玉川歯科医師会	公益社団法人玉川歯科医師会
21	世田谷薬剤師会	一般社団法人世田谷薬剤師会
22	都柔道整復師会	公益社団法人東京都柔道整復師会
23	世田谷サービス公社	株式会社世田谷サービス公社 (※エフエム世田谷を運営している)
24	世田谷ボランティア協会	社会福祉法人世田谷ボランティア協会
25	世田谷区社会福祉協議会	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

2 各章の用語

(1) 【風水害編】第2部 災害予防計画

用語	説明
雨水流出抑制施設	雨水浸透施設、雨水貯留施設又はこれらを組み合わせた施設をいう。 ・雨水浸透施設：雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、その他の雨水を地下へ浸透させるための施設。 ・雨水貯留施設：雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出抑制を図る施設。 ・雨水浸透ます：ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を地下に浸透させる施設。 ・雨水浸透トレンチ：掘削した溝に砕石を充填し、かつ、浸透管を設置して雨水を導き、地下に浸透させる施設。 【出典】世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱（平成22年7月12日、22世土計第204号）
洪水浸水想定区域図	国土交通省及び都道府県では、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表している。 【出典】国土交通省「洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ」
浸水予想区域図	東京都では、都民が大雨による水害の危険性を理解し、事前の備えや避難に役立てるため、大雨が降った場合に浸水が予想される区域を表示した浸水予想区域図を作成している。 浸水予想区域図は、東京都が管理する全河川（島しょ除く）を対象に、東京都を14区域に分けて、 ■大雨が降った際に危険な場所（浸水の予想される区域） ■危険の程度（想定される浸水深） を表示している。 なお、浸水予想区域図では、川から水が溢れることで浸水する現象（外水氾濫）と下水道管のつまりや窪地に水がたまることで浸水する現象（内水氾濫）の両方を示している。 【出典】東京都建設局「浸水予想区域図」
ハザードマップ	各市町村では、災害による人的被害防止のため、洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域図等のほか各災害に関する情報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載したハザードマップを作成し、印刷物の配布やインターネット等により、住民に周知している。

用語	説明
水門	洪水、高潮の防御や取水、排水又は船舶の通行等のために河川、又は堤防を横切って設けられる施設のうち、堤防と同じように、洪水や高潮の流入を遮断、あるいは制限する機能をもって設けられたものをいう。 【出典】東京都河川維持管理基本方針（平成 31 年 3 月、東京都建設局）
樋門、樋管	堤内の排水又は用水の取水等のために堤防を管渠で横断して設けられる施設で、堤防の機能を有するものをいう。 【出典】東京都河川維持管理基本方針（平成 31 年 3 月、東京都建設局） 排水路や支川が堤防を横断して川へ流れ込む場合に、堤防の中をトンネルのように通り抜けるものを樋管または樋門という。 樋門と樋管には明確な定義はなく、一般的に、断面が比較的小さいものを樋管、大きなものを樋門と呼ぶ。 【出典】国土交通省国土技術政策総合研究所「河川用語集～川のことば～」
陸閘（りっこう）	陸閘とは、やむを得ない理由（堤内外を通行する必要がある等）で、堤防を連続させられない場合に設けた開閉式の門扉のことである。洪水や高潮時には閉鎖し、堤防と同様な防災機能を有する施設をいう。 【出典】東京都河川維持管理基本方針（平成 31 年 3 月、東京都建設局） 堤防と交差する道路の路面が、堤防の高さよりも少し低い時に、道路幅だけ堤防を切り下げて、開閉できる門扉である陸閘を設置する。 洪水や高潮時には、そこから水が流れ込まないように陸閘を閉塞する必要がある。 【出典】国土交通省国土技術政策総合研究所「河川用語集～川のことば～」
土のうステーション	世田谷区では、区民が必要に応じ、いつでも土のうを持ち出せる「土のうステーション」（土のう置き場）を設置している。 土のうステーションの中に入っている土のうの重さは 5kg と 10kg で、各 50 袋、合計 100 袋が入っている。土のうステーションは施錠していないので、24 時間誰でも土のうを持ち出せるシステムとなっている。 【出典】世田谷区「土のうステーションをご利用ください」

（２）【風水害編】第３部 災害応急・復旧対策計画

用語	説明
橋梁	道路・鉄道等の線状の構造物をつくる場合に、障害となる河川・溪谷・道路・鉄道等を横断するため、その上方につくられる構造物のこと。 【出典】独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構「橋りょう」

用語	説明
内水氾濫	豪雨時に堤内地（※）に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫という。 これに対して堤外地（※）を流れる川の水のことを外水という。 内水氾濫は、川が増水して水位が上昇するため堤内地に降った雨が自然に川へ排水できなくなるため、堤内地の水路があふれ出したり、下水道のマンホールの蓋から下水が噴き出したりする現象。 （※）堤防により洪水から守られている土地を堤内地（ていないち）、堤防で洪水を食い止めている方を堤外地（ていがいち）という。 【出典】国土交通省国土技術政策総合研究所「河川用語集～川のことば～」
堤防	流水が河川外（堤内地側）に流出することを防止するために設けられる構造物をいい、土堤、護岸及び防潮堤の総称。 ・土堤：堤防のうち、土を主材料として設けられる構造物をいい、法覆工により法面に被覆されているものや、計画高水位以上の高さにパラペットが設置してあるものを含む。 ・護岸及び防潮堤：堤防のうち、コンクリート、鋼矢板、コンクリートブロック等で構築された構造物をいう。 【出典】東京都河川維持管理基本方針（平成 31 年 3 月、東京都建設局）
防災船着場	地震等の災害時において建物の崩壊や高架橋の落下等により車や鉄道等の陸上交通が寸断された場合、陸上交通の代替輸送機関として、河川舟運が住民の避難や救急物資の輸送等の機能を有効に果たすための拠点になる施設をいう。 【出典】東京都河川維持管理基本方針（平成 31 年 3 月、東京都建設局）
排水施設（排水機場）	河川又は水路の流水を、ポンプによって堤防を横断して排水する施設をいう。堤防の付近に設けられ、排水ポンプとその附属施設（吐出水槽、樋門等）の総称である。 【出典】東京都河川維持管理基本方針（平成 31 年 3 月、東京都建設局）
河川管理施設	ダム、堰（せき）、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。 【出典】河川法（第三条第 2 項）

索引

D

DIS 33, 72, 80

L

Lアラート 65

X

X（旧ツイッター） 28, 33, 34, 45, 68, 77, 108,
134, 136

い

遺体収容所 97

医薬品 97, 98, 99

う

雨水浸透施設 169

雨水流出抑制施設 21, 169

え

エフエム世田谷 68, 168

お

応急仮設住宅 128, 155

応急危険度判定 35, 128

応急給水 39, 75, 116

応急教育 126

応急修理 126, 128

小河内ダム放流 69

屋内安全確保 103, 104, 107

か

がけ崩れ 30

火山（降灰）情報 151

火山灰 147, 148, 149, 150, 151, 152, 154, 155

河川改修 7, 11, 12

河川管理施設 123, 124, 171

火葬 97, 99

き

義援金 128

気象情報 .. 23, 26, 35, 43, 51, 52, 53, 54, 55,
56, 59, 60, 61, 65, 67, 68, 70, 71, 73, 80,
82, 90, 92, 100, 102, 108, 111, 134, 135

帰宅困難者支援施設 135

急傾斜地 33, 101, 103

給水拠点 75

橋梁 41, 96, 110, 122, 153, 162, 170

記録の短時間大雨情報 9

緊急安全確保 34, 77, 100, 104, 107

緊急医療救護班 97

緊急消防援助隊 98

緊急通行車両 96, 141

緊急通報システム 101

緊急道路障害物除去 123

緊急輸送道路 42, 123

け

警戒レベル 45, 52, 100, 104, 105, 107, 111, 150

激甚災害 9, 10, 130

決壊 56, 90, 92, 103, 108, 124

検視・検案 99

現地災害対策本部 54

こ

広域応援 118
広域避難 101, 102
豪雨対策 9, 14, 19, 21, 22, 23, 45, 58
洪水浸水想定区域図 25, 27, 169
洪水対策 6, 13, 20, 36
洪水予報 .. 23, 24, 28, 53, 56, 58, 59, 62, 81,
82, 83, 92, 108
洪水予報河川 .. 24, 68, 69, 81, 83, 86, 92, 169
交通規制 28, 48, 72, 76, 95, 96, 122, 153, 164
降灰 .. 143, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151,
152, 153, 154, 155
降灰予報 149, 152, 154
高齢者等避難 ... 29, 34, 77, 82, 100, 104, 106,
107, 109, 110, 111
ごみ処理 58, 59, 118, 119

さ

災害・防犯情報メール 33, 68, 108
災害救助法 4, 9, 10, 72, 119, 129
災害拠点病院 64, 98
災害対策基本法 ... 3, 4, 73, 96, 104, 105, 106,
141, 142
災害廃棄物 118, 119, 120
災害派遣 56, 63, 140
災害発生情報 34
災害薬事センター 97

し

指定公共機関 3, 63, 70, 146
指定地方行政機関 3, 63
指定地方公共機関 3, 63, 70, 73
住家被害認定調査 128
集中豪雨 8, 9, 11, 13, 14, 19, 24, 45, 59, 68,
71
消防団 ... 45, 48, 64, 66, 73, 76, 90, 91, 135,
141, 159

情報連絡体制 40, 44, 64, 98, 135, 150
除雪 .. 122, 123, 133, 134, 135, 136, 137, 138,
139, 140, 141
初動医療体制 99
初動態勢 47, 51, 62, 150
人工呼吸器 135
浸水対策 19, 21, 26, 29, 38, 46
浸水被害 3, 9, 11, 14, 19, 21, 22, 23, 25, 26,
27, 38, 56
浸水予想区域図 27, 169

す

水位周知河川 23, 24, 68, 69, 86, 92, 169
水害時避難行動マップ 27
水害時避難所 . 25, 26, 111, 112, 113, 114, 115,
117
水害時避難所（第1次） 111, 112, 113
水害時避難所（第2次） 111, 112, 113
水防活動 .. 24, 28, 48, 53, 55, 56, 59, 60, 61,
62, 67, 72, 75, 79, 81, 84, 90, 91, 92, 123
水防管理団体 55, 56, 84, 92, 93, 94
水防警報 53, 56, 58, 69, 84, 85, 86, 92
水防上注意を要する箇所 88
水防組織 57, 92, 138
水防態勢 28, 62, 69, 90, 92, 98
水門 29, 60, 61, 124, 170, 171

せ

生活再建 128
生活相談 128
世田谷区豪雨対策基本方針 22
世田谷区豪雨対策行動計画 22
雪害 ... 122, 131, 133, 134, 135, 137, 140, 141
仙川 6, 9, 11, 12, 13, 24, 25, 27, 59, 67, 83,
88, 111

た

大規模事故 157, 159, 160, 161, 162, 165
タイムライン 43, 46, 47, 51, 102
宅地造成等規制法 30
立退き 93, 103, 104, 106, 107
竜巻 45, 66, 70, 71, 73, 80
多摩川6, 7, 9, 11, 12, 13, 14, 19, 20, 23, 24,
25, 27, 28, 58, 60, 62, 67, 68, 81, 82, 83,
84, 85, 86, 88, 101, 111, 112, 113, 114
ダム放流通報 69

ち

地域衛星通信ネットワーク 64
地下空間 23, 26, 27, 45

て

堤防 . 9, 13, 20, 56, 60, 84, 90, 92, 101, 103,
108, 124, 170, 171

と

トイレ 118, 119
東京 DMAT 98, 162, 163
東京アメッシュ 23, 24, 46, 77
東京都豪雨対策基本方針 11, 15, 19, 21, 22
特別警報 10, 52, 53, 62, 66, 71, 100, 150
特別財政援助 130
床止 124, 171
土砂災害9, 31, 33, 34, 35, 45, 47, 51, 52, 55,
58, 61, 62, 75, 80, 91, 100, 101, 102, 103,
111, 113
土砂災害警戒区域 . 31, 32, 33, 34, 38, 61, 112,
113, 169
土砂災害警戒情報 .. 23, 24, 31, 33, 34, 35, 52,
53, 89, 100, 101, 106, 108
土砂災害特別警戒区域 31, 32, 33, 113
土砂災害防止法 31
土のうステーション 29, 170

な

内水 15, 22, 23, 25, 27, 28, 41, 90, 103, 108,
112, 123, 124, 169, 171

の

野川 6, 9, 11, 12, 13, 20, 21, 22, 24, 25, 27,
59, 67, 68, 83, 88, 111

は

排水施設 124, 171
ハザードマップ 25, 27, 28, 31, 34, 35, 43, 45,
46, 77, 112, 145, 146, 169
氾濫危険情報 .. 23, 52, 53, 59, 68, 87, 92, 100
氾濫危険水位 81, 82, 85, 86, 87
氾濫警戒情報 52, 53, 84, 92, 100

ひ

被害想定 38, 146
樋管 29, 88, 124, 170
備蓄 .. 26, 28, 55, 96, 98, 116, 117, 123, 124,
133, 149, 153
避難経路 47, 103, 110
避難行動要支援者.. 43, 102, 105, 106, 111, 135,
137, 139
避難行動要支援者名簿..... 43, 102
避難指示4, 29, 33, 34, 45, 47, 59, 68, 77, 80,
82, 83, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106,
107, 108, 109, 110, 159
避難準備 106, 150
避難所運営マニュアル..... 26, 114
避難所救護所 97, 99
避難判断水位 9, 81, 82
避難誘導 .. 23, 27, 34, 48, 54, 56, 91, 93, 95,
101, 102, 105, 107, 109, 110, 115, 125,
127, 134, 135, 153, 161, 163, 164
樋門 29, 46, 124, 170, 171

ふ

福祉避難所 100, 112, 135
復興本部 44
噴火警戒レベル 150
噴火警報 149, 150, 152

へ

ペット同行避難 112

ほ

防火水槽 140
防災（語学）ボランティア 77
防災基本計画 3
防災区民組織 45, 110, 152
防災訓練 35, 43, 45, 46, 47, 48, 101
防災塾 25
防災情報システム 59
防災情報提供システム 52, 66, 80, 100
防災倉庫 26
防災船着場 124, 171
防災ポータル 25, 28, 33, 34, 68, 101, 108, 134,
136

放送要請 77
ホットライン 52, 64, 68, 100

ま

丸子川 . 6, 11, 12, 21, 22, 24, 25, 27, 59, 67,
86, 87

め

目黒川 7, 11, 12, 21, 22

や

谷沢川 . 6, 11, 12, 21, 22, 24, 25, 27, 59, 67,
86, 87, 88

ゆ

行方不明者 95, 97, 99, 110
輸送拠点 116

り

罹災証明 128
陸間 29, 60, 61, 170

世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕本編②
【風水害編】【富士山等噴火降灰対策編】【大規模事故対策編】
(世田谷区広報印刷物登録番号 No. 2322)

令和7年3月発行

昭和39年 作成
昭和40年 第1次修正
令和 7年 第41次修正

編集・発行 世田谷区防災会議

事務局 世田谷区 危機管理部 災害対策課
世田谷区世田谷4-21-27
電話 03-5432-2262
FAX 03-5432-3014

